

第4期第2回 横浜市子ども・子育て会議〔総会〕

日時：平成31年3月27日（水）18:30～20:30

場所：関内新井ホール

次第

1 こども青少年局長あいさつ

2 部会報告

- (1) 子育て部会
- (2) 保育・教育部会
- (3) 放課後部会
- (4) 青少年部会

3 審議事項

- (1) 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」（案）について
- (2) 支給認定基準の改正について

4 報告事項

- (1) グループトーク「みんなで話そう！横浜での子育て」の開催報告について
- (2) 幼児教育・保育の無償化について
- (3) 平成31年度こども青少年局予算について
- (4) 第3期横浜市教育振興基本計画について

5 その他

【添付資料】

- | | |
|---------|----------------------------------------------------------------|
| 資料1-1 | 第4期 横浜市子ども・子育て会議 委員名簿 |
| 資料1-2 | 第4期 横浜市子ども・子育て会議 臨時委員名簿 |
| 資料1-3 | 横浜市子ども・子育て会議事務局名簿 |
| 資料2-1 | 横浜市子ども・子育て会議条例 |
| 資料2-2 | 横浜市子ども・子育て会議運営要綱 |
| 資料3-1～4 | 部会報告書（子育て部会、保育・教育部会、放課後部会、青少年部会） |
| 資料4 | 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」（案）について |
| 資料5 | 平成32年4月に向けた支給認定基準の見直しについて |
| 資料6 | グループトーク「みんなで話そう！横浜での子育て」開催報告 |
| 資料7 | 幼児教育・保育の無償化について |
| 資料8 | 平成31年度こども青少年局予算概要 |
| 別添資料 | 第3期横浜市教育振興基本計画（概要版） |

第4期 横浜市子ども・子育て会議 委員名簿

(敬称略・50音順)

	所 属 ・ 役 職 等	氏 名
1	文教大学人間科学部 准教授	あおやま てつべい 青山 鉄兵
2	千葉敬愛短期大学 学長	あかし よういち 明石 要一
3	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	おおた けいぞう 太田 恵蔵
4	横浜市青少年指導員連絡協議会 委員 旭区青少年指導員連絡協議会 会長	おおの いさお 大野 功
5	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	おおば りょうじ 大庭 良治
6	恵泉女学園大学 学長	おおひなた まさみ 大日向 雅美
7	國學院大学 人間開発学部 子ども支援学科 教授	かみなが みつこ 神長 美津子
8	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	きもと しげる 木元 茂
9	市民委員	くまがい ひろのぶ 熊谷 浩伸
10	横浜商工会議所 女性会 副会長	ごとう みさこ 後藤 美砂子
11	横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会	さとう しんいちろう 佐藤 慎一郎
12	静岡県立大学 国際関係学部 教授	つとみ ひろし 津富 宏
13	市民委員	なんば ゆうこ 難波 裕子
14	駒澤大学 総合教育研究部 教授	はぎわら けんじろう 萩原 建次郎
15	横浜市PTA連絡協議会 副会長	ひぐち まさこ 樋口 真砂子
16	横浜市民生委員児童委員連絡協議会 緑区主任児童委員連絡会代表	ふじい ちか 藤井 千佳
17	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	やぎさわ えな 八木澤 恵奈
18	横浜地域連合 副議長	やない けんいち 柳井 健一
19	よこはま一人子育てフォーラム 世話人	やまだ みちこ 山田 美智子
20	小田原短期大学 学長	よしだ まり 吉田 真理

【第4期任期:平成30年11月1日～平成32年10月31日】

第4期 横浜市子ども・子育て会議 部会名簿

1 子育て部会

◎: 部会長 ○: 職務代理者 臨: 臨時委員

(敬称略・50音順)

	所 属 ・ 役 職 等		氏 名
1	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	○	おおた けいぞう 太田 恵蔵
2	神奈川県小児保健協会 会長	臨	ごとう あきこ 後藤 彰子
3	横浜商工会議所 女性会 副会長		ごとう みさこ 後藤 美砂子
4	横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会		さとう しんいちろう 佐藤 慎一郎
5	市民委員		なんば ゆうこ 難波 裕子
6	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長		やぎさわ えな 八木澤 恵奈
7	横浜地域連合 副議長		やない けんいち 柳井 健一
8	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人		やまだ みちこ 山田 美智子
9	小田原短期大学 学長	◎	よしだ まり 吉田 真理

2 保育・教育部会

◎: 部会長 ○: 職務代理者 臨: 臨時委員

(敬称略・50音順)

	所 属 ・ 役 職 等		氏 名
1	横浜市PTA連絡協議会 副会長	臨	あらまき まさのり 荒巻 正則
2	千葉明德短期大学 保育創造学科 教授	臨○	いしい あきひと 石井 章仁
3	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長		おおば りょうじ 大庭 良治
4	子どもの領域研究所 所長	臨	おぎ まり 尾木 まり
5	國學院大学 人間開発学部 子ども支援学科 教授	◎	かみなが みつこ 神長 美津子
6	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長		きもと しげる 木元 茂
7	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜相談センター長	臨	にいほり ゆみこ 新堀 由美子
8	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人代表	臨	てんみょう みほ 天明 美穂
9	東京成徳短期大学 幼児教育学科 教授	臨	まつもと すみこ 松本 純子
10	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	臨	もり かよこ 森 佳代子

3 放課後部会

◎: 部会長 ○: 職務代理者 臨: 臨時委員

(敬称略・50音順)

	所属・役職等		氏名
1	文教大学人間科学部 准教授	○	あおやま てっぺい 青山 鉄兵
2	千葉敬愛短期大学 学長	◎	あかし よういち 明石 要一
3	横浜市青少年指導員連絡協議会 委員 旭区青少年指導員連絡協議会 会長		おおの いさお 大野 功
4	横浜市子ども会連絡協議会 会長	臨	くどう はるじ 工藤 春治
5	市民委員		くまがい ひろのぶ 熊谷 浩伸
6	横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課 首席指導主事	臨	せこ まさき 世古 正樹
7	横浜市民生委員児童委員連絡協議会 緑区主任児童委員連絡会代表		ふじい ちか 藤井 千佳
8	横浜市PTA連絡協議会 副会長		ひぐち まさこ 樋口 真砂子
9	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	臨	みやなが ちえこ 宮永 千恵子
10	横浜市小学校長会 副会長	臨	やなぎさわ じゅん 柳澤 潤

4 青少年部会

◎: 部会長 ○: 職務代理者 臨: 臨時委員

(敬称略・50音順)

	所属・役職等		氏名
1	神奈川県弁護士会 弁護士	臨	いはら あやこ 井原 綾子
2	K2インターナショナルグループ 特定非営利活動法人ヒューマンフェローシップ 代表理事	臨	いわもと まみ 岩本 真実
3	横浜市民生委員児童委員協議会 理事 保土ヶ谷区民生委員児童委員協議会 会長	臨	えがち たけお 江渕 武雄
4	横浜市青少年指導員連絡協議会 委員 旭区青少年指導員連絡協議会 会長		おおの いさお 大野 功
5	横浜市PTA連絡協議会 会計	臨	かんの ようこ 菅野 陽子
6	特定非営利活動法人 ユースポート横濱 よこはま若者サポートステーション 施設長	臨	くまべ りょうこ 熊部 良子
7	静岡県立大学 国際関係学部 教授	◎	つとみ ひろし 津富 宏
8	横浜市立中学校長会	臨	でぐち はるき 出口 晴基
9	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 社会福祉学科 准教授	臨	なかむら みやこ 中村 美安子
10	横浜市立高等学校長会	臨	なべやま ひでひこ 鍋山 英彦
11	駒澤大学 総合教育研究部 教授	○	はぎわら けんじろう 萩原 建次郎
12	認定特定非営利活動法人 つづき区民交流協会 都筑多文化・青少年交流プラザ 館長	臨	はやしだ いくみ 林田 育美

横浜市子ども・子育て会議〔総会〕 事務局名簿

子ども青少年局

区分	所 属	氏 名
局長	子ども青少年局長	齋 藤 聖
部 長	子ども青少年局副局長(総務部長)	出 口 洋 一
	子ども青少年局医務担当部長	辻 本 愛 子
	青少年部長	宮 谷 敦 子
	子育て支援部長	吉 川 直 友
	保育対策等担当部長	金 高 隆 一
	子ども福祉保健部長	細 野 博 嗣
	中央児童相談所長	菅 原 正 興
課 長	総務課長	渋 谷 昭 子
	青少年育成課長	金 子 利 恵
	青少年相談センター所長	内 田 太 郎
	放課後児童育成課長	茨 志 麻
	放課後児童育成課整備担当課長	浦 崎 真 仁
	子育て支援課長	永 井 由 香
	保育・教育運営課長	武 居 秀 顕
	保育・教育運営課運営指導等担当課長	小 田 繁 治
	保育・教育運営課給付・支給認定担当課長	河 合 太 一
	保育・教育運営課幼児教育・保育無償化担当課長	古 石 正 史
	保育・教育人材課長	甘 粕 亜 矢
	保育・教育人材課幼・保・小連携担当課長	金 子 正 人
	保育対策課長	片 山 久 也
	子ども施設整備課長	山 本 淳 一
	子ども家庭課長	谷 口 千 尋
	子ども家庭課児童虐待・DV対策担当課長	秋 野 奈 緒 子
	子ども家庭課児童施設担当課長	安 藤 敦 久
	子ども家庭課親子保健担当課長	丹 野 久 美
	中央児童相談所支援課長	畑 岡 真 紀
	中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	吉 沢 賢 治
障害児福祉保健課長	遠 藤 文 哉	
係 長	青少年育成課担当係長	安 形 和 倫
	放課後児童育成課担当係長	大 岩 真 人
	子育て支援課子育て支援係長	前 川 周
	保育・教育運営課運営調整係長	大 槻 彰 良
	保育・教育運営課給付・支給認定担当係長	田 中 康 之
	保育・教育運営課担当係長	佐 藤 真 知
	保育対策課担当係長	佐 藤 洋 平
	子ども施設整備課担当係長	宮 野 太 志
	子ども家庭課子ども家庭係長	八 木 慶 子
	子ども家庭課担当係長	藤 浪 博 子
障害児福祉保健課担当係長	柄 洋 平	
関係局		
企画 担当 課長	健康福祉局 企画課長	平 木 浩 司
	教育委員会事務局 教育政策推進課担当課長	島 谷 千 春
事務担当		
	企画調整課長	福 嶋 誠 也
	企画調整課 企画調整係長	三 堀 浩 平
	企画調整課 担当係長	万 年 邦 佳

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。)第 77 条第 1 項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 25 条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 46 号)第 4 条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第 6 条第 1 項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 第3条第2項の規定により平成27年4月1日に任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日から平成28年10月31日までとする。

附 則 (平成26年9月条例第59号)

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 横浜市子ども・子育て会議条例第1条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則 (平成27年2月条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第1項とし、同項に見出しを付し、附則に1項を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市が保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

平成 30 年度子ども・子育て会議部会報告書

部会名〔子育て部会〕

(期間) 平成 30 年 11 月 28 日～平成 31 年 3 月 26 日

1. 部会開催状況

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第 1 回	平成 31 年 1 月 22 日 18:00～19:50 神奈川県中小企業 センタービル	(1) 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における 「量の見込み」(案)について
第 2 回	平成 31 年 1 月 31 日 18:00～19:10 神奈川県中小企業 センタービル	(1) 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における 「量の見込み」(案)について

2. 主な報告内容

・第 1 回

報告事項	(1) 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における 「量の見込み」(案)について
報告内容	次期計画(計画期間: 32 年度～36 年度)の策定に向けて、「量の見込み」の案に ついて説明し、了承された。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・量の見込みの算出根拠となる数値を、システム等の導入や改修によって、より 正確に把握できるようになったのはよかった。 ・育児支援家庭訪問事業について、実績から見ると計画値が高く見込まれている が、現場でも母子保健コーディネーターの配置により、利用が増えると考えて いる。

・第2回

報告事項	(1) 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における「量の見込み」(案)について
報告内容	次期計画(計画期間:32年度~36年度)の策定に向けて、「量の見込み」の案について説明し、了承された。
主な意見	<ul style="list-style-type: none">・保育所等の利用が増え、地域子育て支援拠点事業等の親子の居場所を利用する期間が短くなっている。ニーズに合った対応ができるよう質の向上についても考えていく必要があると思う。・保護者の方にとって、ニーズ調査の質問項目がわかりやすいものだったのかどうかについて、今後も考えていく必要がある。

平成 30 年度子ども・子育て会議部会報告書

部会名〔保育・教育部会〕

(期間) 平成 30 年 11 月 28 日～平成 31 年 3 月 26 日

1. 部会開催状況

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第 4 回	平成 30 年 11 月 29 日 18 : 10～19 : 30 松村ビル本館地下 マツ・ムラホール	(1) 横浜市預かり保育幼稚園等の新規認定について
第 5 回	平成 31 年 1 月 21 日 18 : 10～20 : 15 神奈川産業振興 センター 1 3 階 第 2 会議室	(1) 「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」結果について (2) 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」(案)について
第 6 回	平成 31 年 3 月 26 日 18 : 10～21 : 00 松村ビル本館地下 マツ・ムラホール	(1) 支給認定基準の改正について (2) 幼児教育・保育の無償化について (3) 横浜市預かり保育幼稚園等の新規認定について (4) 幼保連携型認定こども園の認可及び補助金交付先法人の審査について (5) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について ※議事録の未確定等の理由により、次回総会で報告いたします。

2. 主な報告事項

第 4 回

報告事項	(1) 横浜市預かり保育幼稚園等の新規認定について
報告内容	審議の結果、部会の意見として、事務局案のとおり 1 件を新規認定することが適当とされた。
主な意見	特になし

第5回

報告事項	(1)「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」結果について
報告内容	来年度(31年度)末の次期計画(計画期間:32年度~36年度)策定に向けて、子育てをされているご家庭の現状とニーズを把握するために実施したアンケート調査結果の説明及び報告を行った。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・親子の居場所の認知と利用について利用希望日数が低いですが、もう少し深く分析すれば高い傾向も見えてくると思うので、そういうデータを活用して、量の見込みを設定していただきたい。
報告事項	(2)次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」(案)について
報告内容	次期計画(計画期間:32年度~36年度)の策定に向けて、「量の見込み」の案について説明し、了承された。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士確保のために新たな処遇改善の打ち出しや幼稚園教諭の免許更新といった面での負担感の軽減もできれば良いと思う。 ・様々な働き方にあわせて、ファミリーサポートシステムや、幼稚園での一時預かりなどのサービスをより一層PRしていただきたい。 ・幼児教育・保育の無償化や働き方改革などで、今後の見込みが変わってくる場合は中間見直しなどの際に、修正していただきたい。

平成 30 年度子ども・子育て会議部会報告書

部会名〔放課後部会〕

(期間) 平成 30 年 11 月 28 日～平成 31 年 3 月 26 日

1. 部会開催状況

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第 2 回	平成 31 年 1 月 29 日 18:30～20:00 市庁舎 8 A 会議室	(1) 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における「量の見込み」(案)について

2. 主な報告事項

報告事項	(1) 次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における「量の見込み」(案)について
報告内容	次期計画(計画期間:32年度～36年度)の策定に向けて、「量の見込み」の案について説明し、了承された。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査の調査結果は、興味深いデータが多いので、量の見込みの算出だけではなく、施策の検討等にも活用した方が良い。 ・確保方策を考えるにあたっては、質の問題についての議論も必要である。

平成 30 年度子ども・子育て会議部会報告書

部会名〔青少年部会〕

(期間) 平成 30 年 11 月 28 日～平成 31 年 3 月 26 日

1. 部会開催状況

回数	開催日時、会場等	主な審議内容等
第 1 回	平成 31 年 2 月 4 日 13:30～14:30 (青少年交流・活動 支援スペース 第 1 研修室)	(1)「横浜市子ども・子育て支援事業計画(32～36 年度)の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」結果について (2) 横浜市子ども・子育て支援事業計画(27～31 年度)について

2. 主な報告事項

報告事項	(1)「横浜市子ども・子育て支援事業計画(32～36 年度)の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」結果について
報告内容	来年度(31 年度)末の次期計画(計画期間:32 年度～36 年度)策定に向けて、子育てをされているご家庭の現状とニーズを把握するために実施したアンケート調査結果の説明及び報告を行った。
主な意見	・問 31「子どもが社会人として自立するため、中・高校生世代のうちに特に身に付けてほしいと思うものは何ですか。」について、4.4%の方が「その他」と回答している。あえて自由記載欄に書いたことに意味があるはずなので、データを丁寧に確認してほしい。
報告事項	(2) 横浜市子ども・子育て支援事業計画(27～31 年度)について
報告内容	現行の横浜市子ども・子育て支援事業計画に足りない視点や追加すべき内容について、ご意見をいただいた。
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の様々な活動に参加する機会を増やすことで、子ども・青少年の育成と地域全体の活力向上につながる。学校の協力も不可欠。 ・地域の方々が運営している居場所とユースプラザのような行政がつくる居場所が連携し、地域と包括的に進めていくと全体のボトムが上がる。 ・高校に進学しても中退してしまう生徒や高校卒業時に進路未決定の生徒がいるため、在学中にサポートステーション等の機関がつながっておくことが重要。就労支援機関が中学や高校と密に関わるとよい。 ・支援をする中で、発達障害や支援機関についての学校の知識が少ないと感じることがある。連携できるよう、先生に知識を得てもらえる体制がつけるとよいのではないか。 ・若者支援はひきこもり支援というイメージが強いように感じるが、ひきこもり状態になくとも困難を抱える若者はいる。若者全体が様々な困難を抱えていることや、学校に通っている若者でも自由に相談に行ける場があるということの啓発・周知が必要。

- ・青少年の地域活動拠点をもっと活用する方向を考えなければならないのではないか。育ちの連続性を視野に入れ、支援対象者を切り分けずに、地域活動拠点をもっと広げ、活用していかないと、社会全体で青少年を育成していくことは難しい。
- ・地域活動拠点事業が、不登校・ひきこもりなどの若者支援にもつながっていくということがわかるような施策の打ち出しをするべきではないか。
- ・支援の枠をつくってもその枠からこぼれ落ちてしまう方が出てくる。そのような方に対して、必ずしも支援者と被支援者という関係性ではなく、それ以外の関係性の中でできることもあると思う。
- ・様々な文化や価値観が身の周りに溢れる中で、コミュニケーション能力として必要なのは、自分のことをアピールすることではなく、言葉にならない思いを感じ取る力なのではないか。いじめなど、相手に対する想像力が欠けていることが問題で、共生、ともに生きるという方向に向かう資質を育むような視点が求められる。
- ・ニーズ把握のための調査の間 38 の結果から、中学生の保護者も自身が困っていることを気軽に相談できる場が欲しいと考えていることが推測される。地域活動拠点は保護者にもニーズがあるのではないか。子どもたちへの周知と同時に、保護者の方への周知についても検討するべきである。
- ・地域活動拠点づくりには、中高生のニーズや嗜好を把握することが必要。
- ・青少年はこれからの社会を担う存在であるので、どのような社会をつくりたいかという視点で議論すべきである。
- ・生きづらさを抱える子どもは支援や治療を求めているのではない。自助グループのようなところで表現活動等、感情を発散できるような活動ができるとよい。
- ・中高生の誰もが働く経験ができる場所がたくさんあると、より早い段階から働くことのハードルを下げることができるのではないか。
- ・学校がコーディネーション機能を持ち、就労体験やボランティア活動等を子どもたちが楽しみながらできるとよい。場合によっては、福祉関係者が自分の職業を紹介する際に、あわせて、子どもが抱える課題について相談に乗るという機会があってもよいと思う。

次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」(案)について

【趣旨】

- ◆ 「横浜市子ども・子育て支援事業計画」(以下「計画」)には、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する各年度の「量の見込み」(ニーズ量)及び量の見込みに対応する「確保方策」(確保量)を記載しています。
- ◆ 現行計画の計画期間が31年度までとなっていることから、次期計画(計画期間:32年度~36年度)の策定に向けて、「量の見込み」及び「確保方策」を設定する必要があります。
- ◆ 本日は、これまでに各部会において検討を進めてきた「量の見込み」(案)についてとりまとめを行います。

【次期計画策定までの今後の主なスケジュール(予定)】

- | | |
|-----------|--------------------------------------------|
| 平成31年5月頃~ | 各部会において、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「確保方策」の検討 |
| 7月頃~ | 総会・各部会において、計画素案(案)の検討 |
| 9月頃 | 総会において、計画素案(案)（「量の見込み」及び「確保方策」を含む）のとりまとめ |
| 10月頃 | 計画素案公表、パブリックコメントの実施 |
| 12月頃 | 各部会において、計画原案(案)の検討
総会において、計画原案(案)のとりまとめ |
| 32年3月 | 計画策定 |

【参考】事業計画に「量の見込み」及び「確保方策」を記載する事業

事業区分		本市実施事業	所掌部会			
			子育て	保育・教育	放課後	
保育・教育	教育・保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所 		○		
	地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育 ・小規模保育 ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育 				
地域子ども・子育て支援事業	1	妊婦に対して健康診査を実施する事業	・妊婦健康診査事業	○		
	2	乳児家庭全戸訪問事業	・こんにちは赤ちゃん訪問事業	○		
	3	子育て短期支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイ ・トワイライトステイ ・母子生活支援施設緊急一時保護事業 	○		
	4	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・育児支援家庭訪問事業 ・養育支援家庭訪問事業 ・要保護児童対策地域協議会 	○		
	5	病児保育事業	・病児保育事業	○		
	6	利用者支援に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜子育てパートナー ・保育・教育コンサルージュ ・母子保健コーディネーター 	○	○	
	7	時間外保育事業	・延長保育事業（夕延長）		○	
	8	放課後児童健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ ・放課後キッズクラブ（一部） 			○
	9	地域子育て支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点 ・親と子のつどいの広場 ・認定こども園及び保育所子育てひろば ・私立幼稚園等はまっ子広場等 	○		
	10	一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園での一時預かり ・保育所での一時保育 ・横浜保育室での一時保育 ・乳幼児一時預かり事業 ・親と子のつどいの広場での一時預かり ・24時間型緊急一時保育 ・休日の一時保育 	○	○	
	11	子育て援助活動支援事業	・横浜子育てサポートシステム	○		

1 現行計画における「量の見込み」について

(1) 算出根拠

計画策定の際、国から、量の見込みの算出にあたっての考え方や算出方法が、全国一律の参酌標準（参考とするべき基準）として示されました（「基本指針」、「手引き」）。

本市では、これらをもとにして、必要に応じて本市の実情等を加味して、事業ごとに量の見込みを算出しています。

(2) 算出方法

一般的な算出方法としては、対象となる児童数（推計人口）に、利用ニーズ把握のための調査（平成 25 年度実施）により求めた潜在家庭類型（父母の有無及び就労状況により 8 種類に分類）の割合と、各事業の利用意向の割合を掛け合わせた値を計画最終年度の 31 年度の量の見込み（到達点）として算出しています。

また、平成 31 年度に向けた各年度（27～30 年度）の量の見込みについては、25 年度の実績値を起点として、31 年度の量の見込み（到達点）に向けて平均的に増加（または減少）するものとして算出しています。

$$\text{量の見込み} = \text{児童数（推計人口）} \times \text{潜在家庭類型の割合} \times \text{利用意向の割合}$$

※上記は一般的な計算式であり、事業により算出方法は異なります。

（各事業の具体的な算出方法は「別紙 1」、量の見込みは「別紙 3」参照）

【参考】潜在家庭類型の種類（国の手引きから抜粋）

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプ A	ひとり親家庭
タイプ B	フルタイム×フルタイム
タイプ C	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)
タイプ C'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)
タイプ D	専業主婦（夫）
タイプ E	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部)
タイプ E'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部)
タイプ F	無業×無業

2 次期計画における「量の見込み」について（案）

（1）次期計画策定に向けて国から示されている内容

国から、あらたに「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」が示されています（平成30年8月24日）。

その中で、量の見込みの算出等の考え方については、「第一期の支援事業計画の作成にあたって示した『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』を基本」とすることとされています。また、利用者支援事業については、「基本型・特定型と母子保健型を分けて記載」すること、「放課後児童健全育成事業及び幼稚園における預かり保育等の取扱いに関する量の見込みの算出方法等については、後日お示しする予定」であることなどが示されています。

（2）本市における「量の見込み」の算出にあたっての基本的考え方、算出方法

（各事業の具体的な算出方法については「別紙1」のとおり）

- ア ○現行計画と同様、国の基本指針や手引き等に基づき、対象となる児童数（推計人口）や利用ニーズ把握のための調査（平成30年度実施）結果、事業実績等をもとに、次期計画の最終年度である平成36年度の量の見込み（到達点）を算出します。
- 36年度に向けた各年度（32～35年度）の量の見込みについては、潜在的なニーズが徐々に顕在化する（またはニーズが徐々に下がる）と仮定し、現時点での31年度末の見込値を起点として、36年度の量の見込み（到達点）に向けて、平均的に増加（または減少）していくものとして算出します。
- イ 各事業の特性や実績など個別事情により、上記アによる算出が適当でない事業については、実情に応じて算出します。

※本日お示しする「量の見込み」（案）については、算出に用いている事業実績や推計人口等を計画策定までに最新データに更新することなどにより、変更となる場合があります。

(3) 推計人口について

量の見込みの算出にあたっては、平成27年度の国勢調査結果をもとに本市が29年度に算出した推計人口（以下、「元推計」）を一部補正（※）して使用します。

※補正内容：元推計の30年度の値を実績値に更新（置換）したうえで、元推計における年度ごとの増減率を使用して32年度以降の推計人口を算出

（単位：人）

	元推計	実績	推計人口（補正後）				
	平成30年度		平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
0歳	29,077	27,561	26,478	26,127	25,881	25,692	25,535
1歳	29,630	29,210	27,915	27,452	27,092	26,839	26,648
2歳	30,394	30,098	28,602	27,952	27,484	27,120	26,868
3歳	29,502	30,621	30,616	29,926	29,243	28,748	28,364
4歳	29,475	30,310	31,113	30,255	29,577	28,904	28,420
5歳	30,203	31,105	30,250	31,107	30,249	29,573	28,903
0-5歳計	178,281	178,905	174,974	172,819	169,526	166,876	164,738
6歳	30,280	30,565	29,613	29,560	30,393	29,552	28,892
7歳	30,749	31,450	30,723	29,896	29,840	30,682	29,833
8歳	31,047	31,606	30,643	30,475	29,661	29,613	30,440
9歳	31,018	31,629	31,177	30,611	30,445	29,645	29,597
10歳	31,275	32,000	31,584	31,181	30,619	30,445	29,638
11歳	31,175	32,053	31,802	31,740	31,332	30,753	30,580
12歳	31,073	31,049	31,282	30,946	30,884	30,488	29,952
13歳	30,946	32,151	32,400	32,516	32,145	32,082	31,677
14歳	32,302	33,062	31,825	31,936	32,042	31,679	31,610
15歳	32,799	33,301	31,440	31,572	31,688	31,799	31,442
16歳	34,031	34,003	32,731	31,358	31,493	31,604	31,714
17歳	34,718	34,250	33,242	32,733	31,366	31,507	31,611
合計	559,694	566,024	553,436	547,343	541,434	536,725	531,724

(4) 「量の見込み」（案）について

各事業の「量の見込み」（案）については、「別紙2」及び「別紙3」のとおりです。

「保育・教育」に関する量の見込み（案）の算出について

1 量の見込みの算出方法

現行計画と同様、国の手引き等に基づき、「児童数（推計人口）×潜在家庭類型の割合×利用意向の割合」により算出します。

2 ニーズ割合（潜在家庭類型の割合×利用意向の割合）

潜在家庭類型の割合に利用意向の割合を乗じてニーズ割合を算出した結果、2024（H36）年度の全年齢のニーズ割合は52.5%となりました。

	3号		2号	全年齢	1号
	0歳	1-2歳	3-5歳		3-5歳
ニーズ割合	31.1%	52.8%	58.7%	52.5%	41.3%

※1 「3歳以上の全ての子どもに教育・保育を保障する」という制度の理念に基づき、1号・2号のニーズ割合の合計が100%に至らない分は、100%になるよう1号・2号に按分して上乘せ。

※2 保育の必要性の認定（保育短時間利用）にかかる就労時間の下限については、月64時間として量の見込みを算出。

3 量の見込み（案）

2024（H36）年度に向け、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定しています。

このため、各年度の量の見込みは、5年間で平均的に2号、3号については増加、1号については減少するよう算出しています。

(表1) 2号・3号の量の見込み（案）

単位：人

	年齢	ニーズ割合	次期計画					確保方策の方向性
			2020年度 H32	2021年度 H33	2022年度 H34	2023年度 H35	2024年度 H36	
3号	0歳	31.1%	7,079	7,293	7,507	7,721	7,946	保育所、地域型保育、認定こども園、横浜保育室、企業主導型保育、幼稚園預かり保育（2歳児受入）
	1-2歳	52.8%	25,572	26,245	26,918	27,591	28,276	
2号	3-5歳	58.7%	45,032	46,344	47,656	48,968	50,278	保育所、認定こども園、幼稚園等預かり保育、企業主導型保育
計			77,683	79,882	82,081	84,280	86,500	
前年比			2,199	2,199	2,199	2,199	2,220	
プラス分			2,289	2,289	2,289	2,289	2,292	
マイナス分			▲ 90	▲ 90	▲ 90	▲ 90	▲ 72	

(表2) 1号の量の見込み（案）

単位：人

	年齢	ニーズ割合	次期計画					確保方策の方向性
			2020年度 H32	2021年度 H33	2022年度 H34	2023年度 H35	2024年度 H36	
1号	3-5歳	41.3%	47,336	44,353	41,370	38,387	35,409	幼稚園、認定こども園(教育時間のみ)

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み(案)の算出の考え方

		次期計画(H32～H36年度)					現行計画(H27～H31年度)					
地域子ども・子育て支援事業		「妊婦に対して健康診査を実施する事業」										
本市事業		妊婦健康診査事業										
事業内容		妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費用の一部を助成します。										
量の見込み(案)算出の考え方	対象年齢	—										
	算出根拠	方法	国「基本指針」による ※「手引き」に算出方法の記載無し									
		概要	<p>■国の「基本指針」における参酌標準(要旨) 母子健康法の規定による望ましい基準及び各年度の同法に規定する妊娠の届出件数を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。</p> <p>■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法 計画最終年度(平成36年度)の量の見込み =「補助券を利用可能な妊婦人数」×「妊婦一人当たりの平均使用回数」 (1)「補助券を利用可能な妊婦人数」=「妊娠届出数」+「妊婦異動届出数」 ※人口推計における0歳児の毎年度の増減率と同様に推移すると見込む。 (2)「妊婦一人当たりの平均使用回数」=11回(H26～H28年実績の平均)</p> <p>※ 途中年度(32～35年度)については、31年度見込値から計画最終年度(36年度)に向けて均等に量が推移するものとして算出。</p>					<p>■国の「基本指針」における参酌標準(要旨) 母子健康法の規定による望ましい基準及び各年度の同法に規定する妊娠の届出件数を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。</p> <p>■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法 「量の見込み(回/年)」=「妊娠届出数(見込)」×89.09%(妊娠届出数に対する出生割合平均)×「40歳以上割合」×7回/年 +「妊娠届出数(見込)」×89.09%×「40歳未満割合」×13回/年</p> <p>・40歳以上の出産については、健康診査のうち半数は保険適用となると想定し、7回の利用とした。 ・40歳以上出産割合は、毎年0.4%増加する見込みで算出した。 ・40歳未満は、12～14回分の利用と推定していることから、平均13回の利用とした。</p>				
	指標(単位)	延べ受診回数(回/年)										
	現行計画からの変更等の考え方	<p>・現行計画策定時は妊婦一人一人の補助券利用実績データを保有していなかったため推定値を用いていたが、母子保健システムの導入により、実績データを取得することが可能となったことから、この数値を採用した。</p> <p>・「補助券を利用可能な妊婦人数(※)」は、人口推計における0歳児の毎年度の増減率と同様に推移すると見込んだ。 ※次期計画から、他都市から転入者を含むこととする。</p> <p>・途中年度(32～35年度)の量の見込みについては、31年度見込値から計画最終年度(36年度)に向けて均等に量が推移するものとして算出。</p>										
量の見込み(案)	全市	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	
		351,576	346,938	342,301	337,664	333,027						

現行計画から変更のあった箇所(アンダーライン)を付しています。

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み(案)の算出の考え方

		次期計画(H32～H36年度)					現行計画(H27～H31年度)	
地域子ども・子育て支援事業		「乳児家庭全戸訪問事業」						
本市事業		こんにちは赤ちゃん訪問事業						
事業内容		子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を、地域の訪問員(横浜市子育て支援者、民生委員・児童委員、主任児童委員等)が区役所と連携して訪問し、育児情報の提供等を行います。						
量の見込み(案)算出の考え方	対象年齢	0歳						
	方法	国「基本指針」による						
		※「手引き」に算定方法の記載無し						
	算出根拠	<p>■国の「基本指針」における参酌標準(抜粋) 出生数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p> <p>■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法 「量の見込み」＝「各年度0歳推計人口数」×「各年度訪問率※」 ※各年度訪問率は、各区の31年度見込値を基礎として、前年度比100.6% (27～29年度の伸び率の平均)で推移するものとする。 <u>ただし、区別訪問率の過去最高値98.6%(28年度保土ヶ谷区の実績)を上限とする。</u></p>			<p>■国の「基本指針」における参酌標準(抜粋) 出生数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p> <p>■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法 「見込量(件)」＝「各年度0歳推計人口数」×「各年度訪問率」 ・各年度訪問率は、現状訪問率の伸びを加味して、31年度の目標値を90%に設定し、量の見込みを設定した。</p>			
	指標(単位)	訪問件数(件/年) 及び 訪問率(%)						
現行計画からの変更等の考え方	<p>・「現状訪問率の伸び」を、前年度比100.6%(27～29年度の伸び率の平均)で推移するものとした。</p> <p>・前年度比100.6%で推移した場合、36年度の目標値が100%を超えてしまう区があるため、該当区については、区別訪問率の過去最高値98.6%(28年度保土ヶ谷区の実績)を上限とした。</p>							
量の見込み(案)	全市	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度		
		24,861	24,675	24,579	24,539	24,524		
		93.9%	94.4%	95.0%	95.5%	96.0%		

現行計画から変更のあった箇所(アンダーライン)を付しています。

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み(案)の算出の考え方

		次期計画(H32～H36年度)					現行計画(H27～H31年度)	
地域子ども・子育て支援事業		「子育て短期支援事業」						
本市事業		子育て短期支援事業(①ショートステイ、トワイライトステイ)						
事業内容		児童を養育する家庭において、保護者の疾病等の理由により、一時的に児童を養育することが難しくなった場合に、児童を児童家庭支援センター等で短期的な預かりを実施します。利用にあたっては、児童家庭支援センターへの登録が必要となります。事業内容として、宿泊を伴う「ショートステイ」、夕方から夜間にかけて預かりを行う「トワイライトステイ」、休日や学校が長期休業の場合の「休日預かり」を実施しています。						
量の見込み(案)算出の考え方	対象年齢		0歳～(おおむね)12歳					
	算出根拠	方法	本市独自の方法による					
		概要	<p>■本市における算出の考え方 本市における当該事業の主たる事業対象者は要支援家庭等であり、国の「手引き」による対象者(全家庭類型、冠婚葬祭、リフレッシュ、保護者・家族の病気など)とは異なるため、市独自の方法により算出する。</p> <p>■本市における算出方法 計画最終年度(平成36年度)の量の見込み 「量の見込み(人)」＝「推計対象児童数(人)」×「利用率」 ・「推計対象児童数(人)」＝要保護児童等数 ・年度ごとの推計対象児童数は、各区の要保護児童数等の推計値を基礎とする。 ・「利用率」：ショートステイ＝0.12、トワイライトステイ＝1.09 (平成29年度の実績による割合) ※ 計画最終年度(36年度)に向けて、潜在的なニーズが順次顕在化するものと仮定し、36年度の量の見込みを算出。途中年度については、31年度見込値から均等に量が推移するものとして算出。 ※ 「要保護児童等数」の推計の考え方については、別紙1-7参照</p>					<p>■本市における算出の考え方 本市における当該事業の主たる事業対象者は要支援家庭等であり、国の「手引き」による対象者(全家庭類型、冠婚葬祭、リフレッシュ、保護者・家族の病気など)とは異なるため、市独自の方法により算出する。</p> <p>■本市における算出方法 「量の見込み(人)」＝「推計対象児童数(人)」×「利用率」 ・「推計対象児童数(人)」＝要保護児童等数 ・年度ごとの推計対象児童数は、各区の要保護児童数等の推計値を基礎とする。 ・「利用率」：ショートステイ＝0.03、トワイライトステイ＝0.58 (平成25年度の実績による割合)</p>
	指標(単位)		延べ利用者数(人/年)					
	現行計画からの変更等の考え方		<p>・算出方法に用いている「利用率」を直近の実績による割合に変更。</p> <p>・途中年度(32～35年度)の量の見込みについては、31年度見込値から均等に量が推移するものとして算出。</p>					
量の見込み(案)	全市		32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	
		ショートステイ	601	629	656	683	710	
		トワイライトステイ	5,785	5,951	6,118	6,285	6,452	

現行計画から変更のあった箇所を下線(アンダーライン)を付しています。

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み(案)の算出の考え方

		次期計画(H32～H36年度)					現行計画(H27～H31年度)				
地域子ども・子育て支援事業		「子育て短期支援事業」									
本市事業		子育て短期支援事業(②母子生活支援施設緊急一時保護事業)									
事業内容		1 母子生活支援施設緊急一時保護事業 DVからの避難等、緊急の保護を要する母子を母子生活支援施設に一時的に入所させ、身体・生命の危機から母子を保護するとともに、相談・支援等を行い、母子世帯の福祉の向上を図ります。 2 妊娠期支援事業 緊急一時保護事業の枠を活用して、出産後間もない乳児の養育に課題があると思われる妊産婦を母子生活支援施設に一時的に入所させ、妊娠中から保健指導等を含む支援を行い、安定した生活基盤を整えます。									
対象年齢		0歳～17歳(同伴児童の年齢)									
量の見込み(案)算出の考え方	算出根拠	方法		本市独自の方法による							
		概要		■本市における算出の考え方 当該事業は国の「子育て短期支援事業」の枠組みの中で実施しているものであるが、内容が国の「手引き」による対象者(全家庭類型、冠婚葬祭、リフレッシュ、保護者・家族の病気など)とは異なるため、市独自の方法により算出する。				■本市における算出方法 本市における母子生活支援施設緊急一時保護事業の見込み量及びH28年度からモデル実施、H29年度から本格実施した妊娠期支援事業の利用実績から算出する。			
	指標(単位)		延べ利用世帯数(世帯/年)								
	現行計画からの変更等の考え方		平成28年度にモデル実施し、平成29年度から本格実施した妊娠期支援事業について、年間の利用世帯数を推計し、前回算出した事業量に加えた。								
量の見込み(案)	全市	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
		92	92	92	92	92	92	92	92	92	92

現行計画から変更のあった箇所に下線(アンダーライン)を付しています。

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み(案)の算出の考え方

		次期計画(H32～H36年度)					現行計画(H27～H31年度)				
地域子ども・子育て支援事業		「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資する事業」									
本市事業		①育児支援家庭訪問事業									
事業内容		区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員が、子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し安定した養育ができるよう支援します。									
対象年齢		0歳～17歳									
方法		国「基本指針」による									
		※「手引き」に算出方法の記載無し									
量の見込み(案)算出の考え方	算出根拠	<p>■国の「基本指針」における参酌標準(要旨) 児童福祉法に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童の数等を勘案して、計画期間内に適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p> <p>■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法</p> <p>1 育児支援家庭訪問員 計画最終年度(平成36年度)の量の見込み =「要保護児童等数」×「実施割合」×「世帯平均訪問回数(回/年)」 (1)「実施割合」…36年度見込みを14.5%とする(27～29年度平均:9.0%) (2)「世帯平均訪問回数(回/年)」…36年度見込みを8回とする(27～29年度平均:7.4回) ※ 計画最終年度(36年度)に向けて、潜在的なニーズが順次顕在化するものと仮定し、36年度の量の見込みを算出。途中年度(32～35年度)については、31年度見込値から均等に量が推移するものとして算出。</p> <p>2 育児支援ヘルパー 計画最終年度(平成36年度)の量の見込み =「要保護児童等数」×「実施割合」×「世帯平均派遣回数(回/年)」 (1)「実施割合」…36年度見込みを1.2%とする(27～29年度平均:1.0%) (2)「世帯平均派遣回数(回/年)」…36年度見込みを36回(月3回)とする(27～29年度平均:24.3回) ※ 計画最終年度(36年度)に向けて、潜在的なニーズが順次顕在化するものと仮定し、36年度の量の見込みを算出。途中年度(32～35年度)については、31年度見込値から均等に量が推移するものとして算出。</p> <p>※「要保護児童等数」の推計の考え方については、別紙1～7参照</p>					<p>■国の「基本指針」における参酌標準(要旨) 児童福祉法に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童の数等を勘案して、計画期間内に適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p> <p>■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法</p> <p>①育児支援家庭訪問員 「量の見込み(回/年)」=「養育支援台帳登録者数」×「実施割合」×「訪問回数(回/年)」 ・「養育支援台帳登録者数」=(25年度登録者数)/(25年度18歳以下推計人口) ×(21～24年度の登録者数平均増加率)×(当該年度の18歳以下人口推計) ・「実施割合」=13.8%(25年度実績) ・「訪問回数」=5.87回(23～25年度の1家庭当たり平均訪問回数)</p> <p>②育児支援ヘルパー 「量の見込み(回/年)」=「養育支援台帳登録者数」×「実施割合」×「派遣回数(回/年)」 ・「養育支援台帳登録者数」=(同上) ・「実施割合」=1.33%(育児家庭訪問者数の10%を見込む) ・「派遣回数」=21.7回(23～25年度の1人当たり平均派遣回数)</p>				
		指標(単位)	延べ実施回数(回/年)								
現行計画からの 変更等の考え方		<p>・現行計画策定時の「養育支援台帳」は、現在は「要保護児童等進行管理台帳」になっており、そこに登録されている「要保護児童数」を基礎数値とした。</p> <p>・「実施割合」及び「世帯平均訪問(派遣)回数(回/年)」は、直近3か年実績(27～29年度)を参考に、支援ニーズを踏まえ、36年度の見込みを設定した。</p> <p>・途中年度(32～35年度)の量の見込みについては、31年度見込値から均等に量が推移するものとして算出。</p>									

量の見込み(案)	全市		32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	
			家庭訪問	6,765	6,790	6,815	6,840	6,859
			ヘルパー	2,550	2,553	2,556	2,559	2,560

現行計画から変更のあった箇所に下線(アンダーライン)を付しています。

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み(案)の算出の考え方

		次期計画(H32～H36年度)					現行計画(H27～H31年度)				
地域子ども・子育て支援事業		「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」									
本市事業		②養育支援家庭訪問事業									
事業内容		<p>児童虐待等の問題を抱え、児童相談所が継続支援を行っている養育者に対し、養育者の不安の傾聴、育児相談・支援、家事援助等のため、養育支援家庭訪問員及び養育支援ヘルパーを派遣し、虐待の再発防止等を図ることを目的とします。</p> <p>①養育支援家庭訪問員(社会福祉主事任用資格、保育士、看護師、保健師のいずれかの有資格者)の継続訪問による相談・支援 ②養育支援ヘルパー(委託)による家事・養育の援助</p>									
対象年齢		0歳～17歳									
方法		国「基本指針」による									
算出根拠		※「手引き」に算出方法の記載無し									
量の見込み(案)算出の考え方	概要	<p>■国の「基本指針」における参酌標準(要旨) 児童福祉法に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童の数等を勘案して、計画期間内に適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p> <p>■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法</p> <p>1 養育支援家庭訪問員 計画最終年度(平成36年度)の量の見込み 「量の見込み(回/年)」=「要保護児童数」×「実施割合」×「訪問回数(回/年)」 ・「要保護児童数」=要保護児童数の推計の考え方については、別紙1-7参照 ・「実施割合」=5.4%(27～29年度の「訪問世帯数/要保護児童数」の平均) ・「訪問回数(回/年)」=36年度見込みを21回とする(27～29年度平均13.5回)</p> <p>2 養育支援ヘルパー 計画最終年度(平成36年度)の量の見込み 「量の見込み(回/年)」=「要保護児童数」×「実施割合」×「派遣回数(回/年)」 ・「要保護児童数」=要保護児童数の推計の考え方については、別紙1-7参照 ・「実施割合」=2.6%(27～29年度の「派遣世帯数/要保護児童数」の平均) ・「派遣回数(回/年)」=36年度見込みを84回とする(27～29年度平均72.5回)</p> <p>※ 計画最終年度(36年度)に向けて、潜在的なニーズが順次顕在化するものと仮定し、36年度の量の見込みを算出。途中年度については、31年度見込値から均等に量が推移するものとして算出。</p>					<p>■国の「基本指針」における参酌標準(要旨) 児童福祉法に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童の数等を勘案して、計画期間内に適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p> <p>■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法</p> <p>①養育支援家庭訪問員 「量の見込み(回/年)」=「養育支援台帳登録者数」×「実施割合」×「訪問回数(回/年)」 ・「養育支援台帳登録者数」=(25年度登録者数)/(25年度18歳以下推計人口)×(21～24年度の登録者数平均増加率)×(当該年度の18歳以下人口推計) ・「実施割合」=5.6%(25年度実績) ・「訪問回数」=10.58回(23～25年度の1家庭当たり平均訪問回数)</p> <p>②養育支援ヘルパー 「量の見込み(回/年)」=「養育支援台帳登録者数」×「実施割合」×「派遣回数(回/年)」 ・「養育支援台帳登録者数」=(同上) ・「実施割合」=2.18%(25年度の実績) ・「派遣回数」=44.56回(23～25年度の1人当たり平均派遣回数)</p>				
	指標(単位)	延べ実施回数(回/年)									
	現行計画からの変更等の考え方	<p>・現行計画策定時の「養育支援台帳」は、現在は「要保護児童等進行管理台帳」になっており、そこに登録されている「要保護児童数」を基礎数値とした。</p> <p>・「実施割合」は、年度による増減が大きいため、単年度の実績ではなく、直近3か年平均値(27～29年度)を採用することとした。</p> <p>・「訪問・派遣回数(回/年)」は、支援ニーズを踏まえ、1世帯あたり回数を設定することとした。</p> <p>・途中年度(32～35年度)の量の見込みについては、31年度見込値から均等に量が推移するものとして算出。</p>									
量の見込み(案)	全市		32年度	33年度	34年度	35年度	36年度				
		家庭訪問	4,978	5,030	5,083	5,135	5,187				
		ヘルパー	9,575	9,659	9,744	9,827	9,912				

現行計画から変更のあった箇所に下線(アンダーライン)を付しています。

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み(案)の算出の考え方

		次期計画(H32～H36年度)					現行計画(H27～H31年度)				
地域子ども・子育て支援事業		「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資する事業」									
本市事業		③要保護児童対策地域協議会(児童虐待防止啓発地域連携事業の一部)									
事業内容		「要保護児童対策地域協議会」は、児童福祉法第25条の2に規定されている子どもを守るための地域ネットワークで、要保護児童等の適切な保護または適切な支援のため、関係機関が円滑に連携していくことを目的として設置しています。 本市の「要保護児童対策地域協議会」は、市全体の代表者による「代表者会議(横浜市子育てSOS連絡会)」、各区の実務者による「実務者会議(各区虐待防止連絡会)」、個々の事例に直接関わる関係者によって行われる「個別ケース検討会議」の、3つで構成されています。 「個別ケース検討会議」は、児童虐待の重篤化防止や早期対応のために、関係機関と共に支援方針を検討する重要な会議で、区や児童相談所が継続支援中の要保護児童について、必要に応じて開催します。									
対象年齢		0歳～17歳									
方法		国「基本指針」による									
		※「手引き」に算出方法の記載無し									
量の見込み(案)算出の考え方	算出根拠	<p>■国の「基本指針」における参酌標準(要旨) 児童福祉法に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童の数等を勘案して、計画期間内に適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p> <p>■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法 計画最終年度(平成36年度)の量の見込み 「量の見込み(件/年)」=「要保護児童数(推計)」×「個別ケース検討会議実施割合」 ※ 計画最終年度(36年度)に向けて、潜在的なニーズが順次顕在化するものと仮定し、36年度の量の見込みを算出。途中年度については、31年度見込値から均等に量が推移するものとして算出。</p> <p>・「要保護児童数」の算出方法: 1 平成27年度(H28.3月末時点)の区別の要保護児童数(「要保護児童等進行管理台帳」システムから出力。以下同じ)を平成27年度の区別の児童人口で除して、区別の児童人口に対する要保護児童数の割合を算出:① 2 平成29年度(H30.3月末時点)の区別の要保護児童数を、平成29年度の区別の児童人口で除して、区別の児童人口に対する要保護児童数の割合を算出:② 3 ①と②を比較し、区別の児童人口に対する要保護児童数の割合の1年あたりの増減率を算出する:③ 4 ③の増減率を用いて平成36年度の区別の児童人口に対する要保護児童数の割合を算出:④ 5 平成36年度の区別の児童推計人口に④を乗じて、平成36年度の「要保護児童数」を推計</p> <p>・個別ケース検討会議実施割合:38% (平成27年度から平成29年度の3か年の要保護児童数に対する「個別ケース検討会議」の実施割合の全市平均38%)</p>					<p>■国の「基本指針」における参酌標準(要旨) 児童福祉法に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童の数等を勘案して、計画期間内に適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p> <p>■「基本指針」を踏まえた本市における算出方法 「量の見込み(件/年)」=「養育支援台帳登録者数(Eランクを除く)」×「実施割合」</p> <p>・「養育支援台帳登録者数」の算出方法 1. 25年9月時点の区別の要支援児童及び要保護児童数(以下「要支援児童等数」という)に24年度末の児相の児童虐待新規把握者数の年齢区分(6階層)別の比率を乗じて区別年齢階層別の要支援等児童数を推計:① 2. ①を25年度区別・年齢階層別推計人口で除して、区別年齢階層別の要支援等児童割合を推計:② 3. 27～31年度区別年齢別推計人口に②を乗じる:③ 4. 21年度から24年度の児相の児童虐待新規発見数の年齢階層増加率を年率換算する:④ 5. ④をもとに年齢階層別5年間の伸び率テーブルを作成する:⑤ 6. ③に⑤を乗じる=「養育支援台帳登録件数」</p> <p>・実施割合 : 28.1% (25年度の「養育支援台帳登録者数(Eランクを除く)」に対する「個別ケース検討会議」の実施割合の全市平均)</p>				
		指標(単位)	要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議件数(件/年)								
現行計画からの変更等の考え方		<p>・平成26年度に、区に「虐待対応調整チーム」を設置し、区役所も児童虐待の通告受理機関として、区と児童相談所が連携して、児童虐待対応を行う体制とした。また、要保護児童対策地域協議会の調整機能を、区役所が担うこととなった。</p> <p>さらに、区と児童相談所の連携強化のため、双方で支援が必要な事例を把握し、連携して進行管理ができるよう、共有のランク表を作成し、会議等を行う仕組みとした。併せて、「養育支援台帳システム」から、「要保護児童等進行管理台帳システム」にシステム改修を行い、区と児童相談所の双方で確認できる仕組みをつくった。</p> <p>こうしたことにより、平成25年度の策定時には、区と児童相談所で統一化されていなかった要保護児童数が、平成27年度から同一基準でシステムにより正確に把握できるようになったことから、この数値をもとに、個別ケース検討会議の開催回数を推計することとする。</p> <p>・途中年度(32～35年度)の量の見込みについては、31年度見込値から均等に量が推移するものとして算出。</p>									
量の見込み(案)	全市	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度					
		1,674	1,693	1,707	1,722	1,744					

現行計画から変更のあった箇所(アンダーライン)を付しています。

- 【用語解説】
- 要保護児童数： 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（児童福祉法第6条第3項第8項規定）として、児童相談所及び区役所が把握している児童の数
 - 要保護児童等数： 要保護児童に加え、「要支援児童」「特定妊婦」を加えた数
 - 要支援児童： 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（児童福祉法第6条第3項第5項規定）として、児童相談所及び区役所が把握している児童の数
 - 特定妊婦： 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条第2項第5項規定）として児童相談所及び区役所が把握している妊婦の数

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み(案)の算出の考え方

		次期計画(H32～H36年度)					現行計画(H27～H31年度)				
地域子ども・子育て支援事業		「病児保育事業」									
本市事業		病児保育事業									
事業内容		病気又は病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を医療機関併設の病児保育室で預かり、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業です。									
対象年齢		0歳～12歳					0歳～5歳				
量の見込み算出の考え方	方法	国「基本指針」による									
	算出根拠	<p>■国「基本指針」における参酌標準(要旨) 利用実績や利用希望を勘案して、適切と考える区域ごとに整備されるよう、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。</p> <p>■「基本指針」を踏まえた本市における量の見込みの考え方 ・各区1か所に加えて、需要の高い区に複数か所を見込む。 ・次期計画中に現行計画の目標値である27か所を達成したうえで、横浜市中期計画における33年度目標値29か所を目指して、目標事業量を設定する。</p>					<p>■国「基本指針」における参酌標準(要旨) 利用実績や利用希望を勘案して、適切と考える区域ごとに整備されるよう、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定する。</p> <p>■「基本指針」を踏まえた本市における量の見込みの考え方 ・各区1か所に加えて、需要の高い区に2か所の整備を見込む。 ・「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」における26年度目標値である27か所が達成できていないことから、これを目標事業量として設定する。</p>				
	指標(単位)	実施箇所数(か所)									
	現行計画からの変更等の考え方	各区1か所に加えて、需要の高い区に複数か所を見込む。									
量の見込み(案)	全市	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
		29	29	29	29	29	29	29	29	29	29

現行計画から変更のあった箇所に下線(アンダーライン)を付しています。

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み(案)の算出の考え方

		次期計画(H32～H36年度)					現行計画(H27～H31年度)				
地域子ども・子育て支援事業		「利用者支援に関する事業」									
本市事業		利用者支援事業 (基本型:横浜子育てパートナー 特定型:保育・教育コンシェルジュ 母子保健型:母子保健コーディネーター)					保育コンシェルジュ事業、地域子育て支援拠点における利用者支援				
事業内容		<p>横浜子育てパートナー 子育て家庭の個別相談に対応し、子どもとその保護者・妊娠中の人の子育て支援に関する事業・制度等を適切に利用できるように、各区の地域子育て支援拠点に配置している専任スタッフです。</p> <p>保育・教育コンシェルジュ 保護者ニーズと保育サービスを適切に結びつけることを目的として、就学前のお子さんの預け先に関する保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、横浜保育室や一時預かり事業、幼稚園預かり保育などの保育サービスについて情報を提供しています。</p> <p>母子保健コーディネーター 区福祉保健センターに保健師・助産師等の専門職を配置し、主に妊娠届出時の面接から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図ります。</p>									
対象家庭類型		国「手引き」で対象とする潜在家庭類型(■A ■B ■C ■C' ■D ■E ■E' ■F)									
対象年齢		0歳～5歳									
方法		国「手引き」による									
量の 見込み (案) 算出の 考え方	算出根拠	<p>■国「手引き」における量の見込みの考え方(要旨) 利用者支援事業については、子育て中の親子にとって、より身近な場所に設置することができるよう、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。なお、基本型・特定型と母子保健型を分けて計画に記載すること。</p> <p>■国による利用者支援事業の実施要綱(抜粋) ・基本型:主として身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設での実施とする。 (事務局注釈:「横浜子育てパートナー」が該当) ・特定型:主として市町村窓口での実施とする。 (事務局注釈:「保育・教育コンシェルジュ」が該当) ・母子保健型:主として市町村保健センター等母子保健に関する相談機能を有する施設での実施とする。 (事務局注釈:「母子保健コーディネーター」が該当)</p> <p>■上記を踏まえた本市における量の見込みの考え方 ・基本型〔横浜子育てパートナー〕 ⇒各区の地域子育て支援拠点において実施するよう設定(拠点サテライトを含む) ・特定型〔保育・教育コンシェルジュ〕 ⇒各区役所において実施するよう設定 ・母子保健型〔母子保健コーディネーター〕 ⇒各区福祉保健センターにおいて実施するよう設定</p>					<p>■国「手引き」における量の見込みの考え方(要旨) 子育て中の親子の身近な場所に設置することが必要であることから、例えば複数の中学校区(2中学校区など)に1箇所などを目安として、箇所数で設定する。</p> <p>■国による利用者支援事業の実施要綱(案)(抜粋) ・日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設や市町村窓口などでの実施とする。 ・基本型:独立した事業として行われている形態 (事務局注釈:「地域子育て支援拠点における利用者支援」が該当) ・特定型:行政の一環として行われている側面が強い形態 (事務局注釈:「保育コンシェルジュ事業」が該当)</p> <p>■上記を踏まえた本市における量の見込みの考え方 〔保育コンシェルジュ事業〕 ⇒各区役所において実施するよう設定 〔地域子育て支援拠点における利用者支援〕 ⇒各区の地域子育て支援拠点において実施するよう設定</p>				
	指標(単位)	実施箇所数(か所)									
	現行計画からの 変更等の考え方	新たに利用者支援事業(母子保健型)を開始したことに伴い、同事業を追加した。									
	量の 見込み(案)	全市	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	32年度	33年度	34年度	35年度
		横浜子育て パートナー	27	27	27	27	27	27	27	27	27
		保育・教育 コンシェルジュ	18	18	18	18	18	18	18	18	18
		母子保健 コーディネーター	18	18	18	18	18	18	18	18	18

現行計画から変更のあった箇所に下線(アンダーライン)を付しています。

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み(案)の算出の考え方

		次期計画(H32～H36年度)					現行計画(H27～H31年度)				
地域子ども・子育て支援事業		「時間外保育事業」									
本市事業		延長保育事業(夕延長)					時間延長サービス(夕延長)				
事業内容		多様化する就業形態や女性のさらなる社会進出に対応するため、保育施設において延長保育を実施します。民間保育施設に対しては、延長保育実施のための必要経費を助成します。									
対象家庭類型		国「手引き」で対象とする潜在家庭類型(■A ■B ■C □C' □D ■E □E' □F)									
対象年齢		0歳～5歳									
量の見込み(案)算出の考え方	方法	国「手引き」の一部をアレンジ									
	算出根拠	<p>■国「手引き」における量の見込みの考え方 「量の見込み(人)」=「家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向率」=ニーズ調査により把握した時間外保育(18時30分以降)利用意向の割合</p> <p>■「手引き」アレンジの内容 ・計画最終年度(36年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。 ⇒国「手引き」により36年度の量の見込みを算出して、29年度実績から36年度にかけて平均的に量の見込みが増加するよう、32～35年度の量の見込みを算定する。</p>					<p>■国「手引き」による31年度の量の見込み 「量の見込み(人)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向率(割合)」=ニーズ調査により把握した時間外保育(18時以降)利用意向の割合</p> <p>■「手引き」アレンジの内容 ・計画最終年度(31年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。 ⇒国「手引き」により31年度の量の見込みを算出して、25年度実績から31年度にかけて平均的に量の見込みが増加するよう、27～30年度の量の見込みを算定する。</p>				
	指標(単位)	利用者数(人/月)									
	現行計画からの変更等の考え方	<p>・本事業について、ほとんどの実施施設において開始時刻が18:30からとなっていますが、現行計画策定時は「時単位」までしか利用意向を調査できていなかったため、「18時以降」の利用意向の割合を採用した。次期計画策定に向けては、より正確なニーズを把握するために「分単位」まで利用意向を調査しており、「18時30分以降」の利用意向の割合を採用する。</p> <p>・延長保育事業の実績については、㉑6,775人㉒6,323人㉓6,087人となっている。</p> <p>・利用実績は減少傾向にありますが、実施施設数は増えているため、現計画のアレンジを採用し、36年度に向けて、29年度実績をもとに徐々に量の見込みが増加する計画とする。</p>									
量の見込み(案)	全市	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	7,071	7,399	7,727	8,055	8,383

現行計画から変更のあった箇所(アンダーライン)を付しています。

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み(案)の算出の考え方

		次期計画(H32～H36年度)					現行計画(H27～H31年度)				
地域子ども・子育て支援事業		「放課後児童健全育成事業」									
本市事業		放課後キッズクラブ(一部)、放課後児童クラブ					放課後キッズクラブ(一部)、放課後児童クラブ				
事業内容		「放課後キッズクラブ」は、児童の創造性、自主性、社会性などを養うため、学校施設を利用して、異年齢児間の遊びを通じた交流を促進すると共に、放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により、放課後に帰宅する時間帯に家庭にいない児童に対し、「遊びの場」と「生活の場」を兼ね備えた、安全で快適な放課後の居場所を提供する事業です。 「放課後児童クラブ」は、地域の理解と協力のもとに実施する放課後児童健全事業として、保護者が労働等により、放課後に帰宅する時間帯に家庭にいない児童の保護及び遊びを通しての健全な育成を行います。									
対象家庭類型		国「手引き」で対象とする潜在家庭類型(■A ■B ■C ■C' □D ■E ■E' □F)					国「手引き」で対象とする潜在家庭類型(■A ■B ■C □C' □D ■E □E' □F)				
対象年齢		6～11歳									
量の見込み(案)算出の考え方	方法	国「手引き」を一部アレンジ					市の考え方による				
	算出根拠	<p>■「国の手引き」(平成30年8月24日発出)及び「補足の事務連絡」(平成30年12月27日発出)に示されている考え方に基づいて、次のステップで「量の見込み」の算出を行いました。</p> <p>【ステップ1】36年度の小学校1年生の「量の見込み」を算出する。 36年度の放課後児童健全育成事業所の小学校1年生の利用者は、次の「X」が潜在的な利用者となる。 OX:35年度における5歳児で保育事業を利用すると見込まれるケース(「X1+X2」) X1:2号認定を受けると見込まれる者 X2:1号認定を受けて幼稚園預かり保育事業を利用すると見込まれる者</p> <p>【ステップ2】36年度の小学校2～6年生の「量の見込み」については、小学校1年生から学年が上がる際に登録児童数が変動する割合の実績を勘案する。 小学校2年生以上の量の見込みの算出にあたっては、学年進行に伴い、利用状況が変動する特性を反映してニーズ量を算出する。</p> <p>【ステップ3】計画期間中、子の小学校入学後に、親が働き始めるケースを加味する。 保育事業の利用希望のある家庭について、子が小学校入学後に保護者が就労を始めることを希望しているケースを、36年度1～6年生の「量の見込み」に加える。この際、ステップ2と同様、学年進行に伴い、利用状況について変動する特性を反映して算出する。</p> <p>【ステップ4】親が17時までに帰宅する場合は放課後児童健全育成事業所を利用しないと考えられるため、一定割合を減じる。 横浜市の場合は、全児童対策である放課後キッズクラブ(利用区分1)を17時まで実施しており、保護者が17時までに帰宅する場合は、放課後児童健全育成事業を利用しないと想定される。 そのため、保護者が17時以降に帰宅する児童が放課後児童健全育成事業を利用すると考えて、一定割合を減じて「量の見込み」を算出する。</p> <p>■「国の手引き」及び「補足の事務連絡」のアレンジ 計画最終年度(36年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。 ⇒「補足の事務連絡」で示されている基本的な考え方に従って36年度の「量の見込み」を算出し、36年度に向けて平均的に量が増加するものとして、途中年度の「量の見込み」を算定する。</p>					<p>■本市では、ニーズ調査にて未就学児保護者とともに小学生保護者も対象として実施した。国の手引では、家庭別類型の4分類のみを抽出し、さらに未就学調査のみを使用して算出している。しかし、放課後キッズクラブは全児童対応であることから留守家庭児童のみに限定しておらず、また、放課後子ども教室部分(17時まで)で対応出来る保護者と放課後児童健全育成事業部分(17時以降)を必要とする保護者を整理する必要がある。そこで、両方の調査結果を活用するとともに本市の実情を踏まえて見込量を算定した。</p> <p>■「見込量(人)」＝「小学校児童数」×「利用率」 ・「小学校児童数」は「義務教育人口推計(※)」を使用 ・「利用率」:ニーズ調査により把握した、放課後児童クラブ、小学校施設(17時以降)利用実態及び利用意向の割合 ※「義務教育人口推計」を使用することにより、学校別、年度別に具体的な事業の検討を行うことが可能</p>				
	指標(単位)	登録児童数(人)									
	現行計画からの変更等の考え方	別紙のとおり									
量の見込み(案)	全市		32年度	33年度	34年度	35年度	36年度				
		合計	26,953	27,954	28,955	29,956	30,954				
		1年生	8,453	8,695	8,937	9,179	9,410				
		2年生	6,565	6,787	7,009	7,231	7,461				
		3年生	5,081	5,274	5,467	5,660	5,850				
		4年生	3,580	3,722	3,864	4,006	4,145				
		5年生	2,264	2,395	2,526	2,657	2,790				
		6年生	1,010	1,081	1,152	1,223	1,298				

現行計画から変更のあった箇所(アンダーライン)を付しています。

「放課後児童健全育成事業」に関する量の見込み（案）の算出について

1 趣旨

第二期事業計画策定にあたって「国の手引き」（平成 30 年 8 月 24 日発出）及び「補足の事務連絡」（平成 30 年 12 月 27 日発出）に示されている考え方に基づいて、「量の見込み」の算出を行いました。

2 「量の見込み」の考え方

計画最終年度である平成 36 年度（2024 年度）に向けて、徐々にニーズが顕在化していくものと仮定し、途中年度（平成 32～35 年度）の「量の見込み」を算出します。

なお、この際、第二期事業計画では第一期から算出方法を変更していることから、次の 3（2）で示す算出方法に基づいた、30 年度見込み値（25,009 人）を起点とし、36 年度の「量の見込み」（到達点）に向けて、平均的に増加していくものとします。

3 平成 36 年度の「量の見込み」について

（1）算出結果について

30,954 人

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
2024	9,410	7,461	5,850	4,145	2,790	1,298	30,954

（2）算出方法について

「補足の事務連絡」に示されている基本的な算出方法に基づいて、次の手順で平成 36 年度の「量の見込み」を算出しました。（詳細は別紙のとおり）

なお、本手順で算出するにあたって必要となる人口推計値は、本市推計人口を活用します。

算出方法：量の見込み＝A×B

A：放課後児童健全育成事業を利用する可能性のある児童数

B：実際に放課後児童健全育成事業を利用すると見込まれる割合

A	ステップ 1	36 年度の「放課後児童健全育成事業を利用する可能性のある小学校 1 年生」の人数を算出する。
	ステップ 2	36 年度の「放課後児童健全育成事業を利用する可能性のある小学校 2～6 年生」の人数について、学年進行に伴う変動状況を勘案して算出する。
	ステップ 3	計画期間中に、子の小学校入学後に、親が働き始めるケースを加味する。
B	ステップ 4	親が 17 時までには帰宅する場合は放課後児童健全育成事業所を利用しないと想定されるため、一定割合を減じる。

<参考>

「補足の事務連絡」において、算出方法として採用しても「差し支えない」と示されている、ニーズ調査（「未就学児調査」及び「小学生調査」）の結果を基にした36年度の「量の見込み」の算出結果は、未就学児調査に基づくと 37,168 人、小学生調査に基づくと 32,301 人 でした。

「国の手引き」で示されている算出方法

: 量の見込み = C × D

C : 推計人口

D : 放課後児童健全育成事業の利用意向率

【算出方法の詳細】

(1) ステップ1について

次の考え方で、36年度の小学校1年生の「量の見込み」を算出すると、17,110人となります。

「補足の事務連絡」記載文	概要
<p>各年度の放課後児童クラブの小学校1年生の利用者は、前年度における5歳児のうち、「2号認定を受けると見込まれる者」及び「幼稚園における預かり保育の定期利用が見込まれる者（2号認定による幼稚園における預かり保育の定期利用を除く。）」が潜在的な利用者となると考えられるため、これらの者に係る量の見込みも勘案し、適切に見込むこと。</p>	<p>36年度の放課後児童健全育成事業所の小学校1年生の利用者は、次の「X」が潜在的な利用者となる。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">X : 35年度における5歳児で保育事業を利用すると見込まれるケース（「X1 + X2」）</p> <p>X1 : 2号認定を受けると見込まれる者 X2 : 1号認定を受けて幼稚園預かり保育事業を利用すると見込まれる者</p>

【算出結果】

	各係数の概要	算出結果	備考
X	35年度における5歳児で、小学校1年生になった際に放課後児童健全育成事業を利用する可能性のある者		
- X1	2号認定を受けると見込まれる者	16,278人	第二期事業計画の「保育・教育基盤整備事業」の「量の見込み」を利用
- X2	1号認定を受けて幼稚園預かり保育事業を利用すると見込まれる者	832人	平成30年度実績を踏まえて35年度見込み値を算出
合計		17,110人	

(2) ステップ2について

「補足の事務連絡」記載文	概要
小学校2年生以上の利用者については、学年ごとの利用率の増加状況や小学校1年生から遡減する割合等の実績を見ながら、量の見込みを算出すること。	小学校2年生以上の「量の見込み」の算出にあたっては、小学校1年生から学年が上がる際に登録児童数が変動する割合の実績を勘案する。

下表のとおり、1クラブあたりの学年別登録児童数（平成28～30年度4月実績の3か年平均値）について、学年進行に伴い、利用状況が変動する特性を反映して小学校2年生以上のニーズ量を算出します。

	1クラブあたりの登録児童数	変動率
1年生	11.40	1.000
2年生	8.81	0.772
3年生	6.76	0.767
4年生	4.75	0.702
5年生	2.89	0.609
6年生	1.26	0.436

(平成28～30年度4月実績の3か年平均値)

その結果、36年度のニーズ量は 53,822人 となります。

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
2024	17,110	13,216	10,140	7,123	4,340	1,893	53,822

上記表の変動率を掛けていく。

(3) ステップ3について

「補足の事務連絡」記載文	概要
<p>小学校入学を契機に保護者が就業を始める例が多いなど、……放課後児童クラブの潜在的需要が見込まれる場合には、必要に応じて、……勘案して量の見込みを算出すること。</p> <p>また、小学校2年生以上の利用者については、学年ごとの利用率の増加状況や小学校1年生から逡減する割合等の実績を見ながら、量の見込みを算出すること。</p>	<p>保育事業の利用希望のある家庭について、子が小学校に入学後に保護者が新たに就労を始めることを希望しているケースについて、36年度1～6年生の「量の見込み」に加える。</p> <p>なお、当該算出を行う際にも、小学校2年生以上の「量の見込み」の算出にあたっては、小学校1年生から学年が上がる際に登録児童数が変動する割合の実績を勘案する。</p>

未就学児調査の結果を踏まえて、36年度に1～6年生を迎える家庭のうち、保育事業の利用希望があり、子が小学校入学後に保護者が就労を始めることを希望しているケースを加味します。この際、ステップ2と同様、学年進行に伴い、利用状況について変動する特性を反映して算出します。

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
2024	314	597	692	551	825	510	3,489

<ステップ3までを考慮した途中経過>

その結果、36年度のニーズ量は 57,311人 となります。

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
2024	17,424	13,813	10,832	7,674	5,165	2,403	57,311

(4) ステップ4について

「補足の事務連絡」記載文	概要
<p>保育所等を利用する保護者の中には、終業後に帰宅する時刻が小学校の授業の終了時刻よりも早い例があるなど、その一定数は放課後児童クラブを利用しないと考えられることから、保護者の就業状況の傾向も勘案しながら、例えば、前年度における5歳児のうち、「2号認定を受ける見込みの者」及び「幼稚園における預かり保育（定期利用）の利用が見込まれる者」の8割程度と見込むなど、一定割合を減じたものを小学校1年生の量の見込みとして設定することも考えられること。</p>	<p>横浜市の場合は、全児童対策である放課後キッズクラブ（利用区分1）を17時まで実施しており、親が17時までに帰宅する場合は、放課後児童健全育成事業を利用しないと想定される。</p> <p>このため、親が17時以降に帰宅する児童が放課後児童健全育成事業を利用すると考えて、一定割合を減じて「量の見込み」を算出する。</p>

小学生調査において、6～11歳の子を持つ「共働き家庭」及び「母子・父子家庭で、父母が就労している家庭」のうち、46%が平日17時までに親が帰宅するとの結果が出ています。

そこで、残りの【54%】が17時までに親が帰宅せず、放課後児童健全育成事業を利用すると見込みます。

【結論】36年度の「量の見込み」計画値

その結果、36年度のニーズ量は30,954人となります。

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
2024	9,410	7,461	5,850	4,145	2,790	1,298	30,954

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み(案)の算出の考え方

		次期計画(H32～H36年度)					現行計画(H27～H31年度)				
地域子ども・子育て支援事業		「地域子育て支援拠点事業」									
本市事業		ア 地域子育て支援拠点 イ 親と子のつどいの広場 ウ 認定こども園及び保育所子育てひろば、私立幼稚園等はまっ子広場 エ その他(非常設の親子の居場所:子育て支援者、子育てサロン、認定こども園及び保育所子育てひろば(非常設)、私立幼稚園等はまっ子広場(非常設))									
事業内容		<p>地域子育て支援拠点事業: 「市民が安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることができる社会環境を形成し、子育てを地域全体で支援する地域力の創出に寄与すること」を目的に、各区1か所の子育ての総合的な拠点として、親子が遊びながら交流できる常設の居場所の提供、子育て相談、子育てに関する幅広い情報の一元化と提供、子育て支援にかかわる方のネットワークの構築、子育て支援にかかわる方の人材育成、地域の中での子どもの預かりあいの促進等を行います。</p> <p>親と子のつどいの広場事業: 主にNPO法人などが、マンションや商店街の空き店舗等の一室を活用し、親子が気軽に集い交流する場の提供や、子育てに関する相談、子育て情報の提供等を行います。</p> <p>保育所子育てひろば: 子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、保育園の資源を活用して、地域子育て支援の場を提供します。地域の親子を対象とした施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供などを行っています。</p> <p>幼稚園はまっ子広場: 子育ての不安感・負担感の解消や、家庭の養育力の向上を図るため、幼稚園の資源を活用して、地域子育て支援の場を提供します。地域の親子を対象とした施設の地域開放、育児相談、育児講座、園児との交流保育、情報提供などを行っています。</p>									
対象家庭類型		国「手引き」で対象とする潜在家庭類型 (■A ■B ■C ■C' ■D ■E ■E' ■F)									
対象年齢		0歳～2歳									
方法		国「手引き」を一部アレンジ									
量の見込み(案)算出の考え方	算出根拠	■国「手引き」による36年度の量の見込み 量の見込み(人日又は人回)=家庭類型別児童数(人)×利用意向 ※利用意向=利用意向率×利用意向日数 ■「手引き」アレンジの内容 ・計画最終年度(36年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。 ⇒国「手引き」により36年度の量の見込みを算出して、 <u>31年度の量の見込み</u> から平均的に量が増加するよう、途中年度の量の見込みを算定する。 ・集計したニーズ量が29年度実績に対して著しく高い数値となっており、調査結果における現在の利用状況と、実際の利用実績(29年度)の乖離状況を元に補正を行った。					■国「手引き」による31年度の量の見込み 「量の見込み(人/月)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(回/月)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(回/月)」=ニーズ調査により把握した拠点等の平均利用回数(月間) ■「手引き」アレンジの内容 ・計画最終年度(31年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。 ・国「手引き」により31年度の量の見込みを算出して、25年度実績から平均的に量が増加するよう、途中年度の量の見込みを算定する。 ・集計したニーズ量が25年度実績に対して著しく高い数値となっており、調査結果における現在の利用状況と、実際の利用実績(25年度)の乖離状況を元に補正を行った。				
	指標(単位)	延べ利用者数(人/月)									
	現行計画からの変更等の考え方	別紙のとおり									
	量の見込み(案)	全市	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	79,177	80,660	82,143	83,626

現行計画から変更のあった箇所には下線(アンダーライン)を付しています。

「地域子育て支援拠点事業」に関する量の見込み（案）の算出について

今回調査結果により、国の手引きに基づき算出したニーズ量（36年度に 256,859 人/月）は、直近の実績（29年度 52,746 人/月）に対して著しく高い数値となっています。

調査結果を分析したところ、「ニーズ調査に基づく利用状況」についても実際の利用実績と大きく乖離していました。

そのため、下記の考え方にに基づき、ニーズ量の補正を行います。

ニーズ調査において、現在利用している日数を聞いているが、調査結果から全市における利用日数を算出すると、H29 実績と約 3 倍の乖離が生じています。

そのため、H36 の利用意向日数についても、同じ割合で補正します。

ニーズ調査に基づく利用状況 (A)	H29 実績 (B)	C=A/B
157,111	52,746	3.0

補正前の集計値 (D)	係数 (C)	量の見込み (E)
256,859	3.0	85,109

※H29 (B) は、子育てサロンの実績を除く。

※量の見込み (E) は、区毎の算出結果の積み上げ数値のため、全市における算出結果と若干異なっています。

地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み(案)の算出の考え方

		次期計画(H32～H36年度)					現行計画(H27～H31年度)					
地域子ども・子育て支援事業		「一時預かり事業、子育て援助活動支援事業」										
	本市事業	ア 幼稚園(預かり保育・1号認定) イ 幼稚園(預かり保育・2号認定) その他(ウ 保育所(一時保育)、エ 横浜保育室(一時保育)、オ 乳幼児一時預かり事業、カ 親と子のつどいの広場での一時預かり、キ 横浜子育てサポートシステム、ク 24時間型緊急一時預かり、ケ 休日一時保育)					ア 幼稚園(預かり保育・1号認定) イ 幼稚園(預かり保育・2号認定) その他(ウ 保育所(一時保育)、エ 横浜保育室(一時保育)、オ 乳幼児一時預かり事業、カ 親と子のつどいの広場での一時預かり、キ 横浜子育てサポートシステム、ク 24時間型緊急一時預かり、ケ 休日保育)					
	事業内容	<p>○幼稚園での一時預かり (横浜市私立幼稚園等預かり保育事業) 幼稚園・認定こども園(教育利用)の教育時間の前後や休業日に、保育を必要とする在園児を園で預かる事業です。教育時間を含めて7時30分から18時30分まで、夏休みなどの長期休業期間を含めて対応しています。 (私立幼稚園等における一時預かり(県・市)) 保育幼稚園・認定こども園(教育利用)の教育時間の前後などに保護者の希望に応じて在園児を預かります。保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的なニーズに対応します。</p> <p>○一時保育事業 認可保育所・公立保育所・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業・横浜保育室において、パート勤務や病気、冠婚葬祭などにより一時的に家庭で保育できない場合や、保護者のリフレッシュなどのためにお子さんをお預かりします。</p> <p>○乳幼児一時預かり事業 認可外保育施設において、パート勤務や病気、冠婚葬祭などにより一時的に家庭で保育できない場合や、保護者のリフレッシュなどのためにお子さんをお預かりします。生後57日から小学校入学前までのお子さんを対象としています。</p>					<p>○親と子のつどいの広場での一時預かり 子育て中の親子同士が気軽につどい、交流する親と子のつどいの広場(「地域における子育て支援事業等」参照)の一部では、短時間の一時預かりを実施しています。広場を利用したことのある生後6か月以上3歳以下の市内に居住するお子さんが対象です。</p> <p>○横浜子育てサポートシステム事業 「子どもを預かってほしい人」が利用会員として、「子どもを預かる人」が提供会員として登録して、会員相互の信頼関係のもとに子どもの預け、預かりを行うシステムです。生後57日から小学校6年生までのお子さんを対象としています。</p> <p>○24時間型緊急一時保育 病気や仕事等で、急にお子さんを預けなければならなくなったとき、夜間・宿泊も含め、24時間365日対応してくれる一時保育です。原則として、連続3日以内まで利用可能です。</p> <p>○休日の一時保育 休日や、お子さんが病気の時、仕事や冠婚葬祭などの都合でお子さんを預けたい時に利用できます。平日に認可保育所等を利用していないお子さん、または、平日に認可保育所等を利用しているお子さんで、緊急等やむを得ない事情により、平日に認可保育所等を利用しない日を設けずに休日の保育を利用する場合に対象となります。</p>					
	対象家庭類型	国「手引き」で対象とする潜在家庭類型(下記「概要」参照)										
	対象年齢	(下記「概要」参照)										
	方法	国「手引き」を一部アレンジ										
量の見込み(案)算出の考え方	算出根拠	<p>■国「手引き」による31年度の量の見込み</p> <p>【ステップ1:幼稚園における在園児を対象とした一時預かりの量の見込み】 ①1号認定による利用 [対象潜在家庭類型]潜在タイプC'、D、E'、F [対象年齢]3歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向の平均日数(年間)</p> <p>②2号認定による利用 [対象潜在家庭類型]潜在タイプA、B、C、E [対象年齢]3歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した、2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの就労日数(年間)</p> <p>【ステップ2:その他の量の見込み】 [対象潜在家庭類型]全て [対象年齢]0歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 -【ステップ1】①における量の見込み(人/年) -ニーズ調査における不定期事業利用状況の回答で「ベビーシッター」及び「その他」の利用日数の累計(人/年) ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向日数(年間)</p> <p>■「手引き」アレンジの内容 ア. 計画最終年度(36年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。 ⇒国「手引き」により36年度の量の見込みを算出して、29年度実績から36年度にかけて平均的に量が増加するよう、途中年度の量の見込みを算定する。 イ. 「その他」について、29年度実績を集計値が大きく上回っており、事業別の利用意向のうち、保育所との併用が想定されない「保育所等での一時保育・一時預かり」において保育要件を満たす2号相当の家庭類型のニーズを除く補正を行った。 ウ. 「幼稚園1号」について、29年度実績を集計値が大きく下回っており、市型預かり1号分を上乗せする補正を行った。 エ. 「幼稚園1号」「幼稚園2号」の区分間における整理を行った。 オ. 横浜子育てサポートシステムの小学生の量の見込みについて、「その他」の量の見込みに追加した。</p>					<p>■国「手引き」による31年度の量の見込み</p> <p>【ステップ1:幼稚園における在園児を対象とした一時預かりの量の見込み】 ①1号認定による利用 [対象潜在家庭類型]潜在タイプC'、D、E'、F [対象年齢]3歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向の平均日数(年間)</p> <p>②2号認定による利用 [対象潜在家庭類型]潜在タイプA、B、C、E [対象年齢]3歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した、2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの就労日数(年間)</p> <p>【ステップ2:その他の量の見込み】 [対象潜在家庭類型]全て [対象年齢]0歳～5歳 「量の見込み(人/年)」=「潜在家庭類型別児童数(人)」×「利用意向(日/年)」 -【ステップ1】①における量の見込み(人/年) -ニーズ調査における不定期事業利用状況の回答で「ベビーシッター」及び「その他」の利用日数の累計(人/年) ・「潜在家庭類型別児童数(人)」=「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」 ・「利用意向(日/年)」=ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向日数(年間)</p> <p>■「手引き」アレンジの内容 ア. 計画最終年度(31年度)に向けて、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定した。 ⇒国「手引き」により31年度の量の見込みを算出して、25年度実績から31年度にかけて平均的に量が増加するよう、途中年度の量の見込みを算定する。</p>					
	指標(単位)	延べ利用者数(人/年)										
	現行計画からの変更等の考え方	別紙のとおり										
量の見込み(案)	全市	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度						
		幼稚園(1号)	287,194	288,348	289,502	290,656	291,810					
		幼稚園(2号)	1,247,808	1,286,704	1,325,600	1,364,496	1,403,391					
		その他	366,933	379,963	392,993	406,023	419,053					

現行計画から変更のあった箇所に下線(アンダーライン)を付しています。

「一時預かり事業」に関する量の見込み（案）の算出について

1 量の見込みの算出方法

一時預かり事業は、対象となる潜在家庭類型や対象年齢により、「幼稚園における在園児を対象とした一時預かりのうち1号認定による利用（以下「幼稚園1号）」、「幼稚園における在園児を対象とした一時預かりのうち2号認定による利用（以下「幼稚園2号）」、「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外（以下「その他）」の3つの区分に分かれています。

区 分	対象となる潜在家庭類型	対象年齢
ア 幼稚園1号	C'、D、E'、F	3～5歳
イ 幼稚園2号	A、B、C、E	3～5歳
その他	全て	0～5歳

国の手引きに基づき、「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（ニーズ調査）」の結果をもとに、量の見込みの算出を行いました。その上で、極端な乖離が見られる等、補正が必要なものについては、次にあげる補正を行いました。

2 量の見込みの補正

(1) 「その他」での補正（補正1）

- ・「その他」では、今回の調査結果をもとに国の手引きに基づき算出したニーズ量は、直近の実績に対して著しく高い数値となっています。
- ・その理由として、事業類型別のニーズ内訳を確認したところ、「保育所等での一時保育・一時預かり」のニーズ量の約8割が2号相当の方のニーズでした。
- ・2号相当の方の保育ニーズについては、計画上、定期的な保育・教育の利用にあたるものとなり、「保育所への入所」と「保育所等での一時保育・一時預かり」の併用は想定されないため、「その他」のニーズから当該のニーズ分を除く補正を行います。

「その他」国の手引きにより算出したニーズ量

36年度 1,206,657人／年 （29年度実績 306,763人／年）

「保育所等での一時保育・一時預かり」のニーズ量

36年度 723,052人／年 （うち2号相当の方のニーズ 571,243人／年）

表1：「その他」量の見込みの補正（補正1）

（延べ預かり人数 単位：人／年）

	補正前	「保育所等での一時保育・一時預かり」のうち、2号相当の方のニーズ	補正後
その他	1,206,657	▲ 571,243	635,414…①

(2) 「幼稚園1号」「その他」の区分間での補正（補正2）

- ・「幼稚園1号」では、今回調査結果をもとに国の手引きに基づき算出したニーズ量は、直近の実績を大きく下回っています。
- ・その理由として、定期の預かりである「市型預かり」の利用状況などが、一時預かり事業である「幼稚園1号」のニーズに反映されていないことが考えられます。
- ・利用実績は既に現れているニーズであると考えられ、ニーズ量に反映させる必要があるため、「市型預かり」の実績分を上乗せします。

「幼稚園1号」国の手引きにより算出したニーズ量	
36年度に	291,810人／年（29年度実績に比べて▲245,293人／年）
「幼稚園1号」利用実績	
29年度	537,103人／年
（内訳）幼稚園での一時預かり（市）	85,295人／年
幼稚園での一時預かり（県）	198,437人／年
市型預かり（1号分）	253,371人／年

- ・また、「その他」のニーズ量は、国の手引きに基づき、一時預かり全体のニーズから、幼稚園1号のニーズ分を差し引いて算出しているため、「幼稚園1号」に上乗せした分を「その他」から除きます。

表2：「幼稚園1号」「その他」量の見込みの補正（補正2）（延べ預かり人数 単位：人／年）

	補正前	「市型預かり」1号 H29実績分	補正後
幼稚園1号	291,810	253,371	545,181…②
その他	①…635,414	▲ 253,371	382,043…③

(3) 「幼稚園1号」「幼稚園2号」の区分間での整理

- ・国の手引きでは、「幼稚園1号」と「幼稚園2号」の区分のもととなる家庭類型の境界は、各自治体における保育所の利用要件となっています。
- ・横浜市においては、保育所の利用要件は64時間以上、幼稚園における「市型預かり」の利用要件は48時間以上となっており差があるため、「市型預かり」の実績は、国の手引きに基づく幼稚園1号と幼稚園2号の両方にまたがっています。
- ・そこで、横浜市の事業（制度）と合わせ、「量の見込み」と今後策定する「確保方策」の整合をはかるため、「市型預かり」に係る「量の見込み」を「幼稚園2号」にまとめます。


表3：「幼稚園1号」「幼稚園2号」での区分間の整理（延べ預かり人数 単位：人／年）

	整理前	「市型預かり」に 係る量の見込み	整理後 (量の見込み)	補正後の確保方策
幼稚園1号	②…545,181	▲253,371	291,810	幼稚園での一時預かり（市・県）
幼稚園2号	1,150,020	253,371	1,403,391	市型預かり（全体）

図1：国の手引きによる各区分の対象

	幼稚園利用 (幼稚園での預かり保育)	利用施設を問わない 一時預かり利用 (子サポ・休日保育・24h緊急)	保育所等利用 (保育所等での一時保育 ・一時預かり)
潜在家庭類型C'DE'F (1号認定相当)	【幼稚園1号】	【その他】	
潜在家庭類型ABCE (2号認定相当)	【幼稚園2号】	【その他】	

図2：補正イメージ

	幼稚園利用 (幼稚園での預かり保育)	利用施設を問わない 一時預かり利用 (子サポ・休日保育・24h緊急)	保育所等利用 (保育所等での一時保育 ・一時預かり)
潜在家庭類型C'DE'F (1号認定相当)	【幼稚園1号】 補正2	【その他】	
潜在家庭類型ABCE (2号認定相当)	【幼稚園2号】	【その他】	補正1
	 横浜市私立幼稚園等預かり保育事業の対象となっている部分		

(4)「横浜子育てサポートシステム(小学生)」の追加

- ・一時預かり事業のうち、横浜子育てサポートシステムについては、対象者が小学生までとなっているため、今回、未就学児調査に加え、小学生調査を行いました。
- ・ニーズ量算出にあたっては、調査結果から確認した利用意向の伸び率を用いて算出しています。
- ・算出した横浜子育てサポートシステム(小学生)のニーズ量は、一時預かり事業「その他」のニーズ量に追加します。

【ニーズ量の算出】

(29年度実績) 21,082人 × (利用意向の伸び率) ※1.7555 = (36年度ニーズ量) 37,010人/年

※ニーズ調査結果より A:「今後利用したい」7.9% B:「利用したことがある」4.5%

※利用意向の伸び率 A/B = 1.7555

表4：子育てサポートシステム(小学生)の追加 (延べ預かり人数 単位：人/年)

	「その他」ニーズ量	子育てサポートシステム(小学生)ニーズ量	追加後 (量の見込み)
その他	③ …382,043	37,010	419,053

3 量の見込み（案）

補正を踏まえ、一時預かり事業の各区分の量の見込みは以下のとおりとなります。

32年度から35年度までは、次期計画の最終年度である36年度に向け、潜在的な需要が順次顕在化するものと仮定しています。

一時預かり事業は、前項の補正の考え方により、「幼稚園1号」「幼稚園2号」「その他」について、第1期計画と量の見込みの算出方法を変えているため、31年度の見込値ではなく、29年度実績を起点として、36年度の計画値に向けて、平均的に増加していくものとして算出しています。

表5 量の見込み

(延べ預かり人数 単位：人／年)

	実績	量の見込み					補正前
	29年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	36年度
幼稚園1号	283,732	287,194	288,348	289,502	290,656	291,810	291,810
幼稚園2号	1,131,120	1,247,807	1,286,703	1,325,599	1,364,495	1,403,391	1,150,020
その他	306,763	356,152	371,877	387,602	403,327	419,053	1,243,667
合計	1,721,615	1,891,153	1,946,928	2,002,703	2,058,478	2,114,254	2,685,497

※ 36年度の量の見込みの合計は、補正前と比べて571,243（補正1分）少なくなっている。

【参考】国の手引きによる量の見込みの算出方法

① 幼稚園1号

量の見込み（人日）＝対象となる家庭類型別児童数（人）×利用意向

※ 利用意向＝利用意向率×利用意向日数

※ 利用意向率＝（1号認定に該当すると考えられる子どもの不定期事業の利用希望割合）
×（不定期事業を利用している幼稚園の利用者の保育所等での一時預かり又は幼稚園の預かり保育の利用割合）

② 幼稚園2号

量の見込み（人日）＝対象となる家庭類型別児童数（人）×利用意向

※ 利用意向＝利用意向率×利用意向日数

※ 利用意向率＝1.0（幼稚園を利用するすべての方が預かり保育を利用）

③ その他

量の見込み（人日）＝全ての家庭類型別児童数（人）×利用意向

－（①で算出した「幼稚園1号」の量の見込み）

－（不定期事業の利用状況における「ベビーシッター」「その他」の利用日数）

※ 利用意向＝利用意向率×利用意向日数

保育・教育		保育・教育に関する施設・事業						
本市事業		保育・教育基盤整備事業(3号)						
対象年齢		0歳						
指標(単位)		必要利用定員総数(人)						
年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考		
量の 見込み (案)	全市	7,079	7,293	7,507	7,721	7,946		
	鶴見区	648	681	714	747	778		
	神奈川区	534	554	574	594	614		
	西区	213	222	231	240	251		
	中区	263	274	285	296	305		
	南区	288	317	346	375	402		
	港南区	361	361	361	361	361		
	保土ヶ谷区	367	400	433	466	501		
	旭区	373	374	375	376	378		
	磯子区	258	269	280	291	301		
	金沢区	293	286	279	272	269		
	港北区	877	903	929	955	982		
	緑区	371	379	387	395	402		
	青葉区	636	654	672	690	710		
	都筑区	467	463	459	455	455		
	戸塚区	517	536	555	574	595		
	栄区	171	182	193	204	217		
	泉区	260	263	266	269	268		
瀬谷区	182	175	168	161	157			

保育・教育		保育・教育に関する施設・事業					
本市事業		保育・教育基盤整備事業(3号)					
対象年齢		1-2歳					
指標(単位)		必要利用定員総数(人)					
年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考	
量 の 見 込 み (案)	全市	25,572	26,245	26,918	27,591	28,276	
	鶴見区	2,458	2,538	2,618	2,698	2,776	
	神奈川区	1,891	1,938	1,985	2,032	2,079	
	西区	696	753	810	867	925	
	中区	914	954	994	1,034	1,076	
	南区	986	1,015	1,044	1,073	1,104	
	港南区	1,317	1,300	1,283	1,266	1,250	
	保土ヶ谷区	1,312	1,382	1,452	1,522	1,594	
	旭区	1,408	1,419	1,430	1,441	1,453	
	磯子区	1,001	1,037	1,073	1,109	1,145	
	金沢区	1,072	1,083	1,094	1,105	1,112	
	港北区	3,267	3,428	3,589	3,750	3,912	
	緑区	1,312	1,341	1,370	1,399	1,430	
	青葉区	2,009	2,052	2,095	2,138	2,182	
	都筑区	1,682	1,666	1,650	1,634	1,621	
	戸塚区	1,989	2,062	2,135	2,208	2,282	
	栄区	603	614	625	636	647	
	泉区	963	937	911	885	860	
瀬谷区	692	726	760	794	828		

保育・教育		保育・教育に関する施設・事業					
	本市事業	保育・教育基盤整備事業(2号)					
対象年齢		3-5歳					
指標(単位)		必要利用定員総数(人)					
年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考	
量 の 見 込 み (案)	全市	45,032	46,344	47,656	48,968	50,278	
	鶴見区	4,170	4,344	4,518	4,692	4,867	
	神奈川区	3,247	3,359	3,471	3,583	3,697	
	西区	1,306	1,384	1,462	1,540	1,619	
	中区	1,585	1,707	1,829	1,951	2,073	
	南区	1,925	2,063	2,201	2,339	2,476	
	港南区	2,400	2,409	2,418	2,427	2,436	
	保土ヶ谷区	2,284	2,355	2,426	2,497	2,570	
	旭区	2,623	2,648	2,673	2,698	2,724	
	磯子区	1,889	1,910	1,931	1,952	1,971	
	金沢区	2,071	2,108	2,145	2,182	2,218	
	港北区	5,020	5,260	5,500	5,740	5,978	
	緑区	2,354	2,372	2,390	2,408	2,424	
	青葉区	3,550	3,682	3,814	3,946	4,077	
	都筑区	2,801	2,788	2,775	2,762	2,752	
	戸塚区	3,507	3,588	3,669	3,750	3,832	
	栄区	1,126	1,146	1,166	1,186	1,207	
泉区	1,807	1,822	1,837	1,852	1,865		
瀬谷区	1,367	1,399	1,431	1,463	1,492		

保育・教育		保育・教育に関する施設・事業					
本市事業		保育・教育基盤整備事業(1号)					
対象年齢		3-5歳					
指標(単位)		必要利用定員総数(人)					
年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考	
量 の 見 込 み (案)	全市	47,336	44,353	41,370	38,387	35,409	
	鶴見区	2,757	2,813	2,869	2,925	2,983	
	神奈川区	2,202	2,216	2,230	2,244	2,256	
	西区	830	863	896	929	963	
	中区	1,399	1,359	1,319	1,279	1,239	
	南区	1,974	1,878	1,782	1,686	1,589	
	港南区	2,709	2,445	2,181	1,917	1,651	
	保土ヶ谷区	3,044	2,771	2,498	2,225	1,954	
	旭区	3,732	3,350	2,968	2,586	2,202	
	磯子区	1,939	1,868	1,797	1,726	1,658	
	金沢区	2,373	2,172	1,971	1,770	1,567	
	港北区	3,915	3,713	3,511	3,309	3,107	
	緑区	2,743	2,535	2,327	2,119	1,913	
	青葉区	4,626	4,257	3,888	3,519	3,152	
	都筑区	3,782	3,521	3,260	2,999	2,741	
	戸塚区	3,399	3,278	3,157	3,036	2,915	
	栄区	1,670	1,519	1,368	1,217	1,067	
	泉区	1,789	1,661	1,533	1,405	1,275	
瀬谷区	2,453	2,134	1,815	1,496	1,177		

地域子ども・子育て支援事業		妊婦に対して健康診査を実施する事業					
	本市事業	妊婦健康診査事業					
対象年齢		—					
指標(単位)		延べ受診回数(回/年)					
年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考	
量 の 見 込 み (案)	全市	351,576	346,938	342,301	337,664	333,027	
	鶴見区	32,025	31,602	31,180	30,758	30,335	
	神奈川区	25,294	24,960	24,626	24,293	23,959	
	西区	11,660	11,506	11,352	11,198	11,045	
	中区	14,755	14,561	14,366	14,172	13,977	
	南区	15,926	15,716	15,506	15,296	15,086	
	港南区	17,233	17,006	16,779	16,551	16,324	
	保土ヶ谷区	17,160	16,934	16,708	16,481	16,255	
	旭区	18,767	18,520	18,272	18,025	17,777	
	磯子区	15,014	14,816	14,618	14,420	14,222	
	金沢区	14,785	14,590	14,395	14,200	14,005	
	港北区	43,445	42,872	42,299	41,726	41,152	
	緑区	17,001	16,776	16,552	16,328	16,104	
	青葉区	28,372	27,998	27,623	27,249	26,875	
	都筑区	21,606	21,321	21,036	20,751	20,466	
	戸塚区	25,582	25,244	24,907	24,569	24,232	
	栄区	9,712	9,584	9,456	9,328	9,200	
	泉区	12,893	12,723	12,553	12,383	12,213	
瀬谷区	10,346	10,209	10,073	9,936	9,800		

地域子ども・子育て支援事業		乳児家庭全戸訪問事業					
本市事業		こんにちは赤ちゃん訪問事業					
対象年齢		0歳					
指標(単位)		訪問件数(件/年) 及び 訪問率(%)					
年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考	
量の 見込み (案)	全市	24,861 93.9%	24,675 94.4%	24,579 95.0%	24,539 95.5%	24,524 96.0%	
	鶴見区	2,267 95.7%	2,265 96.3%	2,260 96.9%	2,267 97.5%	2,270 98.1%	
	神奈川区	1,816 95.5%	1,818 96.1%	1,821 96.7%	1,816 97.3%	1,804 97.9%	
	西区	696 90.5%	695 91.0%	691 91.5%	690 92.0%	685 92.6%	
	中区	834 90.5%	832 91.0%	832 91.5%	832 92.0%	832 92.5%	
	南区	1,097 91.4%	1,089 91.9%	1,087 92.5%	1,086 93.1%	1,078 93.7%	
	港南区	1,157 90.5%	1,134 91.0%	1,118 91.5%	1,104 92.0%	1,090 92.6%	
	保土ヶ谷区	1,379 98.6%	1,390 98.6%	1,404 98.6%	1,420 98.6%	1,437 98.6%	
	旭区	1,403 93.7%	1,373 94.3%	1,358 94.9%	1,344 95.5%	1,335 96.1%	
	磯子区	1,136 94.5%	1,125 95.1%	1,113 95.7%	1,106 96.3%	1,099 96.9%	
	金沢区	1,052 93.4%	1,028 94.0%	1,013 94.6%	1,006 95.2%	991 95.8%	
	港北区	3,004 96.3%	3,003 96.9%	2,998 97.5%	3,003 98.1%	3,008 98.6%	
	緑区	1,243 90.5%	1,234 91.0%	1,230 91.5%	1,225 92.0%	1,232 92.6%	
	青葉区	1,983 91.1%	1,979 91.6%	1,989 92.1%	1,997 92.7%	2,013 93.3%	
	都筑区	1,502 94.9%	1,483 95.5%	1,478 96.1%	1,482 96.7%	1,492 97.3%	
	戸塚区	1,931 92.1%	1,910 92.7%	1,903 93.3%	1,902 93.9%	1,907 94.5%	
	栄区	655 92.7%	641 93.3%	628 93.9%	616 94.5%	611 95.1%	
	泉区	985 97.8%	968 98.4%	951 98.6%	938 98.6%	933 98.6%	
	瀬谷区	721 96.1%	708 96.7%	705 97.3%	705 97.9%	707 98.5%	

地域子ども・子育て支援事業		子育て短期支援事業						
本市事業		子育て短期支援事業(①ショートステイ、トワイライトステイ)						
対象年齢		0歳～(おおむね)12歳						
指標(単位)		延べ利用者数(人/年)						
年度		32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考	
量 の 見 込 み (案)	全市	ショートステイ	601	629	656	683	710	
		トワイライトステイ	5785	5951	6118	6285	6452	
	鶴見区	ショートステイ	50	53	56	59	61	
		トワイライトステイ	480	500	520	539	557	
	神奈川区	ショートステイ	36	38	41	43	45	
		トワイライトステイ	350	364	378	392	405	
	西区	ショートステイ	15	16	17	18	19	
		トワイライトステイ	143	150	155	164	169	
	中区	ショートステイ	22	23	24	25	26	
		トワイライトステイ	207	215	223	232	240	
	南区	ショートステイ	27	28	29	30	32	
		トワイライトステイ	257	264	272	280	290	
	港南区	ショートステイ	32	32	33	34	36	
		トワイライトステイ	303	307	312	316	323	
	保土ヶ谷区	ショートステイ	31	32	34	36	38	
		トワイライトステイ	297	307	319	332	344	
	旭区	ショートステイ	38	39	40	42	43	
		トワイライトステイ	362	370	377	384	389	
	磯子区	ショートステイ	26	28	29	30	32	
		トワイライトステイ	252	262	271	279	289	
	金沢区	ショートステイ	30	31	31	32	33	
		トワイライトステイ	286	290	293	296	301	
	港北区	ショートステイ	58	61	64	68	72	
		トワイライトステイ	554	578	601	625	650	
	緑区	ショートステイ	31	33	34	35	37	
		トワイライトステイ	301	310	317	326	332	
	青葉区	ショートステイ	53	55	58	60	62	
		トワイライトステイ	512	524	537	550	566	
	都筑区	ショートステイ	43	45	47	48	50	
		トワイライトステイ	415	425	435	443	451	
	戸塚区	ショートステイ	48	50	52	55	57	
		トワイライトステイ	465	477	489	503	514	
	栄区	ショートステイ	18	19	19	19	20	
		トワイライトステイ	175	177	177	178	179	
泉区	ショートステイ	24	25	26	26	27		
	トワイライトステイ	232	235	239	243	246		
瀬谷区	ショートステイ	20	21	22	22	23		
	トワイライトステイ	193	197	201	202	206		

地域子ども・子育て支援事業		子育て短期支援事業					
本市事業		子育て短期支援事業(②母子生活支援施設緊急一時保護事業)					
対象年齢		0歳～17歳(同伴児童の年齢)					
指標(単位)		延べ利用世帯数(世帯/年)					
年度		32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考
量 の 見 込 み (案)	全市	92	92	92	92	92	
	鶴見区	7	7	7	7	7	
	神奈川区	6	6	6	6	6	
	西区	2	2	2	2	2	
	中区	4	4	4	4	4	
	南区	5	5	5	5	5	
	港南区	5	5	5	5	5	
	保土ヶ谷区	5	5	5	5	5	
	旭区	6	6	6	6	6	
	磯子区	4	4	4	4	4	
	金沢区	5	5	5	5	5	
	港北区	8	8	8	8	8	
	緑区	5	5	5	5	5	
	青葉区	8	8	8	8	8	
	都筑区	5	5	5	5	5	
	戸塚区	7	7	7	7	7	
	栄区	3	3	3	3	3	
泉区	4	4	4	4	4		
瀬谷区	3	3	3	3	3		

地域子ども・子育て支援事業		養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資する事業						
	本市事業	①育児支援家庭訪問事業						
対象年齢		0歳～17歳						
指標(単位)		延べ実施回数(回/年)						
年度		32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考	
量の 見込み (案)	全市	家庭訪問	6,765	6,790	6,815	6,840	6,859	
		ヘルパー	2,550	2,553	2,556	2,559	2,560	
	鶴見区	家庭訪問	451	486	521	556	590	
		ヘルパー	169	181	193	205	220	
	神奈川区	家庭訪問	303	335	367	399	432	
		ヘルパー	113	124	135	146	161	
	西区	家庭訪問	192	189	186	183	178	
		ヘルパー	73	72	71	70	66	
	中区	家庭訪問	431	387	343	299	254	
		ヘルパー	163	146	129	112	95	
	南区	家庭訪問	394	372	350	328	308	
		ヘルパー	149	141	133	125	115	
	港南区	家庭訪問	464	434	404	374	343	
		ヘルパー	176	165	154	143	128	
	保土ヶ谷区	家庭訪問	380	376	372	368	363	
		ヘルパー	144	143	142	141	136	
	旭区	家庭訪問	465	451	437	423	411	
		ヘルパー	176	171	166	161	153	
	磯子区	家庭訪問	370	354	338	322	308	
		ヘルパー	140	134	128	122	115	
	金沢区	家庭訪問	348	342	336	330	322	
		ヘルパー	131	129	127	125	120	
	港北区	家庭訪問	583	610	637	664	692	
		ヘルパー	219	228	237	246	258	
	緑区	家庭訪問	356	356	356	356	356	
		ヘルパー	135	135	135	135	133	
	青葉区	家庭訪問	445	485	525	565	603	
		ヘルパー	167	181	195	209	225	
	都筑区	家庭訪問	406	425	444	463	480	
		ヘルパー	152	158	164	170	179	
	戸塚区	家庭訪問	461	483	505	527	548	
		ヘルパー	173	180	187	194	205	
栄区	家庭訪問	248	234	220	206	192		
	ヘルパー	94	89	84	79	72		
泉区	家庭訪問	219	229	239	249	260		
	ヘルパー	82	85	88	91	97		
瀬谷区	家庭訪問	249	242	235	228	219		
	ヘルパー	94	91	88	85	82		

地域子ども・子育て支援事業		養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資する事業						
	本市事業	②養育支援家庭訪問事業						
対象年齢		0歳～17歳						
指標(単位)		延べ実施回数(回/年)						
年度		32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考	
量の 見込み (案)	全市	家庭訪問	4,978	5,030	5,083	5,135	5,187	
		ヘルパー	9,575	9,659	9,744	9,827	9,912	
	鶴見区	家庭訪問	423	428	432	437	441	
		ヘルパー	811	819	826	833	840	
	神奈川区	家庭訪問	323	326	329	333	336	
		ヘルパー	649	655	661	666	672	
	西区	家庭訪問	121	122	123	125	126	
		ヘルパー	243	246	248	250	252	
	中区	家庭訪問	181	183	185	187	189	
		ヘルパー	325	327	330	333	336	
	南区	家庭訪問	222	224	226	229	231	
		ヘルパー	406	409	413	416	420	
	港南区	家庭訪問	242	244	247	249	252	
		ヘルパー	487	491	495	500	504	
	保土ヶ谷区	家庭訪問	262	265	268	270	273	
		ヘルパー	487	491	495	500	504	
	旭区	家庭訪問	302	306	309	312	315	
		ヘルパー	568	573	578	583	588	
	磯子区	家庭訪問	222	224	226	229	231	
		ヘルパー	406	409	413	416	420	
	金沢区	家庭訪問	242	244	247	249	252	
		ヘルパー	487	491	495	500	504	
	港北区	家庭訪問	504	509	514	520	525	
		ヘルパー	974	982	991	999	1,008	
	緑区	家庭訪問	262	265	268	270	273	
		ヘルパー	487	491	495	500	504	
	青葉区	家庭訪問	443	448	453	457	462	
		ヘルパー	811	819	826	833	840	
	都筑区	家庭訪問	343	346	350	353	357	
		ヘルパー	649	655	661	666	672	
	戸塚区	家庭訪問	403	407	412	416	420	
		ヘルパー	811	819	826	833	840	
	栄区	家庭訪問	141	143	144	146	147	
		ヘルパー	243	246	248	250	252	
	泉区	家庭訪問	181	183	185	187	189	
		ヘルパー	406	409	413	416	420	
	瀬谷区	家庭訪問	161	163	165	166	168	
		ヘルパー	325	327	330	333	336	

地域子ども・子育て支援事業		養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資する事業				
本市事業		③要保護児童対策地域協議会(児童虐待防止啓発地域連携事業の一部)				
対象年齢		0歳～17歳				
指標(単位)		要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議件数(件/年)				
年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考
量の 見込み (案)	全市	1,674	1,693	1,707	1,722	1,744
	鶴見区	144	146	147	148	150
	神奈川区	106	107	108	109	110
	西区	44	45	45	45	46
	中区	62	63	64	64	65
	南区	75	76	76	77	78
	港南区	84	84	85	86	87
	保土ヶ谷区	89	90	91	92	93
	旭区	101	102	103	104	105
	磯子区	75	76	76	77	78
	金沢区	78	79	79	80	81
	港北区	169	171	172	174	176
	緑区	86	87	88	89	90
	青葉区	147	148	150	151	153
	都筑区	117	118	119	121	122
	戸塚区	133	135	136	137	139
	栄区	46	47	47	47	48
泉区	64	65	66	66	67	
瀬谷区	54	54	55	55	56	

地域子ども・子育て支援事業		病児保育事業					
本市事業		病児保育事業					
対象年齢		0歳～12歳					
指標(単位)		実施箇所数(か所)					
年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考	
量の 見込み (案)	全市	29	29	29	29	29	
	鶴見区	2	2	2	2	2	
	神奈川区	2	2	2	2	2	
	西区	1	1	1	1	1	
	中区	1	1	1	1	1	
	南区	1	1	1	1	1	
	港南区	1	1	1	1	1	
	保土ヶ谷区	2	2	2	2	2	
	旭区	2	2	2	2	2	
	磯子区	2	2	2	2	2	
	金沢区	1	1	1	1	1	
	港北区	3	3	3	3	3	
	緑区	1	1	1	1	1	
	青葉区	2	2	2	2	2	
	都筑区	2	2	2	2	2	
	戸塚区	3	3	3	3	3	
	栄区	1	1	1	1	1	
	泉区	1	1	1	1	1	
瀬谷区	1	1	1	1	1		

地域子ども・子育て支援事業		利用者支援に関する事業					
本市事業		利用者支援事業 (基本型:横浜子育てパートナー、特定型:保育・教育コンシェルジュ、 母子保健型:母子保健コーディネーター)					
対象年齢		0歳～5歳					
指標(単位)		実施箇所数(か所)					
年度		32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考
全市	横浜子育てパートナー	27	27	27	27	27	
	保育・教育コンシェルジュ	18	18	18	18	18	
	母子保健コーディネーター	18	18	18	18	18	
鶴見区	横浜子育てパートナー	2	2	2	2	2	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
神奈川区	横浜子育てパートナー	2	2	2	2	2	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
西区	横浜子育てパートナー	1	1	1	1	1	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
中区	横浜子育てパートナー	1	1	1	1	1	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
南区	横浜子育てパートナー	1	1	1	1	1	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
港南区	横浜子育てパートナー	1	1	1	1	1	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
保土ヶ谷区	横浜子育てパートナー	2	2	2	2	2	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
旭区	横浜子育てパートナー	2	2	2	2	2	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
磯子区	横浜子育てパートナー	1	1	1	1	1	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
金沢区	横浜子育てパートナー	1	1	1	1	1	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
港北区	横浜子育てパートナー	2	2	2	2	2	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
緑区	横浜子育てパートナー	2	2	2	2	2	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
青葉区	横浜子育てパートナー	2	2	2	2	2	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
都筑区	横浜子育てパートナー	2	2	2	2	2	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
戸塚区	横浜子育てパートナー	2	2	2	2	2	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
栄区	横浜子育てパートナー	1	1	1	1	1	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
泉区	横浜子育てパートナー	1	1	1	1	1	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	
瀬谷区	横浜子育てパートナー	1	1	1	1	1	
	保育・教育コンシェルジュ	1	1	1	1	1	
	母子保健コーディネーター	1	1	1	1	1	

量の見込み(案)

地域子ども・子育て支援事業		時間外保育事業					
	本市事業	延長保育事業(夕延長)					
対象家庭類型		国「手引き」による潜在家庭類型(■A ■B ■C □C' □D ■E □E' □F)					
対象年齢		0歳～5歳					
指標(単位)		利用者数(人/月)					
年度		32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考
量の 見込み (案)	全市	7,071	7,399	7,727	8,055	8,383	
	鶴見区	650	681	711	741	771	
	神奈川区	493	516	539	562	585	
	西区	210	220	230	239	249	
	中区	267	279	291	304	316	
	南区	325	340	355	370	385	
	港南区	326	342	357	372	387	
	保土ヶ谷区	388	406	424	442	460	
	旭区	394	412	430	449	467	
	磯子区	306	320	335	349	363	
	金沢区	304	318	332	346	360	
	港北区	791	828	865	901	938	
	緑区	358	375	392	408	425	
	青葉区	599	627	654	682	710	
	都筑区	450	470	491	512	533	
	戸塚区	558	583	609	635	661	
	栄区	181	190	198	207	215	
泉区	258	270	282	294	306		
瀬谷区	213	222	232	242	252		

地域子ども・子育て支援事業			放課後児童健全育成事業						
本市事業			放課後児童クラブ・放課後キッズクラブ						
対象年齢			6～11歳						
指標(単位)			登録児童数(人)						
年度			32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考	
量の見込み(案)	全市	量の見込み	1年生	8,453	8,695	8,937	9,179	9,410	
			2年生	6,565	6,787	7,009	7,231	7,461	
			3年生	5,081	5,274	5,467	5,660	5,850	
			4年生	3,580	3,722	3,864	4,006	4,145	
			5年生	2,264	2,395	2,526	2,657	2,790	
			6年生	1,010	1,081	1,152	1,223	1,298	
			計	26,953	27,954	28,955	29,956	30,954	
	鶴見区	量の見込み	1年生	748	780	812	844	876	
			2年生	581	609	637	665	693	
			3年生	450	473	496	519	542	
			4年生	316	333	350	367	384	
			5年生	201	215	229	243	257	
			6年生	89	96	103	110	119	
			計	2,385	2,506	2,627	2,748	2,871	
	神奈川区	量の見込み	1年生	572	599	626	653	681	
			2年生	444	467	490	513	538	
			3年生	343	362	381	400	421	
			4年生	242	256	270	284	298	
			5年生	153	164	175	186	198	
			6年生	68	74	80	86	91	
			計	1,822	1,922	2,022	2,122	2,227	
	西区	量の見込み	1年生	237	253	269	285	299	
			2年生	183	196	209	222	235	
			3年生	142	153	164	175	184	
			4年生	100	108	116	124	130	
			5年生	63	69	75	81	86	
			6年生	28	31	34	37	40	
			計	753	810	867	924	974	
中区	量の見込み	1年生	311	327	343	359	375		
		2年生	241	255	269	283	297		
		3年生	187	199	211	223	233		
		4年生	131	139	147	155	165		
		5年生	83	90	97	104	111		
		6年生	37	40	43	46	51		
		計	990	1,050	1,110	1,170	1,232		
南区	量の見込み	1年生	377	392	407	422	436		
		2年生	293	306	319	332	346		
		3年生	227	238	249	260	271		
		4年生	160	168	176	184	192		
		5年生	101	108	115	122	129		
		6年生	45	49	53	57	60		
		計	1,203	1,261	1,319	1,377	1,434		

港南区	量の見込み	1年生	460	466	472	478	483
		2年生	357	363	369	375	383
		3年生	276	282	288	294	300
		4年生	195	200	205	210	213
		5年生	123	128	133	138	143
		6年生	54	57	60	63	66
		計	1,465	1,496	1,527	1,558	1,588
保土ヶ谷区	量の見込み	1年生	415	424	433	442	450
		2年生	323	332	341	350	358
		3年生	250	258	266	274	281
		4年生	176	182	188	194	199
		5年生	111	117	123	129	135
		6年生	50	53	56	59	63
		計	1,325	1,366	1,407	1,448	1,486
旭区	量の見込み	1年生	529	530	531	532	533
		2年生	411	414	417	420	424
		3年生	318	322	326	330	333
		4年生	224	227	230	233	236
		5年生	142	147	152	157	160
		6年生	63	66	69	72	75
		計	1,687	1,706	1,725	1,744	1,761
磯子区	量の見込み	1年生	363	368	373	378	381
		2年生	282	287	292	297	303
		3年生	218	223	228	233	238
		4年生	154	158	162	166	169
		5年生	97	101	105	109	115
		6年生	44	47	50	53	54
		計	1,158	1,184	1,210	1,236	1,260
金沢区	量の見込み	1年生	421	424	427	430	431
		2年生	326	330	334	338	342
		3年生	252	256	260	264	268
		4年生	178	181	184	187	190
		5年生	112	116	120	124	128
		6年生	50	52	54	56	60
		計	1,339	1,359	1,379	1,399	1,419
港北区	量の見込み	1年生	849	897	945	993	1,041
		2年生	659	700	741	782	823
		3年生	510	543	576	609	644
		4年生	360	384	408	432	456
		5年生	228	247	266	285	304
		6年生	102	112	122	132	141
		計	2,708	2,883	3,058	3,233	3,409
緑区	量の見込み	1年生	443	446	449	452	456
		2年生	344	348	352	356	362
		3年生	266	270	274	278	284
		4年生	188	192	196	200	202
		5年生	118	122	126	130	136
		6年生	53	56	59	62	64
		計	1,412	1,434	1,456	1,478	1,504

青葉区	量の見込み	1年生	662	690	718	746	774	
		2年生	515	540	565	590	615	
		3年生	399	420	441	462	483	
		4年生	281	296	311	326	342	
		5年生	179	192	205	218	231	
		6年生	80	87	94	101	108	
		計	2,116	2,225	2,334	2,443	2,553	
都筑区	量の見込み	1年生	532	534	536	538	539	
		2年生	414	418	422	426	430	
		3年生	321	326	331	336	339	
		4年生	226	230	234	238	240	
		5年生	143	148	153	158	165	
		6年生	64	67	70	73	78	
		計	1,700	1,723	1,746	1,769	1,791	
戸塚区	量の見込み	1年生	667	686	705	724	742	
		2年生	519	537	555	573	589	
		3年生	401	416	431	446	462	
		4年生	283	294	305	316	327	
		5年生	179	189	199	209	221	
		6年生	80	86	92	98	103	
		計	2,129	2,208	2,287	2,366	2,444	
栄区	量の見込み	1年生	237	240	243	246	247	
		2年生	184	187	190	193	196	
		3年生	142	145	148	151	154	
		4年生	100	102	104	106	109	
		5年生	63	66	69	72	74	
		6年生	28	29	30	31	34	
		計	754	769	784	799	814	
泉区	量の見込み	1年生	334	338	342	346	350	
		2年生	259	263	267	271	277	
		3年生	201	205	209	213	217	
		4年生	141	144	147	150	154	
		5年生	89	93	97	101	104	
		6年生	40	42	44	46	48	
		計	1,064	1,085	1,106	1,127	1,150	
瀬谷区	量の見込み	1年生	296	301	306	311	316	
		2年生	230	235	240	245	250	
		3年生	178	183	188	193	196	
		4年生	125	128	131	134	139	
		5年生	79	83	87	91	93	
		6年生	35	37	39	41	43	
		計	943	967	991	1,015	1,037	

地域子ども・子育て支援事業		地域子育て支援拠点事業					
	本市事業	ア 地域子育て支援拠点 イ 親と子のつどいの広場 ウ 認定こども園及び保育所子育てひろば、私立幼稚園等はまっ子広場 エ その他(非常設の親子の居場所:子育て支援者、子育てサロン、認定こども園及び保育所子育てひろば(非常設)、私立幼稚園等はまっ子広場(非常設))					
対象年齢		0歳～2歳					
指標(単位)		延べ利用者数(人/月)					
年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考	
量の 見込み (案)	全市	79,177	80,660	82,143	83,626	85,109	
	鶴見区	5,116	5,325	5,535	5,745	5,955	
	神奈川区	4,729	4,776	4,823	4,870	4,917	
	西区	3,236	3,291	3,346	3,401	3,456	
	中区	2,581	2,606	2,631	2,656	2,681	
	南区	3,452	3,452	3,452	3,452	3,452	
	港南区	4,098	4,226	4,354	4,482	4,610	
	保土ヶ谷区	4,272	4,397	4,522	4,646	4,770	
	旭区	5,331	5,568	5,804	6,041	6,278	
	磯子区	3,714	3,714	3,714	3,714	3,714	
	金沢区	3,862	3,862	3,862	3,862	3,862	
	港北区	8,457	8,811	9,165	9,519	9,873	
	緑区	3,881	3,959	4,037	4,115	4,194	
	青葉区	6,876	6,987	7,098	7,209	7,319	
	都筑区	4,610	4,610	4,610	4,610	4,610	
	戸塚区	5,910	6,017	6,125	6,233	6,341	
	栄区	2,675	2,675	2,675	2,675	2,675	
泉区	3,289	3,289	3,289	3,289	3,289		
瀬谷区	3,088	3,095	3,101	3,107	3,113		

地域子ども・子育て支援事業		一時預かり事業、子育て援助活動支援事業					
本市事業		ア 幼稚園(預かり保育・1号認定) イ 幼稚園(預かり保育・2号認定) その他(ウ 保育所(一時保育)、エ 横浜保育室(一時保育)、オ 乳幼児一時預かり事業、カ 親と子のつどいの広場での一時預かり、キ 横浜子育てサポートシステム、ク 24時間型緊急一時預かり、ケ 休日一時保育)					
対象年齢		0～5歳					
指標(単位)		延べ利用者数(人/年)					
年度		32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	備考
全市	幼稚園(1号)	287,194	288,348	289,502	290,656	291,810	
	幼稚園(2号)	1,247,808	1,286,704	1,325,600	1,364,496	1,403,391	
	その他	366,933	379,963	392,993	406,023	419,053	
鶴見区	幼稚園(1号)	8,326	8,326	8,326	8,326	8,326	
	幼稚園(2号)	49,249	54,530	59,811	65,092	70,373	
	その他	37,235	38,394	39,554	40,714	41,874	
神奈川区	幼稚園(1号)	20,375	20,577	20,779	20,981	21,183	
	幼稚園(2号)	80,422	85,302	90,182	95,062	99,941	
	その他	27,249	29,124	30,998	32,873	34,748	
西区	幼稚園(1号)	10,233	10,272	10,311	10,350	10,389	
	幼稚園(2号)	41,015	43,402	45,789	48,176	50,563	
	その他	14,607	15,304	16,001	16,697	17,394	
中区	幼稚園(1号)	14,045	14,205	14,365	14,525	14,685	
	幼稚園(2号)	58,692	62,159	65,626	69,093	72,561	
	その他	17,878	19,813	21,748	23,683	25,617	
南区	幼稚園(1号)	14,441	14,502	14,563	14,623	14,684	
	幼稚園(2号)	53,475	58,993	64,511	70,029	75,547	
	その他	20,481	21,674	22,867	24,060	25,253	
港南区	幼稚園(1号)	15,001	15,001	15,001	15,001	15,001	
	幼稚園(2号)	63,820	63,820	63,820	63,820	63,820	
	その他	15,815	16,207	16,599	16,991	17,384	
保土ヶ谷区	幼稚園(1号)	14,050	14,050	14,050	14,050	14,050	
	幼稚園(2号)	63,446	65,130	66,813	68,496	70,179	
	その他	22,543	24,715	26,888	29,061	31,233	
旭区	幼稚園(1号)	10,757	10,757	10,757	10,757	10,757	
	幼稚園(2号)	91,529	91,529	91,529	91,529	91,529	
	その他	14,203	14,694	15,184	15,674	16,164	
磯子区	幼稚園(1号)	18,684	18,920	19,156	19,393	19,630	
	幼稚園(2号)	47,052	47,052	47,052	47,052	47,052	
	その他	13,243	13,910	14,577	15,244	15,911	
金沢区	幼稚園(1号)	13,190	13,190	13,190	13,190	13,190	
	幼稚園(2号)	69,616	71,054	72,493	73,931	75,369	
	その他	18,143	18,143	18,143	18,143	18,143	
港北区	幼稚園(1号)	32,169	32,406	32,644	32,882	33,119	
	幼稚園(2号)	63,569	67,084	70,599	74,115	77,631	
	その他	53,834	55,693	57,552	59,411	61,270	
緑区	幼稚園(1号)	15,379	15,439	15,498	15,557	15,616	
	幼稚園(2号)	75,360	76,278	77,196	78,113	79,030	
	その他	10,999	10,999	10,999	10,999	10,999	
青葉区	幼稚園(1号)	26,686	26,686	26,686	26,686	26,686	
	幼稚園(2号)	164,128	172,208	180,288	188,368	196,448	
	その他	35,218	35,218	35,218	35,218	35,218	
都筑区	幼稚園(1号)	25,394	25,459	25,524	25,589	25,654	
	幼稚園(2号)	73,410	73,410	73,410	73,410	73,410	
	その他	21,673	21,673	21,673	21,673	21,673	
戸塚区	幼稚園(1号)	23,708	23,769	23,830	23,891	23,952	
	幼稚園(2号)	101,198	102,926	104,654	106,383	108,111	
	その他	22,528	22,820	23,112	23,404	23,696	
栄区	幼稚園(1号)	7,294	7,327	7,360	7,393	7,426	
	幼稚園(2号)	43,350	43,350	43,350	43,350	43,350	
	その他	3,093	3,093	3,093	3,093	3,093	
泉区	幼稚園(1号)	4,682	4,682	4,682	4,682	4,682	
	幼稚園(2号)	45,038	45,038	45,038	45,038	45,038	
	その他	14,916	15,214	15,512	15,810	16,108	
瀬谷区	幼稚園(1号)	12,780	12,780	12,780	12,780	12,780	
	幼稚園(2号)	63,439	63,439	63,439	63,439	63,439	
	その他	3,275	3,275	3,275	3,275	3,275	

量の見込み(案)

保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」(案)一覧

事業区分	本市事業		指標 (単位)	現 行 計 画 (H27～H29及び保育・教育のH30の下段は実績値)					次 期 計 画 (案)				
				H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
保育・教育に関する施設・事業	保育・教育基盤整備事業	3号 (0歳)	必要利用 定員総数 (人)	6,029	6,330	6,311	6,809	7,298	7,079	7,293	7,507	7,721	7,946
				5,244	5,822	6,265	6,279						
		3号 (1-2歳)		21,058	21,969	23,196	24,754	26,302	25,572	26,245	26,918	27,591	28,276
				23,983	25,526	26,829	27,295						
		2号 (3-5歳)		37,019	39,144	40,206	40,654	41,093	45,032	46,344	47,656	48,968	50,278
				35,360	37,729	39,463	41,698						
		1号 (3-5歳)		52,813	51,813	52,169	51,411	49,834	47,336	44,353	41,370	38,387	35,409
				50,817	48,528	45,927	43,965						
妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診査事業	延べ受診 回数 (回/年)	376,340	373,175	370,042	359,161	356,212	351,576	346,938	342,301	337,664	333,027	
			368,658	357,955	347,850								
乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業	訪問件数 (件/年)	25,229	24,921	24,625	27,728	27,273	24,861	24,675	24,579	24,539	24,524	
			28,152	27,723	26,348								
		訪問率 (%)	87.4%	88.6%	89.7%	93.3%	93.4%	93.9%	94.4%	95.0%	95.5%	96.0%	
			91.0%	93.2%	92.1%								
子育て短期支援事業	ショートステイ	延べ利用 者数 (人/年)	189	207	231	515	574	601	629	656	683	710	
			(※) 721	(※) 400	(※) 493								
	トワイライトステイ	延べ利用 者数 (人/年)	3,642	4,040	4,476	5,028	5,618	5,785	5,951	6,118	6,285	6,452	
			(※) 3,962	(※) 4,073	(※) 4,556								
	母子生活支援施設緊急一時保護事業	延べ利用 世帯数 (世帯/年)	72	77	82	82	82	92	92	92	92	92	
			67	73	92								
養育支援訪問事業及び 要保護児童対策地域協議会 その他の者による要 保護児童等に対する支 援に資する事業	育児支援家庭訪問事業	家庭 訪問	延べ実施 回数 (回/年)	4,527	4,954	5,432	6,067	6,740	6,765	6,790	6,815	6,840	6,859
			(※) 3,782	(※) 3,880	(※) 4,462								
	ヘル パー	延べ実施 回数 (回/年)	1,713	1,875	2,056	2,291	2,547	2,550	2,553	2,556	2,559	2,560	
			(※) 1,490	(※) 1,423	(※) 1,615								
	養育支援家庭訪問事業	家庭 訪問	延べ実施 回数 (回/年)	3,313	3,624	3,978	4,437	4,927	4,978	5,030	5,083	5,135	5,187
				(※) 3,009	(※) 2,834	(※) 2,960							
	ヘル パー	延べ実施 回数 (回/年)	5,432	5,941	6,517	8,546	9,491	9,575	9,659	9,744	9,827	9,912	
			(※) 7,118	(※) 7,931	(※) 7,557								
	要保護児童対策地域協議会	検討会議 件数 (件/年)	951	1,039	1,135	1,498	1,659	1,674	1,693	1,707	1,722	1,744	
			1,408	1,517	1,629								

※ 事業の性質上、量の見込み(ニーズ量)の実績値を正確に把握することが難しいため、利用実績等を記載しています。

事業区分	本市事業		指標 (単位)	現行計画 (H27～H29及び保育・教育のH30の下段は実績値)					次期計画 (案)					
				H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	
病児保育事業	病児保育事業		実施箇所数 (か所)	27	27	27	27	27	29	29	29	29	29	
				27	27	27								
利用者支援に関する事業	横浜子育てパートナー		実施箇所数 (か所)	23	23	23	23	23	27	27	27	27	27	
				23	23	23								
	保育・教育コンシェルジュ		実施箇所数 (か所)	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	
				18	18	18								
	母子保健コーディネーター(*)		実施箇所数 (か所)	—	—	—	—	—	18	18	18	18	18	
				—	—	—								
時間外保育事業	延長保育事業(夕延長)		利用者数 (人/月)	11,402	14,350	16,729	19,687	22,643	7,071	7,399	7,727	8,055	8,383	
				6,775	6,323	6,087								
放課後児童健全育成事業	放課後キッズクラブ(一部)、放課後児童クラブ		登録児童数 (人)	22,559	23,603	24,294	24,464	24,618	26,953	27,954	28,955	29,956	30,954	
				14,336	15,758	16,968								
	低学年	1年生	登録児童数 (人)	16,902	17,928	17,734	17,477	17,322	8,453	8,695	8,937	9,179	9,410	
		2年生		10,598	11,683	12,547			6,565	6,787	7,009	7,231	7,461	
		3年生		5,657	5,675	6,560			5,081	5,274	5,467	5,660	5,850	
	高学年	4年生	登録児童数 (人)	5,657	5,675	6,560	6,987	7,296	3,580	3,722	3,864	4,006	4,145	
		5年生		3,738	4,075	4,421			2,264	2,395	2,526	2,657	2,790	
		6年生		3,738	4,075	4,421			1,010	1,081	1,152	1,223	1,298	
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場等		延べ利用者数 (人/月)	57,045	60,488	63,918	71,504	77,695	79,177	80,660	82,143	83,626	85,109	
				(※) 61,800	(※) 62,614	(※) 62,535								
一時預かり事業、子育て援助活動支援事業	幼稚園での一時預かり		1号認定利用	延べ利用者数 (人/年)	554,519	561,438	568,348	593,474	616,749	287,194	288,348	289,502	290,656	291,810
					(※) 522,192	(※) 541,479	(※) 537,103							
			2号認定利用	延べ利用者数 (人/年)	555,575	591,043	626,504	944,179	1,011,470	1,247,808	1,286,704	1,325,600	1,364,496	1,403,391
					(※) 702,423	(※) 790,263	(※) 877,749							
	その他(保育所での一時保育、横浜保育室での一時保育、乳幼児一時預かり事業、親と子のつどいの広場での一時預かり、横浜子育てサポートシステム等)		延べ利用者数 (人/年)	365,351	408,861	452,358	518,102	583,843	366,933	379,963	392,993	406,023	419,053	
				(※) 313,756	(※) 315,111	(※) 306,763								

※ 事業の性質上、量の見込み(ニーズ量)の実績値を正確に把握することが難しいため、利用実績等を記載しています。

* 母子保健コーディネーターについては、現行計画策定後の平成29年7月から3区、30年度は6区(継続3区含む)においてモデル配置しています。

平成 32 年 4 月に向けた支給認定基準の見直しについて

1 趣 旨

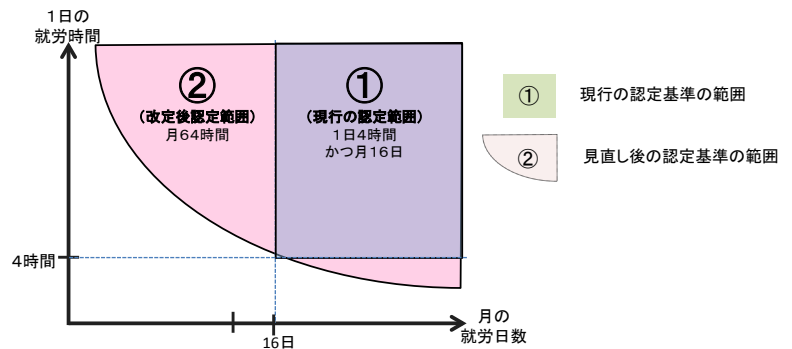
保育所等を利用するにあたっては、子ども・子育て支援法第20条に基づき、特定教育・保育給付にかかる認定（以下、「支給認定」という。）を受ける必要があります。

このたび、支給認定における「保育の必要性の認定基準」（以下、「支給認定基準」という。）について、見直しの検討を行いましたので、ご意見をいただきたいと思ひます。

2 改正内容（詳細は別紙参照）

(1) 就労事由等の場合の就労時間等の下限について

就労事由等における就労時間等の下限を「1日4時間かつ月16日以上」から、「月64時間以上」に変更します。



(2) 多胎妊娠の場合の産前休暇期間の取扱いについて

「出産予定日の前後各8週間」となっている産前産後の定義について、多胎妊娠に対応するため、労働基準法における多胎妊娠の産前休暇期間（14週間）を支給認定基準に明記します。

(3) 0歳児クラス～2歳児クラス在園児における、育児休業中の利用継続の取扱いについて

0歳児クラス～2歳児クラスに在籍している児童が、育児休業中の利用継続を理由として支給認定を受ける場合に設けていた「育児休業の取得4か月前から利用している」旨の条件を削除します。

3 見直しの考え方

(1) 背景

「子ども・子育て支援新制度」開始から4年が経過した現在、横浜市の保育所等利用児童数は依然として増加傾向にあり、本市も子育て世帯の保育需要に応える施策を展開していますが、幼児教育・保育の無償化実施に伴って「支給認定」を求める世帯の更なる増加が予想されます。

加えて、育児・介護休業法やワークライフバランスの推進といった、子育て世代を支援する国の施策があり、育児や介護などの理由から就労を中断した子育て世代の再就職やキャリア向上を支援する就学制度の検討も進められているところです。雇用主も、裁量労働制や在宅勤務、育児や介護のための短時間（短日）勤務の導入など、「働き方改革」を推進しています。申請世帯の増加傾向は、こうした多様な就労形態、ライフスタイルを選択した（せざるを得なかった）子育て世帯の増加を内包しており、すでに市民からも「保育の必要性」の判定について、柔軟な対応を求める声が寄せられています。

そこで本市としても、保育の必要性をより細やかに捉えることができるよう、基準を見直すものです。就労事由等における就労時間等の下限を「1日4時間かつ月16日以上」から、「月64時間以上」に変更します。

(2) 基準の根拠と視点

「子ども・子育て支援法施行規則」では、就労事由の場合、就労時間の下限は「一月において、市町村が定める時間以上労働することを常態とすること」であり、

「子ども・子育て支援法施行規則の本則」によれば、平成37年4月以降は「一月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること」とされています。

横浜市の支給認定基準はこの単位をより限定的に区分して「一日の就労時間及び月の就労日数」としています。

なお、政令市および近隣市では、概ね「一月の合計時間」を判定尺度としており（※）、横浜市民が近隣市区町村の施設利用を希望する場合等も勘案して、保育の必要性の認定について柔軟に答え得る基準とすることが必要であると考えています。

※政令市：20市中16市、神奈川県東部～中部：20市中14市町、
東京都23区および就学前児童人口9千町の市：31市中21市区）。

4 適用時期

平成32年4月の入所事務から適用

横浜市支給認定及び利用調整に関する基準 別表1 改正案

保育の必要性の認定基準	現行		改正案	
	保育の必要性の事由の定義	保育標準時間・保育短時間の区分	保育の必要性の事由の定義	保育標準時間・保育短時間の区分
1 保護者が居宅外又は居宅内で労働することを常態とすること。	(1) 保護者が居宅外で原則として 1日4時間以上、月16日以上 労働することを常態としているものであって、次のものを含む。 ア 居宅外の自営又は農漁業従事者。 イ 勤務先が決定又は内定しているもの。 (利用開始後、1か月以内に就労するもの。) (2) 保護者が居宅内で原則として 1日4時間以上、月16日以上 事業の営業者又は事業専従者として労働することを常態とするもの。(内職従事者を含む。)	ア 週30時間(月120時間)以上 就労する場合は保育標準時間の区分とする。 イ 月64時間(1日4時間かつ月16日)以上 就労する場合は保育短時間の区分とする。ただし、アに該当する場合は除く。	(1) 保護者が居宅外で原則として 月64時間以上 労働することを常態としているものであって、次のものを含む。 ア 居宅外の自営又は農漁業従事者。 イ 勤務先が決定又は内定しているもの。 (利用開始後、1か月以内に就労するもの。) (2) 保護者が居宅内で原則として 月64時間以上 事業の営業者又は事業専従者として労働することを常態とするもの。(内職従事者を含む。)	ア 月120時間以上 就労する場合は保育標準時間の区分とする。 イ 月64時間以上 就労する場合は保育短時間の区分とする。ただし、アに該当する場合は除く。
2 保護者が妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	(1) 保護者が出産又は出産予定日の前後各8週間の期間で出産の準備又は休養を要する状況にあるもの。 (2) 出産は妊娠85日以上の分娩とし、死産及び流産を含むものとする。	保育標準時間の区分とする。	(1) 保護者が出産又は出産予定日の前後各8週間の期間で出産の準備又は休養を要する状況にあるもの。 (多胎妊娠の場合は、出産又は出産予定日の前14週間、後8週間の期間とする。) (2) 出産は妊娠85日以上の分娩とし、死産及び流産を含むものとする。	保育標準時間の区分とする。
3 保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。	(1) 保護者の治療又は療養の期間が原則として1か月以上に渡り、自宅療養又は入院療養のもの。ただし、自宅療養者については原則として通院加療中で、 月16日以上かつ週16時間以上の安静が必要で、 児童の保育 に支障がある と認められるもの。 (2) 保護者が療育手帳の交付を受けているもの。 (3) 保護者が身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級に判定されたもの。 (4) 保護者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。 (5) 保護者が(2)～(4)の判定のないものであっても、障害の程度によって児童の保育に支障があると判断されるもの。	保護者の申請により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。	(1) 保護者の治療又は療養の期間が原則として1か月以上に渡り、自宅療養又は入院療養のもの。ただし、 (削除) 児童の保育 が必要である と認められるもの。 (2) 保護者が療育手帳の交付を受けているもの。 (3) 保護者が身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級に判定されたもの。 (4) 保護者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。 (5) 保護者が(2)～(4)の判定のないものであっても、障害の程度によって児童の保育に支障があると判断されるもの。	保護者の申請により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。
4 保護者が、同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。	(1) 親族が治療等に原則として1か月以上の期間を要するもの。疾病には負傷を含む。 (2) 親族が療育手帳の交付を受けているもの。 (3) 親族が身体障害者手帳の交付を受け1級から3級に判定されたもの。 (4) 親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。 (5) 親族が(2)～(4)の判定がないものであっても、障害の程度によって常時介護を要すると認められるもの。 (6) 常時介護とは、病院等で原則として 月16日以上かつ週16時間以上 看護に従事することをいう。又は自宅において病臥の状態にあるものを看護するもの、親族に身体障害者等がいてその介護に従事するものをいう。 なお、病院、特別学校及び障害児(者)施設等に通院、通学、訓練等のため原則として 月16日以上かつ週16時間以上 付添をしているものを含む。	保護者の申請により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。	(1) 親族が治療等に原則として1か月以上の期間を要するもの。疾病には負傷を含む。 (2) 親族が療育手帳の交付を受けているもの。 (3) 親族が身体障害者手帳の交付を受け1級から3級に判定されたもの。 (4) 親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの。 (5) 親族が(2)～(4)の判定がないものであっても、障害の程度によって常時介護を要すると認められるもの。 (6) 常時介護とは、病院等で原則として 月64時間以上 看護に従事することをいう。又は自宅において病臥の状態にあるものを看護するもの、親族に身体障害者等がいてその介護に従事するものをいう。 なお、病院、特別学校及び障害児(者)施設等に通院、通学、訓練等のため原則として 月64時間以上 付添をしているものを含む。	保護者の申請により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。
5 保護者が、震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	(1) 保護者が自宅及びその近隣の火災その他の災害の復旧に当たっているもの。	保育標準時間の区分とする。	(1) 保護者が自宅及びその近隣の火災その他の災害の復旧に当たっているもの。	保育標準時間の区分とする。
6 保護者が、求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている	(1) 保護者が求職活動(起業準備を含む)をすることを常態としているもの。ただし、3か月の範囲内で求職活動に必要と認められる妥当な期間を定めることとする。	保育短時間の区分とする。	(1) 保護者が求職活動(起業準備を含む)をすることを常態としているもの。ただし、3か月の範囲内で求職活動に必要と認められる妥当な期間を定めることとする。	保育短時間の区分とする。

<p>こと。</p> <p>7 保護者が、就学することを常態とすること。</p>	<p>(1) 保護者が原則として 1日4時間以上、月16日以上 就学することを常態とするものであって、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学しているもの。</p> <p>イ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けているもの。</p>	<p>ア 週30時間(月120時間)以上 就学する場合は保育標準時間の区分とする。</p> <p>イ 月64時間(1日4時間かつ月16日)以上 就学する場合は保育短時間の区分とする。</p> <p>ただし、アに該当する場合は除く。</p>	<p>(1) 保護者が原則として 月64時間以上 就学することを常態とするものであって、次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学しているもの。</p> <p>イ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けているもの。</p>	<p>ア 月120時間以上 就学する場合は保育標準時間の区分とする。</p> <p>イ 月64時間以上 就学する場合は保育短時間の区分とする。</p> <p>ただし、アに該当する場合は除く。</p>
<p>8 保護者が児童虐待を行っている又は配偶者からの暴力を受けていると認められること。</p>	<p>(1) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められるもの。</p> <p>(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められるもの。</p> <p>((1)に該当する場合を除く。)</p>	<p>保育標準時間の区分とする。</p>	<p>(1) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められるもの。</p> <p>(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められるもの。((1)に該当する場合を除く。)</p>	<p>保育標準時間の区分とする。</p>
<p>9 保護者が、育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。</p>	<p>(1) 保護者の育児休業開始日において、児童が、次年度に就学を控えているもの。(いわゆる年長組)</p> <p>(2) 3歳以上の児童について、当該地域に容易な受け入れ先がない場合に、児童福祉の観点から当該施設・事業を引き続き利用することが適当と認められるもの。</p> <p>(3) 3歳未満の児童については、育児休業を取得する4か月前から利用している場合で、当該児童の発達上、環境の変化が好ましくないと思料される状況であり、当該施設・事業を引き続き利用することが適当と認められるもの。</p>	<p>保育短時間の区分とする。</p>	<p>(1) 保護者の育児休業開始日において、児童が、次年度に就学を控えているもの。(いわゆる年長組)</p> <p>(2) 保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、児童福祉の観点から当該施設・事業を引き続き利用することが適当と認められるもの。</p>	<p>保育短時間の区分とする。</p>
<p>10 保護者が、前各号に類するものと認める状態にあること。</p>	<p>(1) 別居の親族を常時介護又は看護しているもの。</p> <p>(2) ひとり親世帯等において就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断したもの。</p> <p>(3) その他児童福祉の観点から福祉保健センター長が特に保育が必要な緊急度が高いと判断したもの。</p>	<p>福祉保健センター長の判断により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。</p>	<p>(1) 別居の親族を常時介護又は看護しているもの。</p> <p>(2) ひとり親世帯等において就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断したもの。</p> <p>(3) その他児童福祉の観点から福祉保健センター長が特に保育が必要な緊急度が高いと判断したもの。</p>	<p>福祉保健センター長の判断により、保育標準時間又は保育短時間の区分とする。</p>

グループトーク「みんなで話そう！横浜での子育て」 開催報告

1 目的

次期「横浜市子ども・子育て支援事業計画」（平成32年度～36年度）の策定に向けて、子育て中の方々から生の声をお聞きするとともに、参加者同士が語りあうことを通して「共感」や「気づき」につなげていただく機会とするため、市内全区で「グループトーク」を開催しました。

2 概要

(1) グループトークの内容

横浜での子育てについて、以下3つのテーマごとに、個人ワークとグループワークを行い、話し合いました。

ア 個人ワーク：ふせんを使って、自身の想いや意見などを書き出す。

イ グループワーク：ふせんを模造紙に貼りながら、グループで共有し・意見を出し合う。

【テーマ】

テーマ①「子育てで悩んでいること、困っていること、課題に感じていること。」

テーマ②「こうなったらいいな、こんな支援があったらいいな。」

テーマ③「私の一歩（自分にできること）」

(2) 日時・会場・参加人数（開催順）

単位：人

日時			開催区	会場	参加人数
10月26日	金	10:00 ~ 12:00	都筑区	都筑区役所1階 多目的室	10
11月1日	木	10:00 ~ 12:00	泉区	泉区役所4階 A・B・C会議室	16
11月7日	水	10:00 ~ 12:00	緑区	緑区役所4階 A・B会議室	9
11月10日	土	10:00 ~ 12:00	南区	南区役所1階 多目的ホール	6
11月14日	水	10:00 ~ 12:00	鶴見区	鶴見区役所6階 8・9・10号会議室	12
11月26日	月	15:00 ~ 17:00	港北区	港北区役所1階 健診会場（予防接種室）	13
11月28日	水	10:00 ~ 12:00	保土ヶ谷区	保土ヶ谷区役所3階 301・302会議室	10
11月29日	木	10:00 ~ 12:00	青葉区	青葉区役所4階 401会議室	10
11月29日	木	10:00 ~ 12:00	栄区	栄区役所新館1階 健康相談室101・102	15
12月8日	土	14:00 ~ 16:00	磯子区	磯子区役所7階 701・702会議室	7
12月18日	火	13:30 ~ 15:30	中区	中区役所本館7階 702・703会議室	11
12月20日	木	10:00 ~ 12:00	瀬谷区	瀬谷区役所5階 大会議室A・B	6
1月12日	土	15:00 ~ 17:00	西区	西区役所3階 A・B会議室	15
1月16日	水	10:00 ~ 12:00	港南区	港南区役所6階 602会議室	24
1月18日	金	10:00 ~ 12:00	旭区	旭公会堂 1号・2号会議室	9
1月19日	土	13:00 ~ 15:00	神奈川区	神奈川区地域子育て支援拠点 かなーちえ	13
1月26日	土	10:00 ~ 12:00	金沢区	金沢区役所1階 1号会議室	8
1月26日	土	14:30 ~ 16:30	戸塚区	戸塚区役所8階 大会議室	7
合計					201

3 グループトークで出されたご意見について

(1) テーマ①「子育てで悩んでいること、困っていること、課題に感じていること」(総数 1,189 件)

<カテゴリ>		<主な内容>
1	保育・預かりの場の提供 203	<ul style="list-style-type: none"> ・親や子どもの病気など急な預かりの場がない ・フルタイムでないと保育園に入れない
2	子どもの居場所 168	<ul style="list-style-type: none"> ・公園等外遊びの場所に制限が多い ・中高生向けの地域の居場所がない
3	地域・人とのつながり 152	<ul style="list-style-type: none"> ・実家が遠く、近くに頼れる人がいない ・ほかの子どもとの関わりが難しい
4	育て方 149	<ul style="list-style-type: none"> ・家事と育児の両立が大変 ・思春期の子どもへの接し方（スマホ等）が不安
5	子育てにやさしいまち 136	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーカー等での公共交通機関の移動が大変 ・男性トイレにおむつ替え台がなく大変
6	子育て情報 81	<ul style="list-style-type: none"> ・ネット情報等が多く、信頼できる情報が不安 ・学齢期以降の情報が少ない
7	子育ての相談先 60	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども自身が気軽に相談できる相談先がない ・母親教室が土日に開催されない
8	働き方 54	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事・介護と育児の両立が難しい ・父親への子育て支援が少ない
9	教育関係 51	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA 活動の負担が大きい ・中学校給食がない
10	行政サービス 45	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての経済的負担が大きい。補助が少ない ・申請に手間がかかる
11	産前・産後のケア 35	<ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃん教室に第二子出産時は通えない ・産前の時には、見通しが立てられなかった
12	親の居場所 16	<ul style="list-style-type: none"> ・産前から気軽に親同士が集う居場所がない ・親がリフレッシュできるような場所がない
13	子どもの将来（進学・就職） 9	<ul style="list-style-type: none"> ・学習に遅れがある子への支援が足りない ・子どもたちの大人との関わりが少ない
14	その他 30	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語版の母子手帳や通訳がない ・他都市とサービス内容・水準にバラつきがある



(2) テーマ②「こうなったらいいな、こんな支援があったらいいな。」(総数 1,005 件)

＜カテゴリ＞		＜主な内容＞	
1	子育てにやさしいまち	159	<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーカーや自転車でも通行しやすい歩道の改善 ・親子が利用しやすい安全な公園の充実
2	保育・預かりの場の提供	147	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育の充実・マッチング（探しやすさ） ・保育園を入りやすくしてほしい
3	子どもの居場所	128	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止事項のない外遊びの場が充実すると良い ・不登校・ひきこもりの子が過ごせる居場所がほしい
4	地域・人とのつながり	123	<ul style="list-style-type: none"> ・先輩ママ・パパとの出会いのきっかけがほしい ・多世代で交流できる仕組みがあると良い
5	子育て情報	96	<ul style="list-style-type: none"> ・自分にあった情報を届けてほしい ・行政のHPを見やすくしてほしい
6	働き方	57	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務など多様な働き方の充実 ・父親の子育て参加が当たり前の社会
7	教育関係	56	<ul style="list-style-type: none"> ・働きながらPTA活動をするための負担軽減 ・中学校給食の実施
8	育て方	48	<ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃん教室の回数を充実してほしい ・思春期の親を対象とした両親学級を開催してほしい
9	行政サービス	44	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費助成の拡充など、経済的支援の拡充 ・行政手続きを簡素化してほしい
10	子育ての相談先	43	<ul style="list-style-type: none"> ・電話やネットなど柔軟な相談体制の充実 ・発達障害の相談先の充実
11	産前・産後のケア	28	<ul style="list-style-type: none"> ・産前の不安を共有できる機会がほしい ・産前・産後のケアが気軽に受けられると良い
12	親の居場所	26	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援拠点や親子の居場所が増えてほしい ・父親が集まれる居場所がほしい
13	子どもの将来（進学・就職）	7	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での学習支援を充実してほしい ・子どもが結婚・出産等将来設計を考えられる支援
14	その他	43	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てにやさしい人と街になってほしい ・人材確保・人材育成にも力を入れてほしい

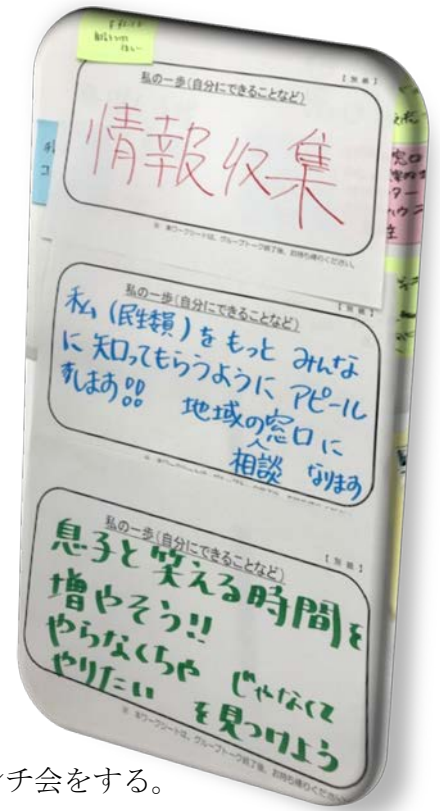


(3) テーマ③ 「私の一歩（自分にできること）」

テーマ①、②を話し合った後に、参加者の皆様に自分にできることを「私の一歩」として考えていただきました。

<主な内容（要旨）>

- サポートが必要な時や地域のイベントなどについて、自分から積極的に情報を仕入れる。
- できるだけ多くのママと話をする。
- 地域のことを知る。人に想いを話してみる。
- 近所の人にあいさつやイベントに参加をして、関係をつくる。
- 地域に人に頼ってみる。頼られたら向き合う。
- 地域のなかで、自分ができていることを考えて行動してみる。
- 周囲の人に対して偏見をもたず、「フラットな目」で見してみる。
そうすると、関係性が広がると思った。
- 民生委員をもっとみんなに知ってもらうようにアピールします！
地域の相談窓口になる。
- 悩んだら行動してみる。困っていることを発信する。
- 息子と笑える時間を増やそう！やらなくちゃじゃなくてやりたいを見つけよう。
- 自分の時間を持つ。その中で自分のできることを社会に役立てたい。
- 子育てについて、気にしすぎないようにする。
- 自分の子どもに対して、大らかに接する。
- 地域のおせっかいさん・つなぎ役を目指す。
- 中学校の親同士のつながりが希薄化しているので、自宅に呼んでランチ会をする。
- ベビーカーで困っている人に声をかける。
- 自分自身を含めて、子育て中の人を褒める。
- 自分が知っている・体験した子育て情報を発信する。
- 街で困っている親子を笑顔で見守り、必要に応じて声をかける。
- プレイパーク等の居場所や子育て支援のサービスを積極的に使ってみる。
- 不登校のママたちが集まる会を学校に提案してみる。
- 近くに住む外国人親子に子育て情報を届けたい。可能な限りで手続き等をフォローする。
- 行政や自治会に対して声を届けるために、自分や周りの想いを発信し届ける。
- 職場の育休等の制度を活用し発信する。まずは前例を作り、職場全体が子育てしやすくなるように働きかける。
- 今日のグループトークのことを周囲の人と共有する。
- 登校時の見守りなど、地域の大人としてできることを続ける。頼られる人になる。
- 夫の育児に「ありがとう」を伝える。
- ひとり親として、子育てしていることに誇りを持つ。
- 働きながら子育てしている人たちもつながりをつくり、情報を共有する。



(4) 意見のまとめ

以下は、テーマ①、②の中での主な意見について、関連するものをまとめて整理したものです。

ア 子育て全般（理念等）に関すること

- 子どもたちが主役の子育てを推進してほしい。
- 子育てをすることが、地域の中であたたかく理解される社会であってほしい。

イ 保育・教育に関すること

<保育・預かりの場の提供>

- 保育園が足りない。
- 日曜や祝日に預けられる保育所が増えてほしい。
- 保育園について、子どもの個性に応じた選択肢を選べるようになってほしい。
- 年齢、時期を問わず保育園に入れるようになってほしい。
- どこの保育園を選んで良いかわからない。（質のチェック方法がわからない）
- 保育園情報について、情報が古いことがある。タイムリーな情報がわかるようにしてほしい。
- 保育園を選ぶにあたり、保育士さんと話す機会等があると選びやすい。
- 保育園の申請方法がわかりにくい。手続きを簡素化や電子申請にしてほしい。
- 保育園が増えているのは、ありがたいと思う。
- 保育士がすぐ辞めてしまう等の問題がある。人材や質の確保についても力を入れてほしい。
- 子どもが病気の時などの預け先の確保に苦勞している。
- 祖父母などが近隣にいない人でも安心して子育てができるように、一時預かりなどの支援を充実してほしい。
- 一時預かりや病児保育について、どこが空いているかいちいち問い合わせる必要があるため、時間がかかってしまう。
- 保育園や幼稚園の諸費用が高い。（所得制限により、子育てに費用がかかってしまう）
- フルタイム勤務でないと、保育園に入れない。
- 0～2歳児の保育園の定員を増やしてほしい。

<子育ての相談先>

- 保育園での子どもの様子がわからない。保育園でパパ・ママと夕食をとる機会があると良い。
- 子どもの日常の様子を分かっている保育園や幼稚園で、育児相談が気軽にできると良い。
- 子育て情報などについて、一つのホームページ等に一元化してほしい。（どこを探して良いのかわからない）

<その他>

- 保育園の送迎を頼める人がいない。
- 延長保育の時間をもっと延ばしてほしい。
- ダブルケアの人への支援を手厚くしてほしい。
- 双子や多胎児への支援に力を入れてほしい。

ウ 学齢期の子どもに関すること

<育て方>

- スマホやインターネット（SNS）について、学ぶ機会やルールを作ってほしい。
- 思春期の子どもへの接し方や育て方がわからない。

<子どもの居場所>

- 中高生が学校以外の地域で、安心して過ごせる居場所があると良い。
- 公園などでは、ボール遊びなどが制限されていることが多い。
- 禁止事項の少ない遊び場として、プレイパークのような場所を充実してほしい。
- 放課後キッズクラブの預かり時間を延長してほしい。
- 雨の日に遊べる場所が少ない。

<学習>

- 学習につまずくことで、不登校になってしまうこともある。
- 親も働いていて、なかなか勉強をみるのが難しい。学校の教室などを利用した学習支援が充実すると良い。
- 体験や感動できるように、子どもが興味を持てる授業をしてほしい。

<中学校給食>

- ハマ弁の利用率が少なく、クラス中でも特別な目で見られてしまい、利用したくないと考える子どもが多い。
- ハマ弁を受け取りに行く手間もあるなかで、昼食の時間が短いことが問題だと思う。

<子育て情報・相談先>

- 子育て情報が小学校にあがると入ってこなくなる。
- 学齢期への支援や情報を充実させてほしい。
- 就学以降の相談窓口がほしい。
- プレイパークなど身近な場所で、気軽に子育ての相談ができる窓口がほしい。
- 思春期の子どもの相談先があると良い。

<不登校・ひきこもり>

- 不登校やひきこもりを未然に防ぐ対応をしてほしい。
- 不登校になったとき、なりそうなきの相談の場がほしい。
- 学校以外に不登校の子の居場所がほしい。

<PTA活動>

- PTAの担い手がない。
- 仕事していてもPTAに参加できるように、負担を減らすなど仕組みを変えてほしい。

エ 障害のある子どもに関すること

<支援・サービス>

- 障害があることで、保育や居場所など受けられるサービスの選択肢が狭まってしまう。
- 子どもの特性にあった支援を身近な地域で受けられるようにしてほしい。
- 時間の延長など障害児の預かりサービスを充実してほしい。

<居場所>

- 地域に障害児が溶け込めない。
- 障害児が過ごせる居場所が増えてほしい。

<教育・進学>

- 障害児の進学先について、情報が少ない。
- 学習に遅れのある子どもたちへの支援教室を充実してほしい。
- 個別支援級の生徒の登校を補助するサポーターを配置してほしい。

<子育ての相談先>

- 子どもの発育・発達をママ友と共有できない。
- 発達障害について相談できる場所が少ない。
- 地域で障害児が当たり前に過ごせるよう、地域の方々に障害を理解してもらえるような啓発に取り組んでほしい。
- 地域療育センターの利用者が多く混んでいる。児童発達支援を充実させてほしい。

<子育て情報>

- 放課後等デイサービスなど、障害児の支援に関する情報が不足している
- 発達に不安のある親子のための情報誌があると良い。

<その他>

- 発達障害があることで、社会から孤立してしまうように感じてしまう。
- 全ての病院で障害児が受診できるようにしてほしい。
- 障害児がいると仕事をやめなければならない。

オ 産前・産後の支援に関すること

<育て方・しつけ>

- 子どもの栄養バランスが不安。
- 子どもの発達・発育に対して不安がある。周囲と比べてしまう。
- 子どもとの生活リズムを整えるのが大変。
- 赤ちゃん訪問が遅く、産後の辛いときはすでに終わっていた。
- ものづくりやスポーツなど、託児ありのママのリフレッシュ講座がほしい。

<子育ての相談先>

- 役所への相談について、窓口や電話だけでなく、チャットなど柔軟に対応してほしい。
- 支援に関わる人が年齢で変わることなく、一人の人はずっと関わってほしい。もしくは連携して引継いでほしい。
- 行政サービスを提案してくれるコンシェルジュみたいな人がほしい。
- 母親教室を、区役所以外で土日を開いてほしい。
- 土日に子育てのことを相談できるところが少ない。

<子育て情報>

- 赤ちゃん教室の頻度を多くしてほしい。1歳以降の教室も実施してほしい。
- 1か月検診や1歳半検診の際に、子どもへの声掛けや対応の仕方の教室を行ってほしい。
- プレパパ、プレママ向けの行政による教室を、身近な地域でやってほしい。
- 子どもを育てるにあたって不安や戸惑いがあるときに、どの情報が正しいのか判断がつかず、混乱してしまう。
- 支援が必要な子どもや家庭に情報が届く仕組みがほしい。
- 妊婦の時に、出産後の情報が欲しい。
- ネット情報が多すぎて、なにが正しいかわからず、さらに不安になる。
- 行政や病院等から正しい情報が直接届く仕組みがほしい。
- 先輩ママ等からの生の情報や経験などが聞けると嬉しい。
- 妊娠から子育て期までの、やることや起こることがわかるイベントカレンダーがほしい。

<産前・産後のケア>

- 産前の不安を共有できる機会が増えると良い。
- 産後ケアをもっと気軽に受けられるようにしてほしい。
- 産後ケアの情報を分娩した病院で教えてほしい。
- 赤ちゃん教室を二人目も対象にしてほしい。
- 定期検診を土日にも実施してほしい
- 産前産後ヘルパーや子育てサポートシステムは、料金が高く手続きも大変で、利用するハードルが高い。

<その他>

- 自治体によってサービスにバラつきがあり分かりにくく、不公平感を感じることもある。

カ 地域における子育て支援に関すること

<地域・人とのつながり>

- 地域に祖父母や友人など、頼れる人がいない。
- 子育てに関する不安や悩みを一人で抱え込んでしまっている人がいる。
- 困った人に気づき、声を掛け合うことで、地域の中で支えあいができる環境になってほしい。
- 先輩ママと話す機会がほしい。子どもの年齢の3～5年後先の状況を知りたい。
- 子どもにとっても、地域のお兄さん・お姉さんやおじいちゃん・おばあちゃんと交流する機会が少ないように思う。
- 地域の中に、人と人をつなぐコーディネーターがいることが、大切だと思う。
- 地域での声かけ・見守りが増えると良い。
- 子育て支援にもシニアの力を活用できるとよい。

<居場所>

- 放課後の学校のグラウンドを開放してほしい。
- 地域ケアプラザが子育ての拠点になってほしい
- 小学生以上が行ける地域子育て支援拠点のような施設がほしい。
- 父親が集まれる居場所がほしい。
- 親子で行ける場所や親同士がくつろげる場所が近くにほしい。
- 地域子育て支援拠点を増やしてほしい。
- 大きな子を持つ親の交流会や居場所があると良い。
- 歩いて行ける範囲に、子どもを遊ばせられる公園やプレイパークがほしい。
- 外国人の親子が集まりやすい場所がほしい。

<子育ての相談先>

- 身近に相談できる人、場がないと思っている人が多い。
- プレパパ・ママから気軽に行ける親子の居場所として、広場や拠点の存在を知りたかった。
- 地域の相談できる人がどこにいるのかわかるようになると良い。
- 自治会町内会の規模で、地域に子育て家庭をサポートしてくれる拠点が欲しい。

<子育て情報>

- 地域の中で、子育ての情報を共有する地域コンシェルジュ機能がほしい。
- 気軽にボランティアができる環境・情報がほしい。
- 情報を知っている人と知らない人の差が大きい。
- 子育ての先輩たちをもっと活用できるようにしてほしい。
- 子どもやママ・パパが参加しやすいイベントを充実してほしい。
- 孫育て講座をたくさん開催してほしい。

<保育・預かりの場の提供>

- 急な用事ができた時の子どもの預かりに困る。
- 子育てサポートシステムの利用料金を下げてほしい。
- 子育てサポートシステムの預かる側として外国籍の方も登録してほしい。

キ ひとり親家庭に関する事 配偶者からの暴力（DV）への対応に関する事

- ひとり親で働く人は、仕事と育児の両立が大変。
- ひとり親でも働きながら子育てができるよう、手当や支援を充実させてほしい。

ク 配偶者からの暴力（DV）への対応に関する事

- DVにかかる相談先がわからない。本人や周囲の人の相談場所をわかりやすくしてほしい。
- 周囲の人も正しい知識や支援制度を勉強できる機会があると良い。

ケ ワーク・ライフ・バランスに関する事

- 女性の社会進出が進み、共働きの世帯が増えているが、育児や家事の負担が女性に偏っている。
- 男女ともに育児や家事ができるよう、企業も含めた制度の工夫が必要だと思う。
- シェアオフィスやテレワークなど、地域や自宅で働ける環境が充実してほしい。
- 子どものライフステージに合わせた働き方ができると良い。
- マザーズハローワークが近くにほしい。

コ まちづくりに関する事

- ベビーカーだとバスに乗れないことがある。ベビーカーでもバス等に乗り降りしやすいように工夫してほしい。
- 子どもが電車やバスなどで泣いてしまうと、周囲から迷惑がられることがある。
- 歩道が狭く傾いているところがある。ベビーカーや自転車で移動することが大変。段差のない道が増えると良い。
- 男性トイレにおむつ替え台がない。
- 子どもでも利用しやすい図書館になってほしい。
- 災害時に、子どもを保育園に迎えに行けなくなった時のことが不安。
- 学校や幼稚園などで子ども 110 番があまり広がっていない。

サ その他

- 子育て中の親に対する、将来設計の講座を開催してほしい。
- 医療費助成を充実してほしい。
- 多子世帯への経済的な支援を充実してほしい。
- 通訳ボランティアが幼稚園や保育所、学校の手紙等の通訳の手伝いができたらよい。
- 子育てにかかる経済的負担が大きい。もっと手当等を充実してほしい。

4 アンケート結果

(1) 回答者数

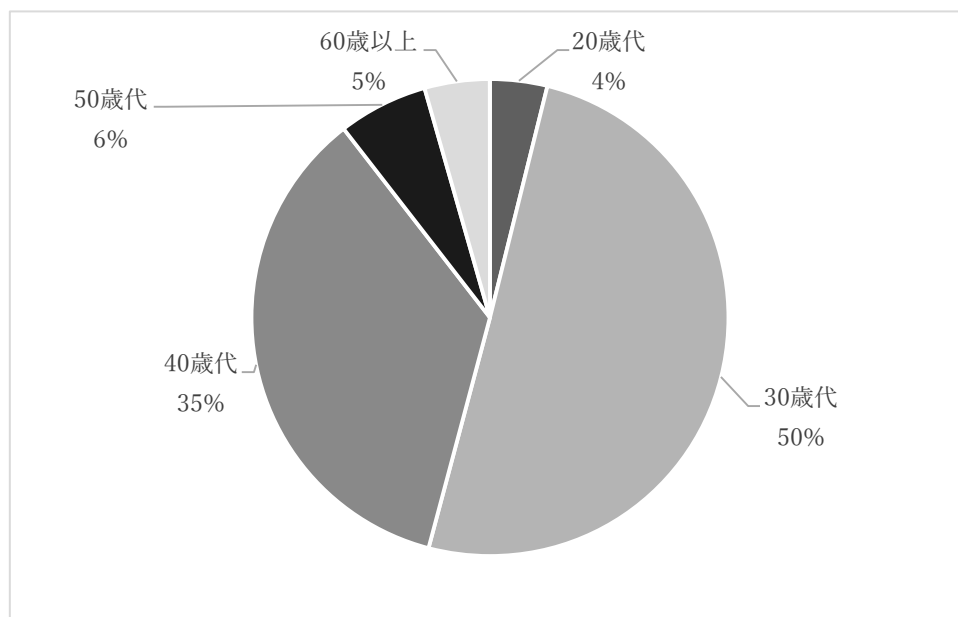
181名（回答率：90%）

(2) 性別

女性：168名（92.8%） 男性：12名（6.6%） ※不明：1名

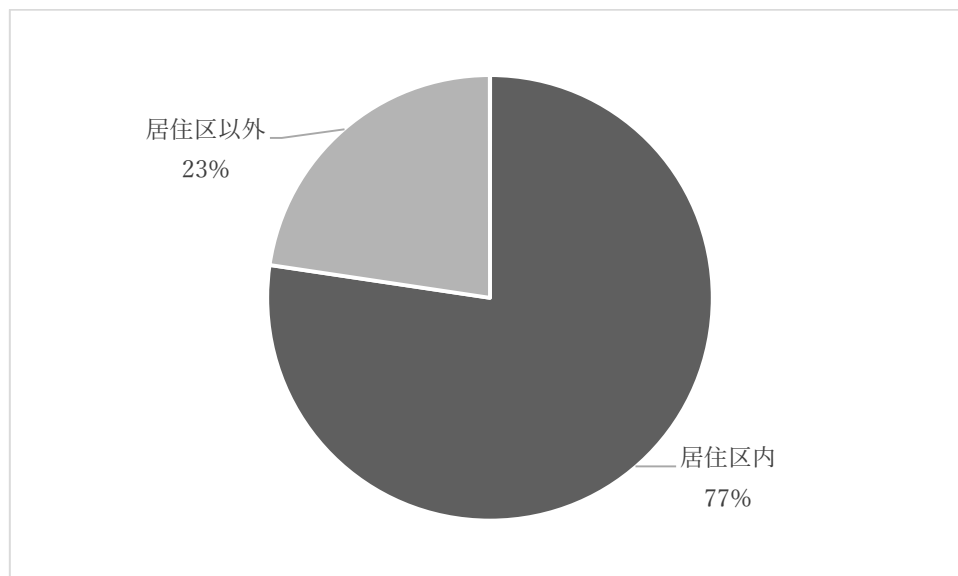
(3) 年代

30歳代の参加者が最も多かった。（91名：50%）



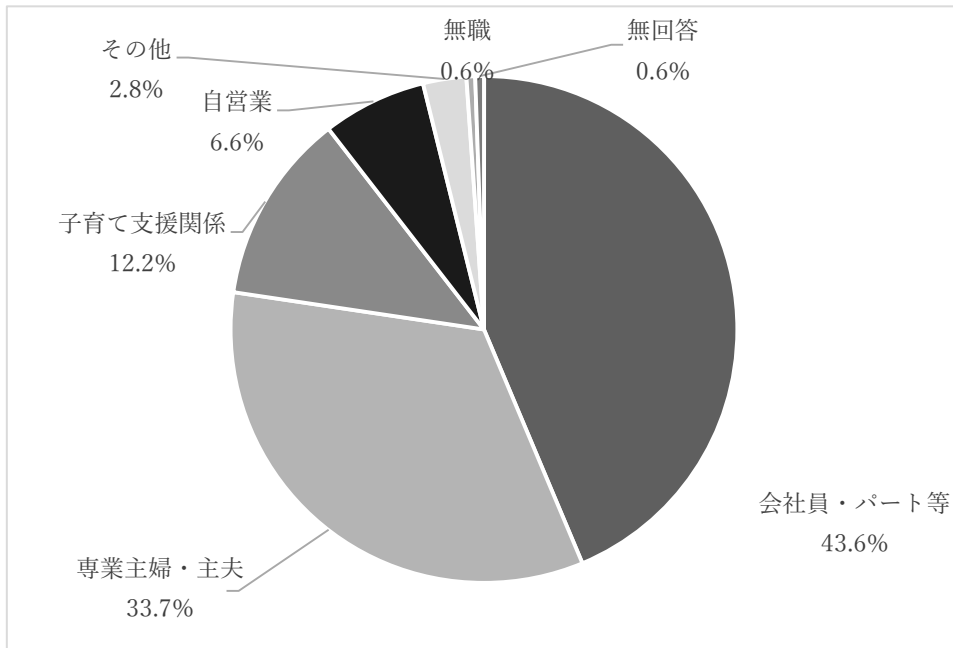
(4) 居住区

居住区内からの参加者が最も多かった。（140名：77%）



(5) 職業

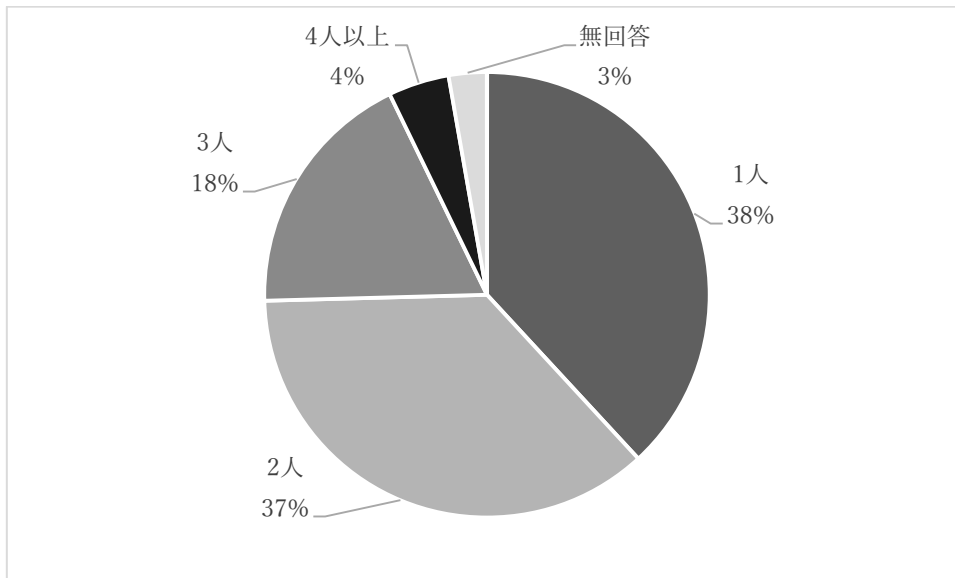
会社員・パート等が最も多く（79名：43.6%）、次いで専業主婦・主夫が多かった。（61名：33.7%）



(6) 子どもの人数・年代

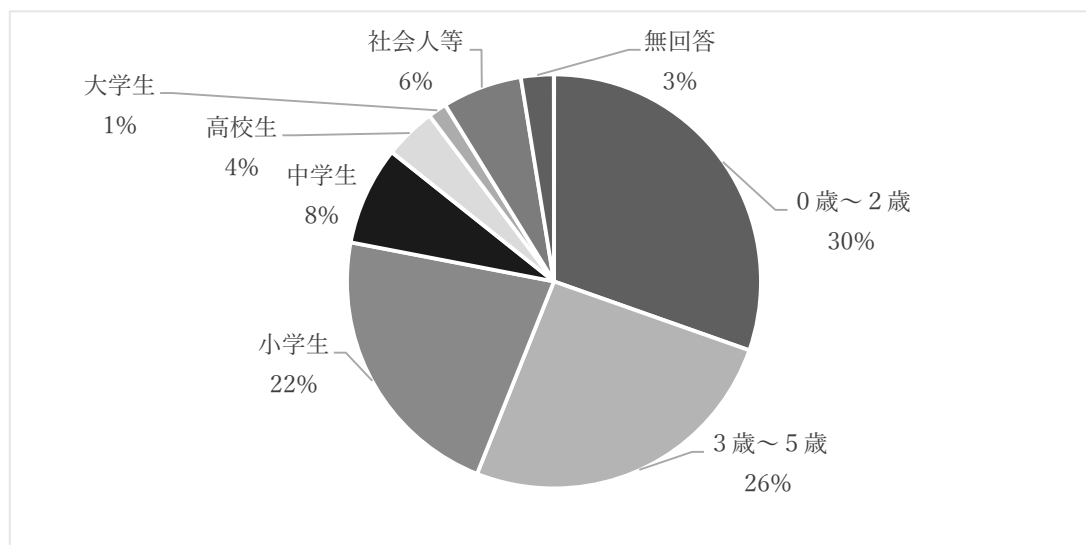
ア 人数

1人の方が最も多く（69名、38%）、次いで2人の方が多かった。（66名、37%）



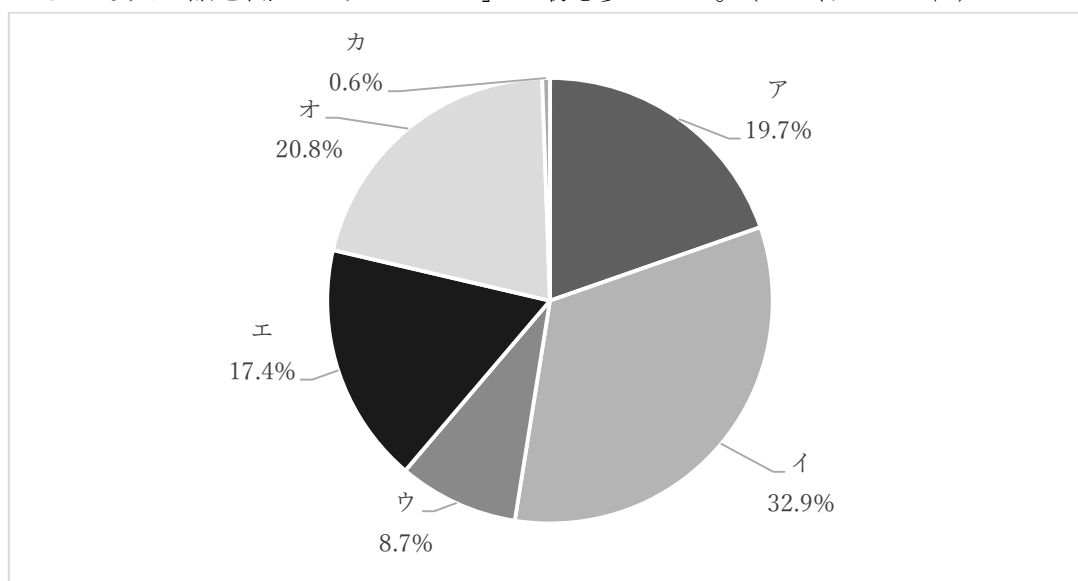
イ 年代（重複あり）

「0歳～2歳」が最も多く（62名：43%）、次いで「3～5歳」（54名：25%）、「小学生」（50名：23%）が多かった。



(7) グループトークに参加した理由（複数回答可）

「いろいろな人の話を聞いてみたかった」が最も多かった。（117名：32.9%）

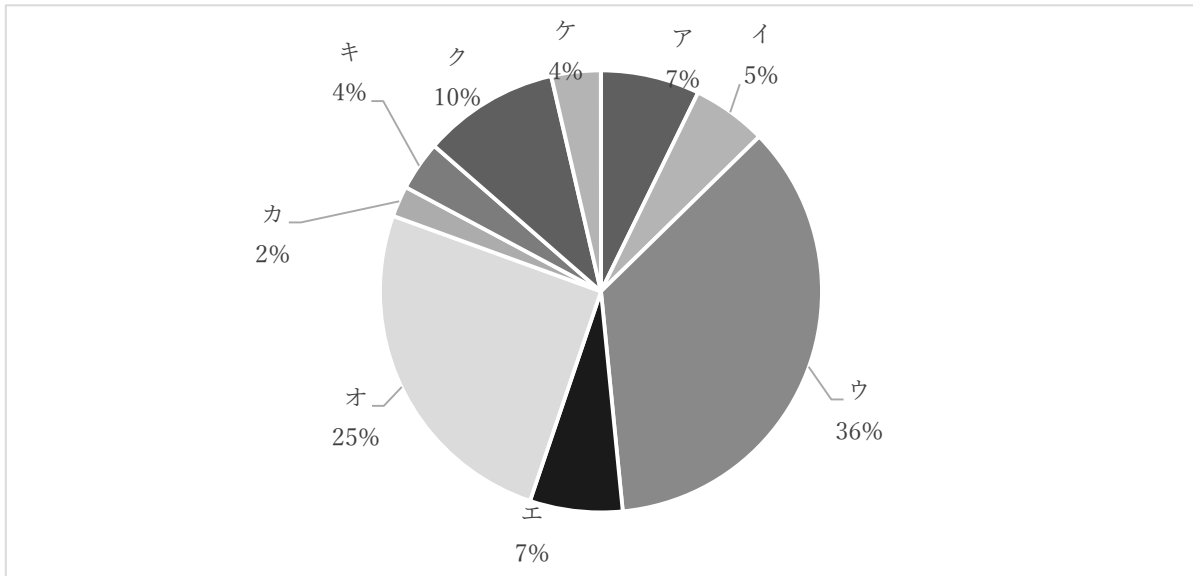


ア	自身の経験や感じていることを話したかった
イ	いろいろな人の話を聞いてみたかった
ウ	参加者の方とのつながりを作りたいかった
エ	横濱市の子ども・青少年の施策に興味があった
オ	知人から勧められた
カ	その他

<その他> 「声をあげるきっかけにしたい」、「子育てに投資して欲しいから」など

(8) グループトークのことを知ったきっかけ (複数回答可)

「知人から勧められた」が最も多かった。(79名：36%)

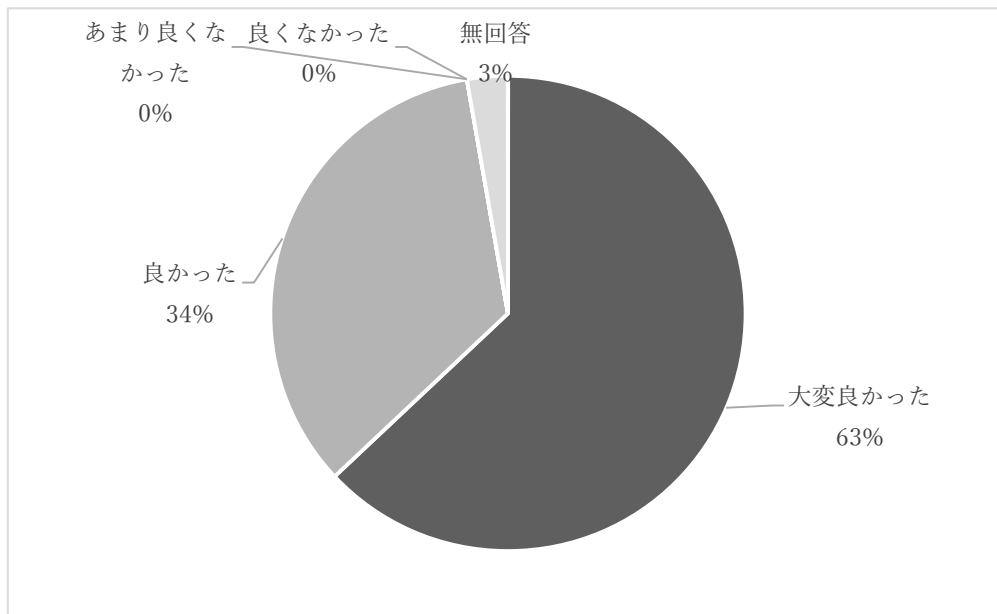


ア	市役所・区役所でチラシを見た
イ	「広報よこはま」で知った
ウ	知人から勧められた
エ	保育所・幼稚園・認定こども園等でチラシを見た
オ	地域子育て支援拠点・親と子のつどいの広場でチラシを見た
カ	放課後キッズクラブ・放課後児童クラブ・はまっ子ふれあいスクールでチラシを見た
キ	横浜市 (こども青少年局) のホームページで知った
ク	SNS (Twitter、Facebook、インスタグラム 等)
ケ	その他

<その他> 「ココアプリ」(港北区)、「学校の掲示板」など

(9) 参加した感想 (満足度)

全ての方が、「大変良かった」(114名:67%)、もしくは「良かった」(62名:30%)と回答。



<主な感想>

- 自分の知らないことを知るきっかけになった。自分の感じていることをみんな感じていると思った。私の一歩がたくさん集まれば、大きな取組になると思った。
- 自分が課題であると感じていたことに共感が得られた。同じような思いの方に会えた。様々な視点の意見を聴くことができた。自分に何ができそうか具体的に考えることができたので、次は行動につなげたい。
- 役所の方もいて、ママたちの声が直接届いているという感じがする。1つでも実現するように期待している。
- 色々な方の意見を聴いて話すことが楽しかった。一つ一つすべてを解決することは難しいと思うが、意見を出す場があることで、これからより良い子育て支援が増えれば良いなと思った。
- ワークショップ形式のおかげでとても話しやすかった。それぞれ抱えていることは違うが、子育てという共通項があることでつながりあえることを感じた。計画を立てる前に、意見をこのような形で聞くという姿勢がうれしい。これからも、当事者の語り合う場があるといいなと思った。当事者自身の力になる場でもあった。
- 子育て、介護、障害児サービスと多岐に渡る問題について話を聞くことができて良かった。まずは、知ることが大切だと感じた会だった。
- 子どもの年齢によって悩みが違うので、他の方の経験を聞けてためになった。
- 不便や不都合を感じていても声に出す場もないので、どうにもならないと思っていたが、気持ちを伝えられてうれしかった。

グループトーク「みんなで話そう！横浜での子育て」

開催報告

横浜市こども青少年局企画調整課

平成31年3月

幼児教育・保育の無償化について

1 背景

幼児教育の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018年6月15日閣議決定）にて方針が示され、消費税率引上げ時の2019年10月1日からの実施に向けて法案が国会で審議中です。

幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り込まれるものです。就学前の全ての3歳から5歳の子どもたちが、良質な幼児教育・保育の機会を得られるよう、現行の子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象とはならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設する等の措置を講ずるものとしています。

2 実施時期

2019年10月1日

3 対象者・対象範囲

- **【幼稚園、保育所、認定こども園等】**を利用する 3歳児クラス（3歳になった後の最初の4月以降）から5歳児クラスの全ての子ども利用料を無償化。
 - 新制度の対象ではない幼稚園の利用料については、月額25,700円を上限として無償化されます。
 - 実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外です。2号認定こども（保育所等）の副食費については、これまで公定価格に組み込まれていましたが、無償化後は実費徴収となります。
 - 幼稚園、認定こども園（教育部分）については 満3歳児（3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども（以下、「満3歳児」という。））から無償化されます。

- **【保育所、認定こども園、地域型保育事業】**を利用する 0歳児クラスから2歳児クラスの子ども利用料については、市民税非課税世帯を対象として無償化。

- **【幼稚園の預かり保育】**を利用する子どもについては、保育の必要性があると認定を受けた場合には、3歳児クラスから、月額11,300円を上限として預かり保育の利用料を無償化。
 - 私立幼稚園等預かり保育事業については、月額利用料上限が9,000円となっているため、利用料が無償化されます。また、国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等で利用する子ども利用料については、市単独助成として無償化します。
 - 満3歳児は預かり保育の無償化の対象外ですが、市民税非課税世帯の満3歳児は、月額16,300円を上限として利用料が無償化されます。
 - 私立幼稚園等預かり保育事業以外の預かり保育における無償化の対象となる利用料

は、実際の利用日数に応じて計算します。

- **【認可外保育施設及び特別保育事業等】**を利用する 保育の必要性の認定のある3歳児クラスから5歳児クラスの子どもたちで、幼稚園、保育所又は認定こども園等を利用していない場合には、月額 37,000 円を上限として利用料を無償化。

- 0歳児クラスから2歳児クラスの 市民税非課税世帯の子ども（保育の必要性があり、保育所等を利用していない）は、月額 42,000 円を上限として利用料が無償化されます。

- **【障害児通園施設等（※）】**を利用する3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの利用料を無償化。幼稚園、保育所、認定こども園等と併用する場合も無償化の対象とする。

※ 児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設

【幼児教育・保育の無償化の対象と範囲】

	認可保育所等 (地域型含む)	新制度幼稚園 ・認定こども園		新制度未移行幼稚園		認可外 保育施設等 (一時保育等含む)
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5歳児 クラス	○	○	○(※) (上限 11,300 円)	○ (上限 25,700 円)	○(※) (上限 11,300 円)	○(※) (上限 37,000 円)
<u>市民税非課税世帯</u> の0～2歳児 クラス	○	/	/	/	/	○(※) (上限 42,000 円)
満3歳児 (3歳の誕生日から最初の3月 31日までにある子ども)	/	○	×	○ (上限 25,700 円)	×	/
<u>市民税非課税世帯</u> の満3歳児 (3歳の誕生日から最初の3月 31日までにある子ども)	/	○	○(※) (上限 16,300 円)	○ (上限 25,700 円)	○(※) (上限 16,300 円)	/

※ 無償化にあたって、保育の必要性の認定が必要です。

- **【横浜保育室】**は、0歳～2歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもは無償化の対象となります。3～5歳児クラスは認可外保育施設としての取扱いとなるため、月額 37,000 円を上限として利用料が無償化されます。

- 【年度限定保育事業】は無償化の対象となります。(市民税非課税世帯の1・2歳児)
- 【企業主導型保育事業】(標準的な利用料)は無償化の対象となります。

4 給付額

施設への給付額に原則変更はありません。

※副食費相当金額は実費徴収となるため、公定価格から減額予定

5 幼児教育の無償化に伴う食材料費の見直し

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化にあたっては、この考え方が維持されることとなります。そのため、2号認定子ども(保育所等(3～5歳児クラス))の食材料費については、10月より、施設による主食費・副食費の実費徴収が必要となります。

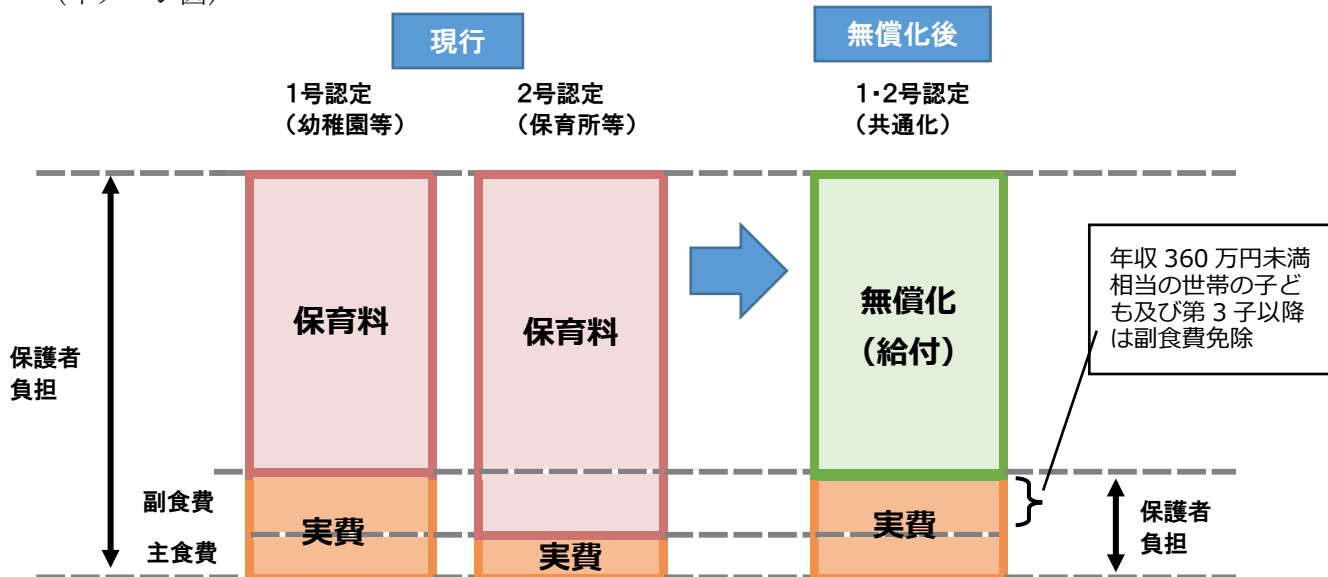
副食費については、現在の公定価格内での生活保護世帯やひとり親世帯等の免除を継続するとともに、副食費の免除対象の拡充等を行う予定です。

なお、3号認定子ども(保育所等(0～2歳児クラス))は、無償化が実施されるのが市民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続します。

副食費の免除対象者(予定)

- 年収360万円未満相当の世帯の子ども
- 全所得階層の第3子以降の子ども

(イメージ図)



副食費の金額については、実際にかかった費用に応じて各施設が設定することが基本となりますが、食材料費の負担が著しく高額にならないよう一定の配慮を行う必要があります。徴収額の考え方については、現在国において検討がされていますので、国から示され次第、お知らせします。

5 一時保育等、特別保育事業について

一時保育、休日一時保育、病児保育等の特別保育事業については、保育の必要性の認定のある3歳児クラスから5歳児クラスの子どもで、幼稚園、保育所又は認定こども園等を利用していない場合、月額37,000円（0歳児クラスから2歳児クラスの子どもの場合で市民税非課税世帯の場合は月額42,000円）まで利用料が無償化となります。また、複数の施設を併用することも可能です。

無償化分の給付については、原則、保護者から市への直接申請となる予定です。特別保育事業を実施されている事業者の皆様には、利用者の方への領収書の発行を必ずお願いいたします。

また、今後、特別保育時事業にかかる利用料領収書（案）を提示させていただく予定ですので、その際は共通様式の利用にご協力をお願いいたします。

平成 31 年 度

予 算 概 要

こ ども 青 少 年 局

【目 次】

	頁
◎ 平成31年度こども青少年局予算案について	1
◎ 平成31年度こども青少年局予算案総括表	4
◎ 保育・教育の基盤づくり	5
◎ 幼児教育・保育の無償化	7
◎ 児童虐待対策の推進	9
◎ 子どもの貧困対策	11
1 妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実	13
○妊婦・産婦健康診査事業	○妊娠・出産サポート事業
○こんにちは赤ちゃん訪問事業	○母子保健コーディネーターの配置
○母子保健指導事業	○不妊相談・治療費助成事業
○乳幼児健康診査事業	○新生児聴覚検査事業
○歯科健康診査事業	○視聴覚検診事業
○育児支援事業	
2 地域における子育て支援の充実	15
○地域子育て支援拠点事業	○横浜子育てサポートシステム事業
○親と子のつどいの広場事業	○乳幼児一時預かり事業
○保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業	○子育て家庭応援事業
○子育て支援者事業	
3 新制度における保育・教育の実施等	17
○支給認定を受けた子どもの保育・教育	○市立保育所民間移管事業
○延長保育事業	○保育料納付促進事業
○補給給付費	○給食食材放射線測定事業
○保育・教育コンシェルジュの設置	○横浜保育室助成事業
○支給認定及び給付費の支給に関する事務	○認可外保育施設等利用料助成事業
○賃借料補助事業	○指導・監査
○年度限定保育事業	
4 多様な保育ニーズへの対応	19
○一時預かり事業	○病児・病後児保育事業
○幼稚園等における長時間預かり	○24時間型緊急一時保育事業
○休日保育	
5 保育所等整備事業	20
○保育所の整備	○地域型保育事業の整備
○認定こども園の整備	○保育所等ブロック塀安全対策事業
○横浜保育室の認可移行支援	
6 保育・教育の質向上・保育士等確保策	21
○保育・幼児教育の質向上の仕組みづくり	○保育資源ネットワーク構築事業の充実
○保育・幼児教育の研修事業	○保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の確保
○保育・幼児教育の研究事業	
7 幼児教育の支援	23
○私立幼稚園就園奨励補助事業	○私立幼稚園等補助事業
○私立幼稚園等預かり保育事業	○私立幼稚園等特別支援教育費補助事業
○私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	○私立幼稚園等施設整備費補助事業
○私立幼稚園等一時預かり補助事業	○保育・幼児教育の質の向上
○特定教育・保育施設移行園保護者負担軽減補助事業	

8	放課後の居場所づくり ○放課後児童育成事業	○プレイパーク支援事業	24
9	すべての子ども・若者の健全育成の推進 ○青少年を育む地域の環境づくり ○青少年育成に携わる団体等の支援	○青少年関係施設の運営等 ○横浜市子ども・若者支援協議会の運営	25
10	困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実 ○青少年相談センターにおける相談・支援事業 ○地域ユースプラザ事業 ○若者サポートステーションにおける相談・支援	○よこはま型若者自立塾 ○寄り添い型生活支援事業	26
11	地域療育センター関係事業 ○地域療育センター運営事業 ○地域療育センター学校支援事業	○地域療育センター発達障害児通所支援事業	27
12	在宅障害児及び施設利用児童への支援等 ○障害児通所支援事業 ○学齢後期障害児支援事業 ○メディカルショートステイ事業	○医療環境整備事業 ○障害児入所支援事業等	28
13	区と児童相談所における児童虐待への対応の強化 ○児童相談所の運営と機能強化 ○区役所の機能強化と地域等との連携、児童虐待防止広報・啓発	○家庭訪問の充実	29
14	社会的養護の充実 ○児童福祉施設の整備 ○里親制度の推進 ○ファミリーホーム事業 ○自立援助ホーム事業	○養育家庭支援機能の強化 ○児童養護施設等を退所した子どもへのアフターケア ○児童措置費等	31
15	ひとり親家庭等の自立支援 ○ひとり親家庭等自立支援事業	○ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業	32
16	DV対策事業 ○DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実 ○女性緊急一時保護施設補助事業	○加害者更生プログラムへの運営費補助 ○母子生活支援施設緊急一時保護事業	33
17	児童扶養手当等 ○児童扶養手当 ○臨時・特別給付金(仮称)	○特別児童扶養手当事務費 ○特別乗車券の交付	34
18	児童手当 ○児童手当		34
19	子ども・子育て支援事業計画とワーク・ライフ・バランス等の推進 ○横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定・推進 ○ワーク・ライフ・バランスの推進	○プレミアム付商品券事業 ○横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進	35
20	母子父子寡婦福祉資金貸付事業(母子父子寡婦福祉資金会計) ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業		36

平成31年度 こども青少年局予算案について

こども青少年局は、「横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン～」に基づき、

- 1 「子ども・青少年への支援」として、
子ども・青少年が様々な力を育み、
健やかに育つ環境をつくる
 - 2 「子育て家庭への支援」として、
出産・子育てがしやすく、
子育てが楽しいと思える環境をつくる
 - 3 「社会全体での支援」として、
自助・共助・公助の意識を大切にし、
社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる
- という3つの施策分野にまとめ、事業を推進しています。



31年度は、産まれる前から青少年期までの全ての子ども・青少年に対して、基本施策を着実に推進し、切れ目のない総合的な事業・施策を確実に実施するとともに、子どもたちが健やかに育つための安心・安全な環境をつくることにも重点を置いた予算原案となっています。

また、横浜市子ども・子育て支援事業計画については、31年度中に次期計画（計画期間：32年度～36年度）を策定します。

平成31年度の主な取組

☐ 保育所待機児童解消の継続

待機児童数ゼロを目指し、受入枠の拡大を図るとともに、保育士確保策を充実します。

☐ 児童虐待防止への取組の充実

早期発見、発生時の迅速・的確な対応、重篤化の防止など、総合的な対策を推進します。

☐ 子どもの貧困対策の推進

横浜の将来を担う子どもの育ちを守り、貧困の連鎖を防ぐための取組を推進します。

☐ 子ども・子育て支援新制度における全ての子育て家庭への支援

保育・教育の質の維持・向上を図るとともに、在宅の子育て家庭への支援を充実します。

☐ 放課後児童支援策の充実

留守家庭児童をはじめ、学齢期の全ての子どもたちの放課後の居場所を充実します。

☐ 困難を抱える若者支援策の充実

相談・就労支援等、困難を抱える若者の状態に応じた段階的な支援を充実します。

幼児教育・保育の無償化

31年10月から幼児教育・保育の無償化を実施します。

施策分野と予算概要の項目



施策分野1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

基本施策① 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

- 3 新制度における保育・教育の実施等 5 保育所等整備事業
6 保育・教育の質向上・保育士等確保策 7 幼児教育の支援 8 放課後の居場所づくり

基本施策② 学齢期から青少年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

- 8 放課後の居場所づくり 9 すべての子ども・若者の健全育成の推進
10 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実

基本施策③ 障害児への支援

- 11 地域療育センター関係事業 12 在宅障害児及び施設利用児童への支援等

基本施策④ 若者自立支援の充実

- 9 すべての子ども・若者の健全育成の推進 10 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実

施策分野2 出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくる

基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援

- 1 妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実 4 多様な保育ニーズへの対応

基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実

- 2 地域における子育て支援の充実

基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援/配偶者からの暴力(DV)への対応と未然防止

- 15 ひとり親家庭等の自立支援 16 DV対策事業 17 児童扶養手当等
20 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

施策分野3 自助・共助・公助の意識を大切にし、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

- 13 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化 14 社会的養護の充実

基本施策⑨ ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進

- 19 子ども・子育て支援事業計画とワーク・ライフ・バランス等の推進

その他 児童手当

- 18 児童手当

子どもの貧困対策



平成31年度 　こども青少年局予算案総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項 目	30年度	31年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
こども青少年費	279,720,105	297,121,314	17,401,209	6.2	
青少年費	21,463,407	21,566,720	103,313	0.5	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	161,497,236	176,471,737	14,974,501	9.3	地域子育て支援費、保育・教育施設運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所等整備費
こども福祉保健費	96,759,462	99,082,857	2,323,395	2.5	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸支出金	629,772	639,141	9,369	1.5	
特別会計繰出金	629,772	639,141	9,369	1.5	母子父子寡婦福祉資金、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	280,349,877	297,760,455	17,410,578	6.2	
(特別会計)					
母子父子寡婦福祉資金会計	473,759	639,627	165,868	35.0	母子父子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金
特別会計計	473,759	639,627	165,868	35.0	

保育・教育の 基盤づくり

乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎を培う大切な時期であり、人間形成にとって重要な時期です。

子どもの豊かな育ちを支えるためには、家庭、地域、保育所、幼稚園、認定こども園など育ちの場が変わっても、子どもの最善の利益が尊重されることが大切です。

質の維持・向上

子どもの豊かな育ちを支えるためには、全ての保育所や幼稚園等で、保育士や幼稚園教諭などの保育者が高い専門性と意欲を持っていることが大切です。保育・教育の質の維持・向上に向けた取組内容や推進体制等について検討を行うとともに、研修の充実など人材育成に取り組みます。

あわせて、施設・園がその保育者を支え、適切に運営できる体制を整えることにより、質の高い保育を保障していきます。

受入枠の拡大

あらゆる分野での女性の活躍推進等に伴い、本市における保育所等の利用希望は年々増加しており、保育ニーズへの対応が必要です。

保育所等の新規整備などにより、受入枠の拡大に取り組みます。

保育士等の確保

保育士需要が高まる一方で、養成施設の入学者が減少傾向にあるなど、新たな担い手の確保が厳しい状況にあります。また、保育士等が自信と誇りを持って長く働ける職場環境の構築が重要となっています。

危機感をもって保育士等の採用と定着の支援を進め、子どもの豊かな育ちを支える保育士等の確保に取り組みます。

31年度も、引き続き「質の維持・向上」「受入枠の拡大」「保育士等の確保」に、三位一体で取り組み、未来を創る子どものため、しっかりと横浜の保育・教育の基盤づくりを進めます。



平成 31 年度の重点取組

1 質の維持・向上

主な事業・取組名		主な取組内容等
人材育成等	(1) 保育・幼児教育の質向上の仕組みづくり <新規・拡充> 【8,433 万円】	<ul style="list-style-type: none"> ○保育・教育の質の維持・向上をより一層進めるため、学識経験者、保育・教育関係者等で構成する意見交換会を開催し、意見を伺いながら、全ての保育・教育施設で共有できる「<u>横浜こども指針（仮称）</u>」を策定します。 ○園内研修が行えるリーダーの育成を引き続き行うとともに、<u>園長・施設長向けの研修を新たに開催し、園全体で取り組めるよう支援</u>します。（定員 100 人）
	(2) 保育・幼児教育の研究事業 <拡充> 【1,280 万円】	○幼保小連携推進地区事業に加え、 <u>新たに接続期カリキュラム研究推進地区事業を実施し、「接続期カリキュラム」の研究開発を行い全市に発信</u> します。（4 地区・参加見込数 15 園・校）
指導監査	(3) 指導・監査 【1,912 万円】	<ul style="list-style-type: none"> ○施設長や運営法人の管理責任者等を対象に、施設経営や組織運営等にかかる講習を実施します。 ○巡回訪問員が施設等を訪問し、保育の質の確保や保育中の重大事故の防止等を目的とした、現場確認及び支援・助言を行います。 ○施設等への定期監査、課題施設への事前通告なしの書類点検等を引き続き実施します。また、専門家の支援を得ながら監査の質向上に取り組みます。

2 受入枠の拡大

主な事業・取組名		主な取組内容等
(1)	保育所等整備事業 <拡充> 【37 億 5,497 万円】	○「子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」に基づき、 <u>新たに 2,289 人分の認可保育所等を整備</u> します。また、定員に空きがある施設の定員構成を変更すること等により既存施設の有効活用を進めます。
(2)	幼稚園等における長時間預かり <拡充> 【34 億 8,399 万円】	○多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的として私立幼稚園等預かり保育事業を拡充するとともに、幼稚園での 2 歳児受入れを進めます。 (私立幼稚園等預かり保育事業：204 園、2 歳児受入れ：7 園)

3 保育士等の確保

主な事業・取組名		主な取組内容等
保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の確保 <拡充> 【17 億 2,615 万円】		<ul style="list-style-type: none"> ○<u>保育士修学資金貸付事業</u>について、市内保育所等に従事する意向のある保育士養成施設卒業予定者に対して、保育士修学資金の貸付を実施します。なお、卒業後市内保育所等で 5 年間保育士業務に就いた場合は返済を免除します。本事業は 30 年度の国の補正予算を活用し、新たに 33 年度までの 3 か年分を計上します。 (貸付対象数：50 人/年) ○<u>保育・教育人材確保事業</u>について、<u>保育関係団体が独自に行う人材確保の取組のための補助</u>を行います。 ○<u>保育士宿舍借り上げ支援事業</u>について、市内保育所等を運営する民間事業者が、雇用する保育士向けに宿舍を借り上げるための補助を行います。 (申請見込件数：2,894 戸)

幼児教育・ 保育の 無償化

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳児から5歳児の子ども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもを対象に幼児教育・保育の無償化を実施します。(31年10月から)

幼児教育・保育の無償化の概要（※平成31年1月時点）

1 幼稚園、保育所、認定こども園の利用者

- ◇3歳児から5歳児の全ての子どもの利用料を無償化
 - ・子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額を上限として月額25,700円まで助成
 - ・幼稚園及び認定こども園（教育利用）については、満3歳から無償化
- ◇0歳児から2歳児の子どもの利用料については、市民税非課税世帯を対象として無償化

2 地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）の利用者

- ◇市民税非課税世帯を対象として無償化

3 私立幼稚園等預かり保育事業の利用者

- ◇私立幼稚園等預かり保育事業を利用する3歳児から5歳児の子どもについては、預かり保育の利用料を無償化
※国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等で利用する子どもの利用料については、市単独助成として無償化します。

4 横浜保育室（0～2歳児）、年度限定保育事業の利用者

- ◇市民税非課税世帯を対象として無償化

5 認可外保育施設等の利用者

- ◇認可外保育施設等を利用する子どもについても、保育の必要性があると認定された3歳児から5歳児の子どもを対象として、月額37,000円を上限に利用料を助成
- ◇0歳児から2歳児の子どもについては、保育の必要性があると認定された市民税非課税世帯を対象として、月額42,000円を上限に利用料を助成

【対象施設・サービス】

- ・一般的な認可外保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育施設
- ・子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業
- ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業

※無償化の対象となる認可外保育施設等は、届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要です。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも5年間の猶予期間が設けられ、無償化の対象となる予定です。

6 障害児通園施設等（※）の利用者

- ◇3歳児から5歳児の子どもについて、利用料を無償化
- ◇幼稚園、保育所、認定こども園と障害児通園施設等を併用する場合は、いずれも無償化の対象
（※障害児通園施設等：児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を行う事業所、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設）

【参考】幼児教育・保育の無償化の対象範囲等

施設・事業名	3～5歳児	0～2歳児
幼稚園、保育所、認定こども園	全員※1	市民税非課税世帯のみ
地域型保育事業	—	市民税非課税世帯のみ
私立幼稚園等預かり保育事業	全員	—
横浜保育室、年度限定保育事業	—	市民税非課税世帯のみ※2
認可外保育施設等※3	全員	市民税非課税世帯のみ
障害児通園施設等	全員	市民税非課税世帯のみ

※1：幼稚園及び認定こども園（教育利用）については、満3歳から対象

※2：年度限定保育事業は1・2歳児のみが対象

※3：保育の必要性があると認定された子どもが対象

幼児教育・保育の無償化に係る平成31年度予算額

1 幼児教育・保育の無償化に係る事業費

事業・取組名	平成31年度 予算額	そのうち
		無償化に係る予算額 (平成31年10月から開始)
施設型給付費・地域型保育給付費	1,052億6,098万円	28億7,612万円
私立幼稚園就園奨励補助	61億4,535万円	24億2,483万円
私立幼稚園等預かり保育補助事業	33億9,998万円	3億5,418万円
認可外保育施設等利用料助成事業 ※	37億7,992万円	6億8,795万円
障害児通園施設等に係る無償化	135億4,092万円	1億575万円
合計	1,321億2,715万円	64億4,883万円

※ 横浜保育室、年度限定保育事業を含む

【参考】新制度の対象施設やそれ以外の事業等については国1/2：県1/4：市1/4、
公立施設は市10/10で予算を計上。なお、31年度に要する地方負担分は全額国費。

2 幼児教育・保育の無償化に係る事務費

事業・取組名	平成31年度 予算額
幼児教育・保育の無償化に係る事務 ＜主な内容＞ ・ 幼児教育・保育の無償化に係る支払事務 ・ 幼児教育・保育の無償化に係る支給認定事務 ・ システム改修経費	4億8,237万円

【参考】事務費及びシステム改修経費については全額国費で予算を計上。

児童虐待 対策の 推進

26年6月に制定された「横浜市子供を虐待から守る条例」及び「児童虐待に対する8つの対策」を基に、総合的な児童虐待対策に取り組みます。

31年度は、国の「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて、児童相談所及び区の体制強化を図るとともに、人材育成や支援策の充実など、これまでの取組を更に強化し、子どもの安全確保を最優先として、対策を進めていきます。

横浜市の児童虐待に対する8つの対策と国の緊急総合対策の概要

◇横浜市の児童虐待に対する8つの対策

児童虐待の未然防止から発生時対応、再発防止、児童の自立に向けた支援に至るまでの対応を、「8つの対策」にまとめ、総合的に取り組んでいます。

対策 1	支援策の充実	対策 5	関係機関相互の連携強化
対策 2	体制の整備・強化	対策 6	社会的養護の推進
対策 3	組織的対応の強化	対策 7	広報啓発の強化
対策 4	人材育成	対策 8	地域子育て支援の推進

◇国の児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）

増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないように、国・自治体・関係機関が一体となって取り組む対策です。30年12月には「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）が決定し、児童相談所・市町村の体制及び専門性の強化に積極的に取り組むことが示されました。

平成31年度の重点取組

1 支援策の充実：区・児童相談所などの支援策を充実することで、虐待の未然防止から再発防止まで、それぞれの対策を強化し、子どもの安全を守ります。

事業・取組名	主な取組内容等
(1) 母子保健コーディネーターの配置<拡充>（子育て世代包括支援センター事業）【1億2,080万円】	母子保健コーディネーターのモデル配置（新規5区、継続6区、計11区）により、妊娠期からの相談支援を充実します。
(2) 妊娠・出産サポート事業<拡充>【3,999万円】	「にんしんSOSヨコハマ」の運営、産後母子ケア事業のほか、産後うつ等の心の不調を抱える妊産婦や家族が精神科医に相談しやすい環境を整備するための「おやこの心の相談（仮称）」をモデル実施します。
(3) 未就園児等の把握<新規>（児童虐待防止啓発地域連携事業）【2,132万円】	児童虐待防止のため、未就園児等で保育所や幼稚園等の所属がなく、福祉サービス等の利用がない子どもの安全確認・安全確保を図ります。

2 体制の整備・強化：支援の中心を担う区、児童相談所、学校をはじめ、施策を推進するための体制を強化します。

事業・取組名	主な取組内容等
(1) 公立児童福祉施設整備事業<拡充>【4,210万円】	増加する児童虐待対応と支援強化のための再整備を行います。 ・西部児童相談所の再整備に係る実施設計 ・北部児童相談所のレイアウト変更
(2) 児童相談所の法的対応力の強化<拡充>	児童相談所の法的対応力のより一層の強化のため、中央児童相談所に弁護士1名を常勤配置します。

3 組織的対応の強化：「子ども虐待対応における連携強化指針」に基づいて区と児童相談所の連携を強化し、組織的対応を推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
児童虐待初期対応事業 (児童虐待防止対策事業) 【1億2,365万円】	「よこはま子ども虐待ホットライン」の運営や調査、一時保護の実施など、24時間・365日の児童虐待相談・通告に迅速かつ的確に対応します。

4 人材育成：区の虐待対応力の向上と、児童相談所の専門性強化に加え、関係機関を対象にした研修を充実します。

事業・取組名	主な取組内容等
専門性強化の取組<拡充> (児童虐待防止啓発地域連携事業・児童虐待防止対策事業) 【2,140万円】	虐待対応における専門性強化のため、区の虐待対応に関わる職員及び児童相談所職員向けの専門家による研修や新たに中堅職員に向けたスキルアップ研修を実施するなど、人材育成の充実を図ります。

5 関係機関相互の連携強化：要保護児童対策地域協議会の充実により、関係機関相互の多様なネットワークを形成し、連携強化を推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
要保護児童対策地域協議会の機能強化 (児童虐待防止啓発地域連携事業) 【545万円】	地域における支援体制の維持・向上を図るため、関係機関向けの研修実施などのネットワークの充実を図ります。

6 社会的養護の推進：児童福祉施設の整備、家庭的な環境での養育の推進、退所後児童に対するアフターケアの充実など、子どもを支える一貫した社会的養護体制づくりを推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
(1) 里親制度の推進<拡充> 【3,590万円】	広く市民に向けた制度説明会や広報を拡充するとともに、里親家庭の支援体制を充実するため、研修や交流サロン等を行う里親支援機関の強化等を図ります。
(2) 養育家庭支援機能の強化 (横浜型児童家庭支援センター運営費補助・子育て短期支援事業)<拡充> 【4億267万円】	横浜型児童家庭支援センターを全区に設置します。 (新規2か所、継続16か所)

7 広報啓発の強化：支援を必要とする保護者に向けた啓発の取組や、地域の力で子どもと家庭を支える環境づくりを推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
広報・啓発 <拡充> (児童虐待防止啓発地域連携事業・児童虐待防止対策事業) 【732万円】	市内の新生児の保護者に向けた児童虐待や事故防止等に関するリーフレット、子育てに悩んでいる保護者に向けた体罰によらないしつけの仕方等のリーフレットを新たに作成するなど、引き続き全市的な広報・啓発を実施します。

8 地域子育て支援の推進：育児の孤立化を防止し、安心して子育てができる環境をつくるため、地域における多様な子育て支援策を推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
地域子育て支援拠点事業<拡充> 【11億592万円】	地域子育て支援拠点サテライトの設置(新規1か所、継続4か所)と拠点サテライトにおける利用者支援事業を実施(新規2か所、継続3か所)します。

子どもの 貧困対策

「横浜市子どもの貧困対策に関する計画（28～32年度）」に基づき、子どもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐため、教育、福祉、子育て支援等の総合的な取組を進めます。

31年度は、子どもの生活・学習支援の実施か所数等を拡充するなど、将来の自立に向けた基盤づくりを着実に推進します。また、いわゆる「子ども食堂」等の地域における子どもの居場所づくりに対する支援や、特に困難を抱えやすいひとり親家庭や児童養護施設等を退所した子どもへの支援に取り組みます。

横浜市子どもの貧困対策に関する計画の概要

◇子どもの貧困対策の基盤

子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進

（乳幼児期の教育・保育の保障 / 学齢期の全ての子どもに対する教育の充実）

◇5つの施策の柱 ※()は主な取組例

- 施策1 気づく・つなぐ・見守る （学校と区役所等の連携 等）
- 施策2 子どもの育ち・成長を守る （ひとり親家庭児童の夕方以降の生活の支援 等）
- 施策3 貧困の連鎖を断つ （将来の自立のための高校進学に向けた学習支援 等）
- 施策4 困難を抱える若者の力を育む （困難を抱える若者の自立に向けた環境整備 等）
- 施策5 生活基盤を整える （生活保護などの生活基盤を支える現金給付 等）

平成31年度の重点取組

1 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	寄り添い型生活支援事業 ＜拡充＞ 【1億3,171万円】	養育環境に課題がある子どもの生活習慣（食事、歯磨き、掃除など）の習得及び向上、学習支援を実施します。 ○実施か所数 2か所増（31年度：14か所）
(2)	ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業 【555万円】	ひとり親家庭の子どもに対する食事の提供を含む、夕方以降の生活を支援します。（31年度：2か所）
(3)	寄り添い型学習支援事業 ＜拡充＞ 《健康福祉局》 【2億2,156万円】	生活困窮世帯の子どもへの高校進学に向けた学習意欲や学力の向上のための学習支援及び高校進学後の中退防止の取組を実施します。 ○中学生の受入数 105人増（31年度：18区1,055人）
(4)	放課後学び場事業＜拡充＞ 《教育委員会事務局》 【695万円】	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生に対する学習支援を実施します。（学校等において実施） ○実施校数 18校増（31年度：76校）、1校あたり上限10万円
(5)	就学援助等対象者へのハマ弁の提供＜拡充＞ 《教育委員会事務局》 【1億4,919万円】	ハマ弁の無償提供の対象者を就学援助等対象者にも拡充します。

2 困難を抱える子ども・若者、家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	地域における子どもの居場所づくり推進事業<拡充> 【1,200万円】	いわゆる「子ども食堂」等の地域の取組が市全域で推進されるよう、機運の醸成や立ち上げ・継続支援など総合的な取組を実施します。 ○ <u>市民向けフォーラムの開催</u> やウェブサイトによる情報提供・発信 ○ <u>月2回以上の取組の立ち上げ・拡充に対する助成の全区展開</u> ○ <u>子どもの居場所づくりアドバイザーの派遣や地域の取組支援に関する好事例の横展開に向けた事例集の作成</u> 等
(2)	地域の子育て支援事業者等に向けたセミナーの実施<新規> 【60万円】	<u>「気づく・つなぐ・見守る」ためのスキル向上及び事業者間の連携促進を図るため、地域の子育て支援事業者等を対象にセミナーを実施します。</u>
(3)	ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施 (地域ユースプラザ事業) 【126万円】	支援につながっていないひきこもりの方を支援につなげるため、地域ユースプラザが各区に出向いて、ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会を実施します。(18区：各区1回)

3 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	児童扶養手当<制度改正> 【120億3,542万円】	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図るために支給する児童扶養手当について、 <u>支給回数を年3回から年6回に変更します。</u> (平成31年11月支払い分から実施)
(2)	ひとり親家庭等自立支援事業<拡充> 【2億5,383万円】	ひとり親家庭に対する就業や子育て・生活の支援など、総合的な自立支援を進めます。 ○ <u>ひとり親の親講座及び父子家庭向け交流事業の実施</u> ○ <u>高等職業訓練促進給付金事業の実施(修業最終年度の支給額の増及び4年課程への支給期間の延長)</u> ○ <u>自立支援教育訓練給付金の実施(対象講座の拡大及び支給限度額の増)</u> 等
(3)	臨時・特別給付金(仮称) <新規> 【3,497万円】	<u>臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対し、17,500円の給付金を支給します。</u>

4 孤立を防ぎ、自立につなぐ「児童養護施設等を退所した子どものアフターケア」

事業・取組名		主な取組内容等
施設等を退所する子どもへの支援 【3,286万円】		支援拠点(よこはまPortFor)の運営や、訪問等により個々の状況を継続的に把握し、生活全般や住まい等の相談支援を実施します。また、資格等取得や大学等初年度納入金等を支給し、進学・就職後のフォローアップを行います。

1		妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実		<u>事業内容</u>	
本年度		千円	4,837,241	1 妊婦・産婦健康診査事業	24億6,437万円
前年度			4,813,939	(1) 妊婦健康診査	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費用の一部を助成します。 (延べ見込人数：356,212人)
差引			23,302	(2) 産婦健康診査	産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産後2週間・1か月における産婦健康診査費用の一部を助成します。 (延べ見込人数：28,962人)
本年度の財源内訳	国		678,005	2 こんにちは赤ちゃん訪問事業	9,439万円
	県		132,789	子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を、地域の訪問員が区役所と連携して訪問し、育児情報の提供等を行います。 (訪問見込件数：27,273件)	
	その他		9,114		
	市費		4,017,333		
3 母子保健指導事業					7,406万円
<p>母体の保護並びに乳幼児の健康保持及び増進を図るために、母子健康手帳の交付、子育てガイドブック等の配布、母親（両親）教室の開催、女性の健康相談、妊産婦と乳幼児への保健指導、母子訪問指導員による新生児訪問等を行います。 (訪問見込件数：12,100件)</p> <p>また、養育者等に講演会、相談及び指導を通じて、小児ぜん息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー等、アレルギー疾患・スキンケア等についての正しい知識の普及啓発を行います。</p>					
4 乳幼児健康診査事業<拡充>					6億6,614万円
<p><u>(1) 乳幼児健康診査<拡充></u> 区福祉保健センターにおいて4か月児、1歳6か月児及び3歳児を対象に、心身の発育状況の確認及び適切な指導を行い、必要な支援につなげるとともに、健康管理や栄養、生活習慣の確立、その他育児に関する指導を行うことで、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。 また、母子保健システムの改修を行い、乳幼児健診情報等のマイナポータルでの閲覧や、市町村間での情報連携を行うための準備を進めます。 (受診見込件数：82,283件)</p>					
<p>(2) 医療機関乳幼児健康診査 医療機関乳幼児健康診査の受診票を3回分発行し、生後1か月、7か月、及び12か月での受診を勧奨し、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。 (受診見込件数：62,322件)</p>					
<p>(3) 未受診者対策 乳幼児健診等の受診状況を母子保健システムで確認し、迅速に受診勧奨を行うとともに相談支援を実施します。</p>					
5 歯科健康診査事業					1億4,154万円
<p>(1) 妊婦歯科健康診査 妊娠期における歯科疾患の予防、早期発見、早期治療につなげ、母体と胎児の健康増進を図ることを目的に、歯科医療機関に委託し、歯科健診を実施します。 また、女性の生涯を通じた歯の健康及び生まれてくる赤ちゃんの健やかな成長に寄与します。 (受診見込件数：9,365件)</p>					
<p>(2) 乳幼児歯科健康診査 区福祉保健センターにおいて乳幼児歯科健診・保健指導（4か月児・1歳6か月児・3歳児）を行います。また、妊産婦・乳幼児に対する歯科相談事業を実施します。 (受診見込件数：101,283件)</p>					

6 育児支援事業

1億9,583万円

(1) 育児支援家庭訪問事業

区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員（看護職嘱託員・アルバイト）が、子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し安定した養育ができるよう支援します。（延べ訪問見込件数：6,740回）

(2) 産前産後ヘルパー派遣事業

育児への不安や負担が生じやすい妊娠中及び産後5か月未満の子育て家庭に対し、支援の必要がある場合、ヘルパーを派遣し家事や育児の負担を軽減します。（延べ利用見込件数：11,500回）

7 妊娠・出産サポート事業<拡充>

3,999万円

(1) 妊娠・出産相談支援事業

予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメールで気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営し、妊娠早期からの相談支援を充実させるとともに、児童虐待の予防につなげます。（10:00～22:00 365日開設）

(2) 産後母子ケア事業

心身ともに不安定になりやすい産後4か月までの時期に、市内の助産所等を活用し、母子デイケア・ショートステイサービスを提供することにより、産後の支援を充実し、育児不安の早期解消を図ります。（利用見込者数：304人、延べ利用見込日数：967日）

(3) 訪問型母乳相談事業

産後間もない時期に起こりやすい授乳トラブルや母乳育児への不安の解消に向け、外出が難しい産婦の家庭を助産師が訪問し、乳房マッサージや具体的な相談対応を行います。（利用見込者数：220人、延べ利用見込件数：660件）

(4) 産後うつ対策事業<拡充>【再掲】（9ページ参照）

産科等の医療機関と行政が連携し、妊娠・出産に起因する産後うつ病の予防及び早期発見・早期支援を行います。

妊産婦やその家族に向けた産後うつの啓発及び支援者向けの研修を行うとともに、産後うつのフォロー体制構築に向け、関係機関の連携を図る検討会を開催します。

また、産後うつ等の心の不調を抱える妊産婦やその家族が精神科医に相談しやすい環境を整備するためのモデル事業（おやこの心の相談（仮称））を実施します。

8 母子保健コーディネーターの配置<拡充>【再掲】（9ページ参照）

1億2,080万円

子育て世代包括支援センターの機能として、区福祉保健センターに母子保健コーディネーターを配置し、主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図ります。（モデル実施：新規5区、継続6区）

9 不妊相談・治療費助成事業<拡充>

8億9,316万円

(1) 不妊・不育相談

不妊や不育等に悩む方に対し、区福祉保健センターでの女性の健康相談や医師・助産師による専門相談を実施します。

(2) 特定不妊治療費の助成<拡充>

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療費（体外受精及び顕微授精）の一部について助成します。また、特定不妊治療の一環として行った男性不妊治療の費用について、初回助成の上限額を30万円に増額します。

（特定不妊治療費助成見込件数：4,986件、男性不妊治療費助成見込件数：30件）

10 新生児聴覚検査事業

7,642万円

新生児期に聴覚の異常を発見し、適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期支援を図るために、検査費用の一部を助成し、受診を促します。

（受診見込人数：29,209人）

11 視聴覚検診事業<拡充>

7,055万円

視覚及び聴覚の異常を早期に発見し早期に療育等を行うため、視聴覚検診の対象年齢を4歳から3歳に引き下げます。31年度は4歳児と3歳児に検診を実施します。

（受診見込人数：28,100人（4歳児）、28,940人（3歳児））

2	地域における子育て支援の充実	
	本年度	千円 2,240,874
	前年度	2,157,123
	差引	83,751
本年度の財源内訳	国	422,842
	県	424,436
	その他	12,151
	市費	1,381,445

事業内容

子育ての負担感や不安感を軽減するため、地域の子育て支援の総合的な拠点として各区に設置している地域子育て支援拠点の運営をはじめ、子育ての先輩や幼稚園、保育所、認定こども園、空き店舗など地域の資源を活用した交流、相談の場の充実を図り、地域における子育て支援を実施します。

1 地域子育て支援拠点事業<拡充>

11億592万円

(1) 地域子育て支援拠点の運営

ア 実施内容

- (ア) 親子の居場所事業
- (イ) 相談事業
- (ウ) 子育て情報の収集・提供事業
- (エ) 利用者支援事業
- (オ) 子育て支援ネットワーク事業
- (カ) 子育て支援関係者の人材育成事業
- (キ) 横浜子育てサポートシステム区支部事務局

イ 実施か所数 継続18か所（全区）

ウ 運営方法 子育て関連事業に取り組んでいるNPO法人、社会福祉法人等に委託して実施

(2) 地域子育て支援拠点に準じた拠点サテライトの整備<拡充>【再掲】（10ページ参照）

ア 実施内容

乳幼児人口が多い区に、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ拠点サテライトを新たに整備します。既存の地域子育て支援拠点とは異なるエリアに設置し、その地域の中核として既存の拠点と一体的に運営します。

- (ア) 親子の居場所事業
- (イ) 子育て情報の収集・提供事業
- (ウ) 相談事業

※子育て支援ネットワーク事業及び子育て支援関係者の人材育成事業については、既存拠点と一体的に実施

イ 実施か所数

新規1か所（都筑区/平成31年10月開所予定）、継続4か所

(3) 拠点サテライトにおける利用者支援事業の実施<拡充>【再掲】（10ページ参照）

子育て家庭からの個別相談に応じ、家庭の状況やニーズにあった適切な地域の施設や子ども・子育て支援事業等の選択肢を提示し、円滑な利用へつなげる利用者支援事業を、拠点サテライトで実施します。

ア 実施か所数 新規2か所（戸塚区、都筑区）、継続3か所

2 親と子のつどいの広場事業<拡充>

4億2,594万円

(1) 実施内容

親子の交流の場の提供、子育て相談の実施、地域の子育て関連情報の提供を行います。

(2) 実施場所

商店街の空き店舗、マンション、アパート等

(3) 実施か所数

新規4か所、継続66か所

(4) 一時預かり事業

実施内容：広場のスペースを活用した一時預かりを実施します。

実施か所数：新規2か所、継続32か所

定員：102人

3 保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業<拡充>

2億8,483万円

(1) 実施内容

施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等を実施します。

(2) 実施か所数

ア 週3日以上開設する常設園
新規3か所、継続71か所

イ 開設日が週3日未満の非常設園
新規1か所、継続291か所

4 子育て支援者事業

7,142万円

保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流をすすめたり、相談に応じる子育て支援者会場を実施します。

○ 実施開催数 継続181会場

5 横浜子育てサポートシステム事業

3,491万円

(1) 実施内容

利用会員や提供会員として登録した市民が、地域の中で子どもを預け、預かります。

(2) 会員数（平成30年12月末時点）

○ 利用会員(10,045人)・・・市内在住で生後57日以上小学校6年生までの児童がいる方

○ 提供会員(2,155人)・・・市内在住で健康で、子育て支援に理解と熱意のある20歳以上の方

○ 両方会員(807人)・・・利用会員かつ提供会員の方

6 乳幼児一時預かり事業<拡充>

3億1,114万円

(1) 実施内容

育児に対する負担感や不安の軽減と、短時間の就労をされている方の保育ニーズを満たすため、認可外保育施設や、小規模保育事業を実施する場所に併設して、一時預かり事業を実施します。

(2) 実施か所数、定員

○ 8時間実施施設：継続10か所 142人

○ 11時間実施施設：新規1か所、継続13か所 210人

7 子育て家庭応援事業

671万円

子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援する新たな文化を創り上げるため、小学生以下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、ステッカーが掲示された協賛店で、ちょっとした心配りや、設備・備品の利用、割引・優待など、子育てを応援するサービスを受けられる事業（愛称「ハマハグ」）を実施します。

○ 協賛店舗・施設数 4,583店舗・施設（平成30年12月末時点）



【地域子育て支援拠点】
（戸塚区・とつとの芽）



【乳幼児一時預かり事業】
（青葉区・子どもミニデイサービス まーぶる）

3	新制度における 保育・教育の実施等	
	本年度	千円 141,058,917
	前年度	129,339,408
	差引	11,719,509
本年度の 財源内訳	国	41,111,013
	県	20,642,737
	その他	16,261,408
	市費	63,043,759

事業内容

子ども・子育て支援法に基づき、「教育・保育給付」の支給認定を受けた子どもに対する保育・教育を実施します。
また、各区に保育・教育コンシェルジュを設置し、適切な保育・教育につなげるための支援等を行います。

1 支給認定を受けた子どもの保育・教育<拡充>【一部再掲】 1,301億5,815万円

給付の認定区分に応じた保育・教育を実施します。新制度における施設型給付及び地域型保育給付、児童の処遇向上等のための市独自助成を給付対象施設・事業に支給し、保育・教育の質を確保し、安定的かつ継続的な運営を支援します。
また、保育士等の処遇改善を拡充します。
※幼児教育・保育の無償化対象(7ページ参照)

- (1) 施設型給付及び地域型保育給付 1,052億6,098万円
ア 施設型給付費 981億3,178万円
保育所、幼稚園、認定こども園で認定区分に応じた保育・教育を実施します。

内訳	平成30年度見込	平成31年度
民間保育所	686か所	725か所
市立保育所	79か所	75か所
幼稚園(給付対象施設)	74か所(53か所※)	86か所(63か所※)
幼保連携型認定こども園	29か所	36か所
幼稚園型認定こども園	10か所	13か所
計	878か所(857か所)	935か所(912か所)

※：私立幼稚園等預かり保育事業により長時間保育を実施している園数

- 利用見込児童数 1号認定 : 月平均 約22,500人
2・3号認定 : 月平均 約65,100人

- イ 地域型保育給付費 71億2,920万円
小規模保育事業、家庭的保育事業(家庭保育福祉員)、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業で0～2歳児(3号認定)の保育を実施します。

内訳	平成30年度見込	平成31年度
小規模保育事業	165か所	180か所
家庭的保育事業	32か所	32か所
事業所内保育事業	4か所	4か所
居宅訪問型保育事業	1か所	1か所
計	202か所	217か所

- 利用見込児童数 : 月平均 約2,800人

- (2) 保育・教育施設及び地域型保育向上支援費 248億9,717万円
施設型給付及び地域型保育給付の対象施設・事業に対して、児童の処遇向上等のため、本市独自の助成として、障害児・特別支援児童等のために保育士等を加配するための経費やアレルギー児童に対応するための経費等を助成します。

また、国の公定価格における処遇改善等加算Ⅱと併せて、経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善ができるよう独自助成を引き続き実施します。

- ア 保育・教育施設向上支援費 176億9,640万円
保育所、幼稚園、認定こども園での保育・教育において必要な経費を助成します。

- イ 保育体制強化・育成促進事業 64億1,317万円
ローテーション保育士や保育補助者の雇用費等を助成します。

- ウ 地域型保育向上支援費 7億8,760万円
小規模保育事業、家庭的保育事業(家庭保育福祉員)、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業での保育において必要な経費を助成します。

- 2 延長保育事業** **57億9,744万円**
 給付対象施設・事業に対し、各施設・事業者が定める保育時間を超えて延長保育を実施するために必要な経費を助成します。また夜間、保護者の就労等により保育が必要な乳児、幼児の保育を実施します。
- 3 補足給付費** **1,079万円**
 保育・教育に必要な日用品等の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を各施設・事業者が実費徴収する場合に、生活保護世帯に費用の一部を助成します。
- 4 保育・教育コンシェルジュの設置** **1億3,288万円**
 保育・教育コンシェルジュを各区に配置し、保護者のニーズと必要な保育サービス等を適切に結びつけ、待機児童の解消と子育て家庭へのサービス向上を図ります。
 (18区：38人)
- 5 支給認定及び給付費の支給に関する事務** **8億5,460万円**
 新制度の事務を集中化し、利用者向けコールセンターや事業者向けヘルプデスクを設置することにより、利用者・事業者の支援と効率的な事務執行を図り、円滑に制度を運営します。
- 6 賃借料補助事業** **1億8,839万円**
 賃借物件の建物、土地の補助等を行うことにより、保育所の設置を促進し、待機児童の解消を図ります。重点整備地域では、補助率を2/3、補助期間を10年間に上乗せします。
- 7 年度限定保育事業<拡充>【一部再掲】** **2億8,536万円**
 認可保育所等の空きスペースを活用し、保育所等を利用できなかった1・2歳児の「保留となった児童」を対象に年度を限定して保育します。事業実施保育所に対して運営費の一部を助成します。
 (利用予定人数：190人、実施見込か所数：66か所)
 ○市民税所得割額に応じた利用料の6段階設定：月額上限1～6万円
 ※幼児教育・保育の無償化対象(7ページ参照)
- 8 市立保育所民間移管事業** **7,738万円**
 32年度移管予定園の引継ぎ・共同保育、33年度移管予定園の移管先法人選考等を実施するとともに、既移管園へのアフターフォローを実施します。
- 9 保育料納付促進事業** **1,889万円**
 保育料納付指導員による催告・納付指導などに加え、電話納付案内センターから初期滞納者への納付案内を行うことで、早期の未納解消に努めます。
- 10 給食食材放射線測定事業** **2,135万円**
 市立保育所、民間保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、横浜保育室等において、児童が喫食する前に、必要な検査を継続して実施します。
- 11 横浜保育室助成事業<拡充>【一部再掲】** **28億1,168万円**
 本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域の状況等を踏まえて横浜保育室として認定した施設に助成し、一定の保育水準の確保、保護者負担軽減を図ります。
 (1) 施設数 50か所
 (2) 定員数 1,916人
 ※幼児教育・保育の無償化対象(7ページ参照)
- 12 認可外保育施設等利用料助成事業<新規>【再掲】** **6億8,288万円**
 ※幼児教育・保育の無償化対象(7ページ参照)
- 13 指導・監査** **1,912万円**
 (1) 認可保育所等の指導等
 保育の質を確保し、保育中の重大事故等を防止するために、認可保育所や小規模保育事業所、認可外保育施設等に対して、保育の実施状況を確認し、助言・指導を行う巡回訪問を実施します。
 また、より良い施設運営・法人運営に向け、施設長や運営法人の管理責任者等を対象に、マネジメント講習を実施します。
 (2) 認可保育所等の監査
 保育所や小規模保育事業所等への定期監査の実施とともに、課題のある施設への事前通告なしの書類点検等を引き続き実施します。また、監査業務への専門家の指導・助言を得ながら、監査の質の向上に取り組みます。

4	多様な保育ニーズへの対応	
	本年度	千円 5,473,706
	前年度	4,831,865
	差引	641,841
本年度の財源内訳	国	852,262
	県	521,543
	その他	46,072
	市費	4,053,829

事業内容

多様な保育ニーズに対応するため、保育所等での一時保育、幼稚園での一時預かり、休日保育、病児保育等を推進します。

- 1 一時預かり事業<拡充> 14億1,265万円**
(1) 保育所等での一時保育<拡充> 9億9,158万円
 就業形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の傷病等による緊急時の保育、保護者の育児不安の解消や負担軽減の保育などのため、保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、横浜保育室で一時保育を実施します。

内訳	平成30年度見込	平成31年度予算
民間保育所	382か所	436か所
公設民営保育所	2か所	2か所
市立保育所	44か所	43か所
幼保連携型認定こども園	11か所	11か所
小規模保育事業	13か所	13か所
横浜保育室	68か所	39か所
計	520か所	544か所

- (2) 乳幼児一時預かり事業<拡充>【再掲】(16ページ参照) 3億1,114万円**
 育児に対する負担感や不安の軽減と、短時間の就労をされている方の保育ニーズを満たすため、認可外保育施設や、小規模保育事業を実施する場所に併設して、一時預かり事業を実施します。
 ○ 8時間実施施設：継続10か所 142人
 ○ 11時間実施施設：新規1か所、継続13か所 210人

- (3) 私立幼稚園等一時預かり補助事業 1億993万円**
 地域の子育て支援の向上を図るため、常態的に長時間の預かり保育を必要としない在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な保育ニーズに対応します。(園数：84園)

- 2 幼稚園等における長時間預かり<拡充> 34億8,399万円**
(1) 私立幼稚園等預かり保育事業<拡充>【再掲】(6、7ページ参照) 33億9,998万円
 保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労や病気などにより保育を必要とする在園児を対象に、常態的に長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。
 ※幼児教育・保育の無償化対象(7ページ参照)
 (園数：204園、月平均利用人数：9,052人)

- (2) 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業<拡充>【再掲】(6ページ参照) 8,401万円**
 開設準備費(工事費、備品費等)及び運営費を補助し、保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れをモデル実施します。(新規5園、継続2園)

- 3 休日保育【一部再掲】 9,425万円**
 日曜、祝日等の保育ニーズに対応するため、休日保育を実施します。

	平成30年度見込	平成31年度予算
実施か所	11か所	11か所

- 4 病児・病後児保育事業<拡充> 4億979万円**
 病気または病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な児童の保育に対応するため、病児・病後児保育を実施します。また、利用者への支援や事業の周知等を行う取組をモデル実施します。

	病児保育	病後児保育
実施か所	24か所(新規2か所)	4か所
実施場所	医療機関に併設	保育所に併設
対象者	他の児童との集団保育が困難な病気の生後6か月～小学生までの児童	病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な生後6か月～小学生までの児童

- 5 24時間型緊急一時保育事業 7,304万円**
 保護者の病気や就労等で緊急に児童を預ける必要が生じた場合に、24時間365日対応可能な一時保育を実施します。(実施か所：3か所)

5	保 育 所 等 業	事業内容	
		待機児童解消に向け、必要な保育所や幼保連携型認定こども園の整備等を進めます。	

本年度	千円	3,754,968
前年度		4,226,392
差 引		△ 471,424
本年度の財源内訳	国	1,977,943
	県	3,050
	その他	152,706
	市 費	1,621,269

1 保育所の整備<拡充> 21億3,589万円

(1) 新設<拡充> 18億4,164万円

民間ビル等の内装整備の費用を補助すること等により、23か所の整備(定員増計1,631人)を行います。

また、市有地にある民間保育所(緑区中山町)の移転整備(定員増計12人)を行います。

(2) 老朽改築<拡充> 2億9,425万円

民間保育所の老朽化に伴う改築について、31年度中に完了予定の3か所(定員増計14人)のほか、新たに4か所着手します。

2 認定こども園の整備<拡充> 10億4,571万円

幼保連携型認定こども園への移行に伴い、必要となる建設費用や既存施設の内装整備の費用を補助すること等により、7か所の整備(定員増計225人)を行います。

3 横浜保育室の認可移行支援<拡充> 2億9,990万円

新制度の給付対象施設(認可保育所)を目指す横浜保育室について、認可保育所の基準を満たすための改修費等を補助し、7か所の認可移行(定員増計118人)を支援します。

4 地域型保育事業の整備<拡充> 1億8,990万円

建物の建設費用や民間ビル等の内装整備の費用を補助することにより、小規模保育事業について、13か所の整備(定員増計211人)を行います(横浜保育室からの移行を含む)。また、家庭的保育事業について、2か所の整備等(定員増計10人)を行います。

新市庁舎内に小規模保育事業の整備を行います(32年7月開所予定)。

5 保育所等ブロック塀安全対策事業<新規> 8,357万円

民間保育所等のブロック塀の安全対策工事費についての補助を行います。

【平成31年度 新規整備量内訳】

整備内容	箇所数	増減(人)
1 保育所の整備	27	1,657
(1) 新設	24	1,643
法人所有地	1	60
民間ビル等の内装整備	22	1,300
自主財源整備	—	271
小計	23	1,631
公有地貸付	1	12
(2) 老朽改築	3	14
30年度からの継続分	3	14
32年度以降完了事業	(4)	—
2 認定こども園の整備	7	225
幼保連携型認定こども園の整備	4	195
新設	4	195
32年度以降完了事業	(1)	—
幼稚園型認定こども園の整備	3	30
3 横浜保育室の認可移行支援	7	118
認可保育所の定員増	7	345
横浜保育室の定員減	—	△ 227
4 地域型保育事業の整備	15	221
小規模保育事業の整備	13	211
新設	13	211
新市庁舎内小規模保育事業の整備	(1)	—
家庭的保育事業の整備	2	10
その他	7	68
横浜保育室から小規模保育事業への移行による減	—	△ 91
私立幼稚園等預かり保育	2	40
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	5	60
企業主導型保育事業	—	59
合 計	63	2,289

※地域ごとのニーズに合わせた定員構成の見直し等により、全市的な受入枠は2,199人増になります。

6	保育・教育の 質向上・ 保育士等確保策	
	本年度	千円 1,918,282
	前年度	1,425,028
	差引	493,254
本年度の 財源内訳	国	1,189,422
	県	—
	その他	717
	市費	728,143

事業内容

子どもの豊かな育ちを保障するため、保育・教育の質の維持・向上を目指し、「横浜こども指針（仮称）」を策定するとともに、保育・教育資源に対応した人材育成の体制を整備する等、研修や研究を行います。

また、保育・教育の基盤となる保育士・幼稚園教諭・保育教諭の確保を図る施策を推進します。

1 保育・幼児教育の質向上の仕組みづくり<新規・拡充>

8,433万円

(1) 「横浜こども指針（仮称）」の策定等による 質向上の推進に向けた取組<新規>

【一部再掲】（6ページ参照）

ア 「横浜こども指針（仮称）」の策定<新規>

横浜で育みたい子ども像と保育・教育の方向性を示す、「横浜こども指針（仮称）」を学識経験者や保育・教育関係者等の助言を受け、策定します。

イ 幼児教育推進協議会の開催

また、学識経験者や保育・教育関係者、学校関係者等による幼児教育推進協議会を開催し、幼保小連携や保育・幼児教育の質の向上等について意見・助言を得ます。

(2) 園内研修・研究の取組の支援<拡充>【一部再掲】（6ページ参照）

ア 園内研修・研究を推進する人材育成<拡充>

園の状況に応じた研修・研究を園内で実施できる人材を育成する研修を開催し、公開保育の実施園を7園に増やします（30年度：5園）。また、修了者を支援する研修のほか、園長・施設長向けの研修を新たに開催します。

○園内研修リーダー育成研修：定員100人（30年度：120人）

○園内研修リーダーフォローアップ研修：定員90人（30年度：40人）

○園長・施設長研修：定員100人

イ 園内研修・研究サポーターの派遣

新設の保育所、幼保連携型認定こども園等全園及び私立幼稚園2歳児受入れ推進事業の実施園を対象に、保育・教育分野の有識者等を派遣し、園内での研修・研究を通じた各園の人材育成や課題解決の取組を支援します。

(3) 第三者評価・自己評価の取組の推進【一部再掲】

認可保育所等の「第三者評価」の受審費を助成します。また、自園の保育・教育を振り返り改善する「自己評価」の取組を推進し、専門性の向上を図ります。

2 保育・幼児教育の研修事業

8,202万円

(1) 保育・幼児教育職員等研修

保育所、幼稚園、認定こども園、横浜保育室、小規模保育事業、事業所内保育事業及び家庭的保育事業等の職員を対象に、職員一人ひとりが専門性や実践力を高め、誇りを持って仕事ができるよう、研修を推進します。また、18区で地域の課題に即した研修を開催します。

○局主催の研修：53講座・129回開催（定員：15,849人）

(2) 幼保小連携・接続に関する研修

幼児期の保育・教育と小学校教育の円滑な接続を目指し、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校等の職員を対象に接続期研修会等を行い、園と学校の相互理解を深めます。また、18区で教育交流事業を実施し、園と学校の交流を推進するとともに、保護者・地域の教育力向上を目指した講演会を開催します。

○接続期研修会：4回開催（参加見込者数：1,800人）

3 保育・幼児教育の研究事業<拡充>

1,280万円

(1) 保育・幼児教育研究

日々の保育実践から明らかになった課題について研究に取り組み、職員の実践力を高めます。さらに、保育所や幼稚園の研究を共有する実践研究発表会等を支援します。

○局主催の研究：8講座・30回開催（定員：938人）

(2) 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する研究事業<拡充>【再掲】（6ページ参照）

改定された保育所保育指針、幼稚園教育要領、学習指導要領の趣旨を反映させた「横浜版接続期カリキュラム 平成29年度版」の理解・浸透を図ります。また、幼保小連携推進地区の実践研究を発信するとともに、接続期カリキュラムの研究開発に重点化した推進地区を新たに設けます。

○幼保小連携推進地区事業：32地区で研究推進（参加見込数：105園・校）

○接続期カリキュラム研究推進地区事業：4地区で研究推進（参加見込数：15園・校）

4 保育資源ネットワーク構築事業の充実

1,299万円

保育・教育の質の向上と地域子育て支援の充実を目的とした保育資源ネットワーク構築事業を実施し、これまで構築したネットワークを活用しながら、保育資源間の連携を推進します。

- 保育資源・・・認可保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、横浜保育室、認可外保育施設、地域子育て支援に関わる施設(地域子育て支援拠点等)等
- 実施内容・・・保育資源間での保育・教育に関する実践研修や公開保育の協働実施、情報交換・ノウハウの共有化の推進等

5 保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の確保<拡充>

17億2,615万円

(1) 保育士・保育所支援センター事業

保育士確保策を強化するため、かながわ保育士・保育所支援センターを神奈川県、川崎市、相模原市、横須賀市と共同運営し、求職者の相談、就職先の紹介、マッチングを行います。

(2) 就職面接会等・就職支援講座・保育所見学会

保育士資格を持ちながらも、現在、保育士として働いていない、いわゆる潜在保育士等を主な対象に、ハローワークと連携して、保育・教育施設の運営事業者等が参加する就職面接会や、養成施設の学生等を対象に関連団体と連携して、就職相談会を開催します。

また、専門職としての知識・技術及び最新の保育状況等を学び、保育施設へのスムーズな就職につなげることを目的として、講義と現場実習を行う就職支援講座を開催します。

さらに、保育士養成施設の学生や潜在保育士向けに保育所見学会を実施します。

- 就職面接会等 : 5回開催
- 就職支援講座 : 3回
- 保育所見学会 : 10回開催

(3) 保育士資格・幼稚園教諭免許取得支援事業

保育所等が雇用する保育士資格を有していない保育従事者が、保育士資格を取得するために要した受講料及び代替保育従事者の雇上費等の補助を行います。

また、幼保連携型認定こども園における保育教諭確保を目的とする特例制度を活用した、保育士資格及び幼稚園教諭免許を取得するために要した受講料等の補助を行います。

さらに、保育士試験により資格取得を目指す市内保育施設従事者を支援するために、保育士試験の回数に合わせ、保育士試験直前対策講座を年3回実施します。

(4) 保育士宿舍借り上げ支援事業<拡充>【再掲】(6ページ参照)

市内保育所等を運営する民間事業者が、雇用する保育士向けに、宿舍を借り上げるための補助を行います。(申請見込件数: 2,894戸)

- 補助基準額 : 1戸あたり上限月額 82,000円

(5) 保育士確保コンサルタント派遣事業

希望する保育施設に、保育士の確保に関するコンサルタントを派遣し、求人方法や給与・勤務条件など、保育士確保や離職防止についての助言等を実施します。

(6) よこはま保育フォーラム負担金・保育士確保活動支援補助金<新規>【一部再掲】(6ページ参照)

保育士の就職相談を行う「よこはま保育フォーラム」に対し、事業費の一部を負担します。

また、保育関係団体が独自に行う人材確保の取組のための補助を行います。

(7) 保育士雇用状況調査<新規>

横浜市内の私立保育園の保育士の採用・退職状況を分析する調査を実施します。

(8) 保育士修学資金貸付事業<拡充>【再掲】(6ページ参照)

市内保育所等に従事する意向のある保育士養成施設卒業予定者に対して、貸付を実施します。

なお、卒業後市内保育所等で5年間保育士業務に就いた場合は返済を免除します。

本事業は30年度の国の補正予算を活用し、新たに33年度までの3か年度分を計上します。

- 貸付対象数 : 50人/年
- 貸付金額 : 月額5万円以内(12か月 : 60万円)

(9) 潜在保育士再就職支援貸付事業【参考】

市内保育所等に従事することが決定した潜在保育士に対して、就職準備金の貸付を実施します。

なお、市内保育所等で2年間保育士業務に就いた場合は返済を免除します。

本事業は27年度国補正で措置された国費を活用し、神奈川県、川崎市、相模原市と連携して実施しています。

- 貸付対象数 : 40人
- 貸付金額 : 20万円 (1回を限度)

7 幼児教育の支援		
本年度	千円 10,167,361	
前年度	7,758,855	
差引	2,408,506	
本年度の財源内訳	国	3,242,491
	県	1,305,610
	その他	715
	市費	5,618,545

事業内容

私立幼稚園の園児の保護者負担軽減を図る就園奨励補助や私立幼稚園等が実施する預かり保育、特別支援教育費等の補助、保育・教育の質の向上に向けた研修・研究事業を行います。

1 私立幼稚園就園奨励補助事業<拡充>【一部再掲】

61億4,535万円

・私立幼稚園就園奨励補助事業【4～9月】

私学助成を受ける幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担軽減を図るため、保育料の一部を補助します。

区分	市民税額	対象園児 分布率(%)	31年度補助単価(円)(6か月分)	
			ひとり親世帯等以外	ひとり親世帯等
A	生保	0.07	154,000()	154,000()
B	非課税	3.61	136,000()	154,000()
C	所得割非課税	0.45	136,000()	154,000()
D	77,100円以下	6.09	93,600()	136,000()
E	211,200円以下	44.67	52,600(22,500)	52,600(22,500)
F	211,200円超	45.11	24,000(24,000)	24,000(24,000)

※子ども2人世帯で、第1子が在園している場合。()内は市単独分。

・幼児教育・保育の無償化の実施【10月以降】

※幼児教育・保育の無償化対象(7ページ参照)

2 私立幼稚園等預かり保育事業<拡充>【再掲】(6、7ページ参照)

33億9,998万円

保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労や病気などにより保育を必要とする在園児を対象に、常態的に長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。

※幼児教育・保育の無償化対象(7ページ参照)

(園数：204園、月平均利用人数：9,052人)

3 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業<拡充>【再掲】(6ページ参照)

8,401万円

開設準備費(工事費、備品費等)及び運営費を補助し、保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れをモデル実施します。(新規5園、継続2園)

4 私立幼稚園等一時預かり補助事業【再掲】

1億993万円

地域の子育て支援の向上を図るため、常態的に長時間の預かり保育を必要としない在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な保育ニーズに対応します。

(園数：84園、年間延べ利用人数：136,037人)

5 特定教育・保育施設移行園保護者負担軽減補助事業

1,521万円

給付対象の幼稚園・認定こども園において、移行により継続利用園児の保育料が増えた場合に、移行前の保育料との差額相当分を補助する経過措置を行い、保護者負担を軽減します。

6 私立幼稚園等補助事業

1億1,975万円

幼稚園・認定こども園に対し、施設・設備の整備等の経費の一部を補助し、教育条件の維持及び向上を図り、もって幼児教育の健全な発展に役立てます。(対象園：265園)

7 私立幼稚園等特別支援教育費補助事業

7,100万円

私学助成を受ける幼稚園や幼稚園類似幼児施設に在園する特別な配慮を要する園児に対し、教育環境等の向上を図るため、その経費の一部を補助します。

(対象者：355人、補助単価：上限20万円/人・年)

8 私立幼稚園等施設整備費補助事業

3,000万円

1件200万円以上の園舎修繕工事について一部を補助し、幼稚園・認定こども園の良好な教育環境を確保します。(対象園：30園、補助額：上限100万円)

9 保育・幼児教育の質の向上<拡充>【再掲】(21、22ページ参照)

1億9,214万円

子どもの豊かな育ちを保障するため、保育・教育の質の維持・向上を目指し、人材育成の体制を整備する等、研修や研究を行います。(①保育・幼児教育の質向上の仕組みづくり、②保育・幼児教育の研修事業、③保育・幼児教育の研究事業、④保育・教育の質の向上と地域子育て支援の充実を目的とした保育資源ネットワーク構築事業の充実)

8	放課後の居場所	
	本年度	千円 8,851,196
	前年度	8,464,445
	差引	386,751
本年度の財源内訳	国	2,804,143
	県	1,958,697
	その他	1,823
	市費	4,086,533

事業内容

全ての子どもたちに、豊かな放課後を過ごせる場所と機会を提供するため、全小学校で「はまっ子ふれあいスクール」から「放課後キッズクラブ」への転換を完了させます。また、「放課後児童クラブ」について、面積基準に適合するための支援策を継続し、耐震基準に適合するための移転支援策を強化することにより、全クラブの基準適合を目指します。

「放課後キッズクラブ」への転換までは、「はまっ子ふれあいスクール」を、引き続き実施します。

1 放課後児童育成事業<拡充> 88億1,908万円

(1) 放課後キッズクラブ事業 55億7,920万円

学校施設等を活用し、留守家庭児童を含むすべての児童を対象にして、安全で快適な放課後の居場所を確保し、児童の健全な育成を行います。

横浜市子ども・子育て支援事業計画の最終年度である31年度末までに全ての小学校の「はまっ子ふれあいスクール」を「放課後キッズクラブ」へ転換します。

○ 運営か所数 294か所

(転換等46か所、32年度当初に計340か所)

(2) はまっ子ふれあいスクール事業 5億608万円

学校施設を活用して、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童の創造性や自主性、社会性を養い、健全な成長を支援します。

○ 運営か所数 52か所 (うち46か所はキッズクラブへ転換)

※ 特別支援学校5か所含む

(3) 放課後児童クラブ事業 <拡充> 27億3,380万円

ア 運営支援

地域の理解と協力のもと、保護者の就労等により留守家庭となる、児童の遊び及び生活を通じた健全育成を行います。

○ 運営か所数 229か所 (新規2か所、継続227か所)

イ 基準適合支援<新規・拡充>

31年度末までに全ての放課後児童クラブが面積基準及び耐震基準に適合するよう支援します。

(ア) 分割・移転準備費補助<新規・拡充>

耐震基準に適合するために、移転準備費補助の上限額を250万円から300万円に増額するとともに、分割補助を創設します。(分割2か所、移転40か所(面積1か所、耐震39か所))

(イ) 移転準備支援加算<新規>

耐震基準に適合するための移転資金不足への対策として、上限額を300万円とする加算補助を創設します。(加算相当額を後年度の運営費から調整) (16か所)

(ウ) 基準適合のための家賃補助

a 面積基準及び耐震基準に適合した施設に移転した場合に、分割・移転先の家賃補助上限額を月額15万円から20万円に増額します。

b 分室先として新たに確保した活動場所の家賃について、月額15万円を上限に補助します。

(エ) 利用者負担急増対策<新規>

移転に伴う利用者負担急増への対策として、上限額を年額60万円とする運営費補助を創設します。(交付年数：最大3年) (5か所)

(オ) 耐震診断費用補助<新規>

移転候補物件の耐震診断を実施する場合に、上限額を7万5千円とする補助を創設します。

※(ア)、(イ)、(オ)は、31年度限り (ウ)は31年度末までに基準に適合したクラブ限り

(エ)は31年度中に移転したクラブ限り

ウ 人材確保支援

放課後児童クラブ等における人材確保支援のため、引き続き放課後児童健全育成事業の認知度向上を図るとともに、求人情報の集約及び提供を行います。

2 プレイパーク支援事業 ※環境創造局との共管事業 3,212万円

地域主体で、公園の一部を「子どもの自由な遊びの場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。

(1) 支援対象 25か所

(2) 開催日時 週4回～月1、2回、概ね10時～17時(実施場所及び季節により異なる)

(3) 支援内容 プレイリーダーの派遣・人材養成、コーディネーターの派遣等

9	すべての子ども・若者の健全育成の推進	
	本年度	千円 618,698
	前年度	606,680
	差引	12,018
	本年度の財源内訳	
	国	26,438
	県	874
	その他	21,996
	市費	569,390



【青少年の地域活動拠点の活動】

事業内容

地域の環境づくりをはじめ、団体支援や青少年関係施設の運営等により、全ての子ども・若者の健全育成の推進に取り組みます。

1 青少年を育む地域の環境づくり

1億5,484万円

(1) 社会環境改善事業

青少年を取り巻く有害環境対策の一環として、有害図書類の適切な区分陳列対策などの社会環境改善事業を実施します。

(2) (公財) よこはまユース補助事業

ア 青少年の成長や課題に応じて適切に青少年と関わることのできる人材の育成

イ 青少年育成に携わる団体の活動支援（情報収集・提供、ネットワークづくり）

ウ すべての青少年・若者の成長を見守り、支える地域社会づくり（全市的な調査、セミナー開催）

(3) 青少年の地域活動拠点づくり事業

ア 青少年の地域活動拠点づくり事業

中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行う、青少年の地域活動拠点を実施します。

イ 青少年の交流・活動支援事業

青少年の居場所や活動の場の提供など、青少年の健やかな成長を支援し、社会参画に向かう力を育成するため、青少年の交流・活動支援事業を実施します。

ウ シニアパワーの発揮による子育て支援推進事業【区】

青葉区において、スキルを持つシニア人材と中・高校生が協働で青少年の社会参画を促す体験活動を実施します。

※【区】は、地域課題解決のため区からの提案をうけて「区局連携促進事業」として、局予算に計上する事業

(4) 道志村自然体験推進事業

青少年の自然体験活動の機会の充実と、道志村と横浜市との友好交流の機会を促進するため、道志村における青少年の自然体験活動の推進を図ります。

ア 18歳以下の横浜市民を対象に、道志村内キャンプ場の施設使用料の助成等を行います。

31年度から、助成内容を一部変更します。

イ 道志村の児童を対象に、1泊2日で横浜市への受入れを行います。

2 青少年育成に携わる団体等の支援

616万円

(1) 地域において青少年育成に取り組む青少年指導員の活動支援

ア 委嘱人数

2,647人（平成30年10月1日現在）

イ 事業内容

青少年指導員大会、研修会、全市一斉統一行動パトロール、統一行動キャンペーン、社会環境実態調査等

(2) 横浜市子ども会連絡協議会等の青少年関係団体や非行防止活動等を行う横浜市保護司会協議会への補助

3 青少年関係施設の運営等

4億5,692万円

青少年施設・野外活動施設等の管理運営を行います。

○所管施設： 横浜こども科学館、横浜市野島青少年研修センター、横浜市青少年育成センター
横浜市青少年野外活動センター（三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園）

4 横浜市子ども・若者支援協議会の運営

78万円

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、すべての子ども・若者が、他者と交流する中で、自己肯定感を持ち成長できる社会を目指して「横浜市子ども・若者支援協議会」を運営します。

10	困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実	
	本年度	千円 490,602
	前年度	450,988
	差引	39,614
本年度の財源内訳	国	142,607
	県	1,678
	その他	2,139
	市費	344,178



【地域ユースプラザの活動】

事業内容

青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーションを中心に、困難を抱える子ども・若者の自立支援施策の充実に取り組みます。

1 青少年相談センターにおける相談・支援事業 4,952万円

青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を行います。また、若者支援を担う人材や団体の育成に取り組めます。

- (1) 個別相談・支援（電話、来所、訪問）
- (2) 集団支援（グループ活動、宿泊体験、家族支援等）
- (3) 社会参加体験事業（販売体験、作業体験等）
- (4) 関係機関等との連携促進及び若者支援者への研修等

※青少年相談センター移転のための実施設計を行います（経費については29ページの「児童相談所の再整備」に含む）。

2 地域ユースプラザ事業【一部再掲】 1億5,411万円

地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年の自立を支援する「地域ユースプラザ」の事業費を補助します。

また、西部ユースプラザを移転します。（二俣川駅周辺）【区】

※【区】は、地域課題解決のため区からの提案をうけて、「区局連携促進事業」として、局予算に計上する事業

- (1) 運営か所 4か所
- (2) 事業内容

- ア 地域における総合相談（電話相談、来所相談等）
- イ 区役所におけるひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談
- ウ ひきこもり状態からの回復期にある青少年の居場所の運営
- エ 社会体験・就労体験プログラムの実施
- オ 地域の関係機関・区役所とのネットワークづくり
- カ 応援パートナーの養成・派遣 <社会福祉基金を活用>
- キ ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施

3 若者サポートステーションにおける相談・支援 1億1,809万円

職業的自立に向けた相談支援等を行う「若者サポートステーション」の事業費を補助するとともに、生活困窮状態にある若者に対する支援を委託により実施します。（継続3か所（サテライト含む））

○事業内容 就労に困難を抱える若者及びその保護者を対象として、次の事業を実施

- ア 職業的自立に向けた個別相談、セミナー、就労訓練
- イ 経済的に支援が必要な若者に対する職業資格取得支援 <社会福祉基金を活用>
- ウ 高等学校等出張相談

4 よこはま型若者自立塾 3,717万円

ひきこもりや無業状態にある若者の社会的・経済的自立を支援する「よこはま型若者自立塾」の運営費を補助します。また、生活困窮状態にある若者に対する支援を委託により実施します。

○事業内容

合宿による以下の生活改善プログラムを実施

- ア 短期合宿型（数日～2週間）：就労体験、ボランティア活動、地域交流会等を通じた訓練
- イ 長期合宿型（最長6か月）：専用施設での農作業を通じた生活訓練や就労体験の場の提供

5 寄り添い型生活支援事業<拡充>【再掲】(11ページ参照) 1億3,171万円

養育環境に課題がある、あるいは生活困窮状態にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、家庭の状況にかかわらず、子ども一人ひとりがいきいきと学び、自立した生活を送れるようにすることを目的に、生活・学習支援等を実施します。（新規2か所、継続12か所）

11		地域療育センター 関係事業	
本年度		千円 3,326,407	
前年度		3,299,076	
差引		27,331	
本年度の 財源内訳	国	48,989	
	県	24,493	
	その他	121	
	市費	3,252,804	



【地域療育センターにおける療育訓練の様子】

事業内容

0歳から小学校期までの障害児の療育に関する専門機関、地域における中核機関として地域療育センターの運営を行います。
また、発達障害のある児童への対応等に関する小学校教職員への支援や、主に発達障害児を対象とした通所支援事業を実施します。
さらに、発達障害児支援体制の再構築を目的とした専門の委員による検討を行います。

1 地域療育センター運営事業<拡充> 28億161万円

増加する障害児への支援充実のため「原則として2週間以内に相談員による面談」や初期の療育の場として親子で参加する「広場事業」を実施するとともに、東部地域療育センターの医師等を増員し、初診待機期間の短縮及び地域支援の充実を図ります。

(1) センター一覧及び予算内訳 (単位：千円)

センター名	運営法人等	本年度予算
1 南部地域療育センター	指定管理者： (福)青い鳥	361,962
2 中部地域療育センター		407,253
3 東部地域療育センター		415,681
4 戸塚地域療育センター	指定管理者： (福)横浜市リハビリテーション事業団	338,932
5 北部地域療育センター		304,292
6 西部地域療育センター		370,297
7 地域療育センターあおば	民設民営： (福)十愛療育会	283,972
8 よこはま港南地域療育センター	民設民営： (福)横浜市リハビリテーション事業団	319,216
計		2,801,605

※ 総合リハビリテーションセンターでも同様のサービスを提供しています。

(2) サービス内容

相談・地域サービス部門	福祉保健センターが行う療育相談へのスタッフ派遣、保育所や幼稚園などの関係機関への巡回訪問による技術支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援等
診療部門	診断、検査、評価、訓練指導等
通園部門	児童発達支援センター(知的障害児) 医療型児童発達支援センター(肢体不自由児)での療育訓練

2 地域療育センター学校支援事業 1億6,398万円

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターの専門スタッフが小学校を訪問し、主として発達障害のある児童への学校内での対応に関する研修や教職員への支援を行います。

- 小学校教職員を対象とした研修
一般学級・個別支援学級担任教諭、特別支援教育コーディネーター等への障害に関する研修の実施、学校が企画した研修等への協力
- 小学校教職員への技術的支援
児童とのコミュニケーションのとり方、掲示物などの表示方法や教室内の環境設定、教材の活用方法等に関する助言など

3 地域療育センター発達障害児通所支援事業 3億6,082万円

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターが運営する児童発達支援事業所において、主として知的に遅れのない発達障害児を対象に集団療育を行います。

12	在宅障害児及び施設利用児童への支援	
	本年度	千円 13,708,135
	前年度	11,827,166
	差引	1,880,969
本年度の財源内訳	国	6,318,812
	県	2,793,749
	その他	11,113
	市費	4,584,461

事業内容

障害児及び家族が安心して暮らせるよう、学齢期のデイサービスや相談支援、重症心身障害児・者等への医療的ケア等を実施します。

1 障害児通所支援事業<拡充>【一部再掲】 111億4,414万円

(1) 障害児通所支援事業<拡充>

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）を利用する児童に対する給付費を支出します。

※幼児教育・保育の無償化対象（7ページ参照）

○ 放課後等デイサービスの事業所見込数 343か所

(2) 障害児通所支援研修等事業

障害児通所支援事業所のサービスの質の向上を図るため、事業所向けに研修を実施します。

「横浜市版放課後等デイサービスガイドライン」に基づく運営や虐待防止等の基本的事項、児童や保護者に対する適切な支援の方法について、グループワークや実地研修を通じて学び、理解を深めます。

2 学齢後期障害児支援事業

1億2,789万円

学齢後期（中学・高校生年代）の発達障害の児童を主な対象として、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、通学先学校等関係機関との調整及び家族への相談支援等を行います。

【実施機関】

- 小児療育相談センター（所在地：神奈川区）
- 横浜市総合リハビリテーションセンター（所在地：港北区）
- 横浜市学齢後期発達相談室くらす（所在地：港南区）

3 メディカルショートステイ事業

3,014万円

常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児者等を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに市立病院や地域中核病院等の協力を得て入院による受け入れ（メディカルショートステイ）を行い、在宅生活の安定を図ります。＜協力医療機関10病院＞

4 医療環境整備事業<拡充>

919万円

(1) 医療的ケア児・者等支援促進事業<拡充>

日常的に人工呼吸器等で医療的ケアが必要な障害児・者等の在宅生活を支援するため、関係局が連携し、医療・福祉・教育等の多分野にわたる調整を行うコーディネーターを2人配置（磯子区・港北区）し、配置区を拠点として支援を開始します。また、新たにコーディネーターを4人養成します。

(2) 小児訪問・重症心身障害児看護研修等

医療的ケアを要する重症心身障害児・者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者との情報交換等を行う連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。

また、重症心身障害児・者のかかりつけ医から三次医療機関までのネットワーク構築に向けて、検討を行います。

5 障害児入所支援事業等<拡充>【一部再掲】

23億9,678万円

障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出します。

加えて、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。

さらに、契約により入所している児童の世帯に対して、措置による入所と同等の費用負担となるように、引き続き本市独自の利用者負担助成を行います。

※幼児教育・保育の無償化対象（7ページ参照）

13		区と児童相談所 における児童虐待への 対応の強化	
本年度		千円 1,495,832	
前年度		1,368,489	
差引		127,343	
本年度の 財源内訳	国	368,412	
	県	31,044	
	その他	13,265	
	市費	1,083,111	

事業内容

児童虐待通告や相談に迅速に対応し、その後の支援を適切に行うために、児童相談所や区役所の専門性の強化、体制強化に取り組みます。

また、地域における児童虐待防止のためのネットワークを充実し、関係機関同士の連携強化に向けた取組を行います。

さらに、市民に向けた児童虐待防止啓発・広報活動を拡充します。

1 児童相談所の運営と機能強化<拡充>【一部再掲】(9、10ページ参照) 13億5,882万円

児童福祉法の改正を踏まえ、児童相談所の体制を強化するとともに、人材の育成に取り組みます。

(1) 児童相談所の管理運営

4か所の児童相談所で、相談や調査・指導、児童の一時保護等を実施します。

(2) 児童虐待防止対策事業

児童虐待の早期発見・早期対応、再発防止や深刻化防止のため、関係機関と協力して在宅支援の強化や日常生活の福祉の向上等に取り組みます。

ア 児童虐待の相談・通告への対応

「よこはま子ども虐待ホットライン」の運営や調査、一時保護の実施など、24時間・365日の児童虐待相談・通告に迅速かつ的確に対応します。

イ 専門家による助言等<拡充>

法的対応力のより一層の強化のため、中央児童相談所に弁護士1名を常勤配置します。

常勤医師等による医学的助言を受けて、適切な支援を行える体制を充実します。

ウ 未成年後見人への助成

親権を行う者がいない児童等の日常生活の支援や福祉の向上を図るため、児童相談所長が選任請求し、家庭裁判所に認められた未成年後見人に対する報酬等を助成します。

(31年度対象児童見込数：15人)

(3) 児童相談所における人材の育成

児童福祉法に規定する児童福祉司任用前講習会・任用後研修をはじめ、児童虐待対応、里親支援などについて医師、大学教授等の外部講師による研修を実施します。

また、外部への派遣研修を実施し、専門的な援助技術の向上を図ります。

(4) 児童相談所の再整備<拡充>

児童虐待対応件数の増加への対応や、一時保護所における支援環境の向上を図るため、西部児童相談所の再整備及び北部児童相談所のレイアウト変更を進めます。

○31年度実施内容

西部児童相談所：実施設計

(複合施設「青少年相談センター」設計費を含む)

北部児童相談所：レイアウト変更



【児童虐待防止啓発リーフレット】



【オレンジリボンたすきリレー】

2 区役所の機能強化と地域等との連携、児童虐待防止広報・啓発<新規・拡充>【再掲】(9、10ページ参照) 5,515万円

(1) 区役所における人材の育成<拡充>

児童虐待対応に関する知識と経験のある児童精神科医を派遣する児童精神科医コンサルテーション事業や、区役所の児童虐待対応における検討会議等に児童福祉の専門家を派遣する、スーパーバイザー派遣事業を行います。

また、虐待対応における専門性強化のため、区の虐待対応に関わる職員向けの専門家による研修や新たに中堅職員に向けたスキルアップ研修を実施するなど、人材育成の充実を図ります。

(2) 区の要保護児童対策地域協議会の機能強化

地域における支援体制の維持・向上を図るため、関係機関向けの研修実施などのネットワークの充実を図ります。

また、要保護児童対策地域協議会の調整機関機能の向上を図るため、区役所の調整担当者に対する法定研修を実施します。

(3) 医療機関との連携強化

横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）会議の開催や研修等を行い、医療機関との連携強化の充実を図ります。

(4) 未就園児等の把握<新規>

児童虐待防止のため、従来の乳幼児健診未受診者及び不就学児等で居住実態が確認できない児童の調査に加え、新たに、保育所や幼稚園等の所属がなく、福祉サービス等の利用がない等安全確認ができない4歳～6歳の児童についても、目視等により安全確認・安全確保を図ります。

(5) 児童虐待防止の広報・啓発<新規・拡充>

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、11月の児童虐待防止推進月間、及び毎月5日の子供虐待防止推進の日を中心に、関係機関・団体、商店街、交通機関等と連携した広報・啓発事業を身近な地域でさらに進めます。

また、児童虐待の未然防止に向けて、市内の新生児の保護者に向けた、乳幼児期の児童虐待防止や事故防止に関するリーフレット、及び子育てに悩んでいる保護者に向けた、体罰によらないしつけの仕方や子育てのヒントなどを示したリーフレットを新たに作成し、保護者と接する機会を捉えた広報啓発活動を行います。

3 家庭訪問の充実

8,188万円

○ 養育支援家庭訪問事業

児童虐待の再発防止等に向け、児童の養育について問題を抱える家庭に、児童相談所から養育支援家庭訪問員(社会福祉主事等)や養育支援ヘルパーを派遣し、相談や家事支援を行います。

(養育支援家庭訪問員：8名、ヘルパー派遣予定回数：9,491回)



【横浜市児童虐待防止キャラクター「キャッピー」による児童虐待防止啓発活動の様子】



【神奈川県PRキャラクター「かながわキンタロウ」(写真右)とともに啓発】

14		社会的養護の充実			
				本年度	千円 7,462,949
				前年度	7,185,337
				差引	277,612
本年度の財源内訳	国	3,258,654			
	県	5,307			
	その他	37,548			
	市費	4,161,440			

事業内容

家庭での養育が困難な児童が、必要な支援を受けながら、落ち着いた環境の中で安心して安定した生活を送れるよう、社会的養護の充実に取り組みます。

1 児童福祉施設の整備 3億1,327万円

民間児童福祉施設耐震対策事業として、耐震対策が必要な施設の再整備等を進めます。31年度は児童養護施設「子どもの園」の工事を実施します。

【施設概要】

整備内容	実施内容	所在区分	定員	しゅん工予定
児童養護施設「子どもの園」再整備	工事	茅ヶ崎市	40人	31年度

2 里親制度の推進<拡充>【再掲】(10ページ参照) 3,590万円

里親制度が広く市民に理解され、活用されるための普及啓発として、制度説明会や広報を拡充します。

里親家庭の支援体制を充実するため、研修や交流サロン等を行う里親支援機関の強化、里親家庭への訪問等による心理相談を実施します。

3 ファミリーホーム事業<拡充> 1億6,139万円

家族と離れて暮らす児童を、地域の家庭的な環境の中で養育するファミリーホーム事業を実施するとともに、新規ホーム開設の推進を図ります。
(新規1か所、継続7か所)

4 自立援助ホーム事業<拡充> 1億5,361万円

義務教育終了後に児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、共同生活の中で就業支援等を行い、自立と生活の安定に向けた援助を行います。
(新規1か所、継続7か所)

5 養育家庭支援機能の強化<拡充> 4億267万円

(1) 横浜型児童家庭支援センター<拡充>【再掲】(10ページ参照)

支援が必要な地域で生活する家族を、相談支援事業、子育て短期支援事業、区役所や児童相談所等の関係機関との連携により支援します。

また、利便性や児童養護施設等の設置状況から、施設併設型のみではなく、独立型の整備を実施します。
(新規2か所、継続16か所)

(2) 子育て短期支援事業<拡充>

家庭での養育が難しい場合、児童家庭支援センターや乳児院、児童養護施設で、ショートステイやトワイライトステイ等の短期的な預かりを実施します。
(新規2か所、継続20か所)

6 児童養護施設等を退所した子どもへのアフターケア【再掲】 3,286万円

児童養護施設等を退所し、進学または就労する子どもが、社会で自立した生活を安定して送れるよう、施設等入所中から継続した相談支援や居場所(よこはまPortFor)の運営等を実施します。

施設等を退所した後も、訪問等により個々の状況を継続的に把握し、生活全般や住まい等に関する困りごとへのサポートを行います。

また、退所後、経済的事情で支援を必要とする児童に対し、資格取得や専門学校・大学等初年度納入金等を支給します。

<資格等取得支援事業に社会福祉基金を活用>

7 児童措置費等<拡充> 63億6,324万円

児童福祉法に基づき要保護児童を入所施設に措置した場合や里親等に委託した場合、また、母子家庭の母子生活支援施設への入所や妊産婦の助産施設への措置を行った場合に、施設の設定及び運営の基準を維持する費用を支弁します。

教育費等の加算や小規模グループケアの充実による児童の処遇向上、施設職員の処遇改善や業務内容に応じた加算等による専門性の向上を図ります。

また、施設等退所後も特に支援が必要で、20歳以降も引き続き里親家庭や施設等に居住する者について、居住費・生活費等の支援を行います。

15	ひとり親家庭等の自立支援	
	本年度	千円 259,376
	前年度	192,560
	差引	66,816
本年度の財源内訳	国	183,214
	県	—
	その他	—
	市費	76,162

事業内容

ひとり親家庭に対して、就業支援や学習支援等の総合的な自立支援を進めることにより、世帯の生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長の確保につなげます。

1 ひとり親家庭等自立支援事業<拡充> 2億5,383万円

(1) 自立支援教育訓練給付金<拡充>【再掲】(12ページ参照)

主体的な能力開発の取組を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進するため、①介護ヘルパー等の一般教育訓練及び②看護師等の専門実践教育訓練の対象講座を受講した場合、受講料の一部を支給します(費用の6割。上限は①20万円、②80万円。)

(2) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、講座受講料の一部を支給します。(受講費用の最大6割、上限15万円)

(3) 高等職業訓練促進給付金<拡充>【再掲】(12ページ参照)

看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために、養成機関で修業する場合に、3年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。

また、修業期間の最後の1年間について増額し、更に資格取得のために4年課程が必要となる者等を対象に、支給期間を36月から48月に延長します。

- 住民税非課税世帯：10万円(最後の1年間：14万円)
- 住民税課税世帯：7万500円(最後の1年間：11万500円)

(4) 日常生活支援事業

ひとり親家庭の親が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣します。ただし、未就学児のいる家庭が就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合は、定期的な利用を可能とします。

(5) 母子家庭等就業・自立支援センター(ひとり親サポートよこはま)

ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、講習会、就労相談、弁護士等による専門相談、養育費セミナーなどを、関係機関と連携して実施し、自立を支援します。

(6) 父子家庭の交流事業<新規>【再掲】(12ページ参照)

父子家庭向けの交流会を実施し、当事者同士の交流を通じた気付きの機会の提供や、父子家庭に必要とされる情報の提供に取り組みます。

(7) ひとり親の親講座事業<新規>【再掲】(12ページ参照)

離婚が子どもに与える影響等を離婚前後の両親が学ぶ講座を実施し、両親の離婚にかかわらず、子どもたちが心身ともに健やかに育成される環境の整備に取り組みます。

(8) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業<拡充>

高等職業訓練促進給付金の受給者に対して、入学準備金及び就職準備金の貸付を実施します。資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間継続して従事した場合は返還を免除します。

本事業は、30年度の国の補正予算を活用し、新たに34年度までの4か年分を計上します。

- 入学準備金：上限50万円
- 就職準備金：上限20万円

2 ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業【再掲】 555万円

ひとり親家庭の子どもに対して、食事の提供も含めた夕方以降の生活を支援し、ひとりで家にいることが多い子どもの基本的な生活習慣の習得と健全育成を図ります。

(モデル実施：継続2か所)

16		DV対策事業	
本年度		千円 112,000	
前年度		109,565	
差引		2,435	
本年度の財源内訳	国	15,477	
	県	15,477	
	その他	—	
	市費	81,046	

事業内容

DV被害者等が、安全で安心した生活を送ることができるよう、被害者の立場に立ち、相談、保護、自立に至るまで切れ目のない支援を行います。

1 DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実<拡充> 3,634万円

- (1) DV相談支援センター
DV被害者等を対象に、局・区・男女共同参画センターが、相談・安全確保から自立までの切れ目のない支援を行います。
- (2) 女性緊急一時保護施設等における自立に向けた支援<拡充>
DV被害者等が地域で生活できるよう、住まい探し・就労等を専門的に支援する職員を一時保護施設に配置します。
また、周産期対応を行う民間団体に、職員を配置し、支援体制を確保します。
さらに、一時保護には至らないものの、支援が必要な女性を対象に、新たにレスパイト宿泊付き相談支援事業（仮称）を実施し、一時的な居場所の提供と相談支援を行います。
- (3) 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業
民間支援団体との協働により、様々な生活問題を抱える外国籍女性と子どもへ、電話や面接による相談・支援を行います。
(実施施設：1か所)
- (4) 母子生活支援施設退所後のフォロー支援【一部再掲】
主に1年未満の退所者へ訪問・電話相談を行い、退所後の支援を行います。
(実施施設：7か所)

2 女性緊急一時保護施設補助事業 1,400万円

民間の女性緊急一時保護施設の運営費を補助し、受入体制を確保します。

3 加害者更生プログラムへの運営費補助 83万円

DV被害者支援の一環として、加害者更生プログラムを実施している民間団体に対し、その運営費の一部を補助します。
(実施施設：1か所)

4 母子生活支援施設緊急一時保護事業 6,083万円

DVからの避難等、緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に保護し、相談・支援等を行います。
また、養育に課題のある妊婦に対し、妊娠・出産・育児に関する支援を行う「妊娠期支援事業」を実施します。
(実施施設：7か所)



毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」週間です。
女性に対する暴力の根絶に向けて、毎年11月頃、政策局と共同で、協力いただける市内の名所を、運動のシンボルカラーであるパールにライトアップしています。
【ライトアップイメージ】
写真上：象の鼻パーク スクリーンパネル

17		児童扶養手当等	
本年度		千円 13,225,739	
前年度		11,479,954	
差引		1,745,785	
本年度の財源内訳	国	4,047,572	
	県	—	
	その他	20,208	
	市費	9,157,959	

事業内容

ひとり親家庭等に対して手当の支給及び特別乗車券の交付を行います。また、障害児に対する手当の支給に係る事務を行います。

1 児童扶養手当<制度改正>【再掲】(12ページ参照)

120億3,542万円

ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に手当を支給します。

また、支払回数について、現行の年3回を見直し、年6回の隔月支給を平成31年11月支払分から実施します。

- (1) 対象 18歳（中度以上の障害がある場合は20歳未満まで）
年度末までの児童の養育者
- (2) 支給月 4月・8月に前4か月分、11月に前3か月分、
平成32年1月・3月に前2か月分を支給
- (3) 月平均児童数 35,594人

2 臨時・特別給付金(仮称)<新規>【再掲】(12ページ参照)

3,497万円

臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対し、給付金を支給します。

- (1) 対象 児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親
- (2) 給付額 17,500円

3 特別児童扶養手当事務費

5,527万円

障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。当該手当事務のうち、請求の受付・認定等の事務を行います。手当は国から受給者に支給します。

【対象児童数】（平成30年11月末現在） ・重度障害児 2,450人 ・中度障害児 4,746人

4 特別乗車券の交付

11億8万円

児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯の経済的支援として、市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付します。※世帯に1枚交付

【交付見込数】 17,500人

18		児童手当	
本年度		千円 53,991,523	
前年度		55,812,442	
差引		△ 1,820,919	
本年度の財源内訳	国	37,365,245	
	県	8,091,415	
	その他	1,520	
	市費	8,533,343	

事業内容

児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長に資することを目的に、当該児童の養育者に手当を支給します。

1 児童手当

539億9,152万円

- (1) 対象
中学校修了までの児童
- (2) 手当額（児童1人あたり）

3歳未満		月額 15,000円
3歳以上	第1・2子	月額 10,000円
	第3子以降	月額 15,000円
小学生		月額 10,000円

・施設入所児童（出生順位にかかわらず一律）

3歳未満 月額 15,000円

3歳以上 月額 10,000円

・所得制限超過者（特例給付として支給）

児童1人あたり 月額 5,000円

- (3) 支給月
6月・10月・2月に前4か月分を支給します。
- (4) 月平均児童数
441,542人
- (5) 子育てワンストップサービスへの対応
国のマイナポータルを活用した児童手当現況届オンライン申請を継続して実施します。

19	子ども・子育て支援事業計画とワーク・ライフ・バランス等の推進	
	本年度	千円 159,069
	前年度	59,522
	差引	99,547
本年度の財源内訳	国	117,267
	県	5,569
	その他	2,680
	市費	33,553

事業内容

「横浜市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年度～31年度）における次期計画の策定や現計画の推進のための会議の開催、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発、子育て世帯等を対象としたプレミアム付商品券事業に取り組みます。また、「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」推進のための会議開催や地域における子どもの居場所づくりの推進等に取り組みます。

1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定・推進<新規>

2,365万円

(1) 次期計画の策定<新規>

これまで取り組んできた子ども・青少年施策を引き続き、着実に推進していくため、今後の5年間の基本計画となる次期計画（計画期間：平成32年度～36年度）策定に向け、素案・原案の作成やパブリックコメントを実施します。

(2) 子ども・子育て会議の開催

有識者や子育て支援者、教育・保育関係者、市民委員等からなる子ども・子育て会議において、計画に係る実施状況の点検・評価や次期計画策定に向けた審議等を行います。

(3) 子ども・子育てを支える機運の醸成

計画の理念に基づき、地域社会全体で子ども・子育てを支える機運の醸成に向けて、市民向けフォーラムを開催します。

2 ワーク・ライフ・バランスの推進

1,019万円

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

社会全体で子育てに取り組む機運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい環境づくりを促進・支援するため、ワーク・ライフ・バランス推進に関する市民向けの普及・啓発等に取り組みます。

(2) 父親育児支援

地域ケアプラザ等の身近な施設や家族で賑わう商業施設等において、子育てのノウハウなどを学ぶ父親育児支援講座を開催します。また、啓発冊子やウェブサイトによる情報発信を行います。

(3) 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

二十歳を迎える市民向け啓発や、結婚を希望する方及び子の結婚を希望する保護者向けセミナーを開催します。

3 プレミアム付商品券事業<新規>

1億1,110万円

消費税率引上げへの対応策として、住民税非課税者及び3歳未満の子がいる世帯に対し、経済局及び健康福祉局と連携し、商品券を発行します。（財源は全額国費）

4 横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進<拡充>

1,413万円

(1) 地域における子どもの居場所づくり推進事業<拡充>

【再掲】（12ページ参照）

いわゆる「子ども食堂」等の地域の取組が市全域で推進されるよう、フォーラムの開催やウェブサイトによる情報提供・発信を行います。また、月2回以上の子ども食堂等の取組の立ち上げ・拡充に対する助成の全区展開、子どもの居場所づくり支援アドバイザー等の派遣、地域の取組支援に関する好事例の横展開に向けた事例集の作成などを行います。

(2) 地域の子育て支援事業者等に向けたセミナーの開催<新規>

【再掲】（12ページ参照）

「気づく・つなぐ・見守る」ためのスキル向上及び事業者間の連携促進を図るため、日頃から子どもと接する機会の多い地域の子育て支援事業者等を対象にセミナーを開催します。

(3) 子どもの貧困対策に関する計画推進会議の開催

子どもや家庭への支援に関わる団体・事業者や学識経験者、学校関係者等からなる子どもの貧困対策に関する計画推進会議において、計画推進のための意見聴取等を行います。



20	母子父子寡婦 福祉資金貸付事業 (母子父子寡婦 福祉資金会計)		事業内容	
			母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の福祉を増進するための各種の資金貸付を行います。	
			1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	6億3,963万円
	本年度		千円 639,627	
	前年度		473,759	
差引		165,868		
本年度の財源内訳	国	—		(1) 対象者 ア 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦又はその児童等 イ 40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない人 (2) 主な資金 修学資金、就学支度資金等 (12資金) (3) 貸付利子 無利子又は年利1.0% (4) 償還について ○ 期間：据置 (6か月又は1年) 後3年～10年以内 滞納者に対して直接通知・訪問・電話で償還業務を行います。 (5) 貸付限度額 (例：修学資金) ○ 私立高校 (自宅通学) : 30,000円/月額 ○ 私立大学 (") : 54,000円/月額 ○ 大学院 (修士課程) : 88,000円/月額 (6) 国への償還及び一般会計への繰入れ 剰余金が国の定める基準額を超えた場合、超過額の一部を国へ償還するとともに、一部を一般会計へ繰り入れます。31年度は基準額を超えるため、国への償還等を行います。
	県	—		
	その他	611,833		
	市費	27,794		

【横浜の未来像を表す新ロゴマーク】



風車の羽をモチーフにしたマーク。ヨコハマに吹く自由で開放的な風をイメージしたものです。3つの異なる四角形は、ヨコハマの多様性を表しています。

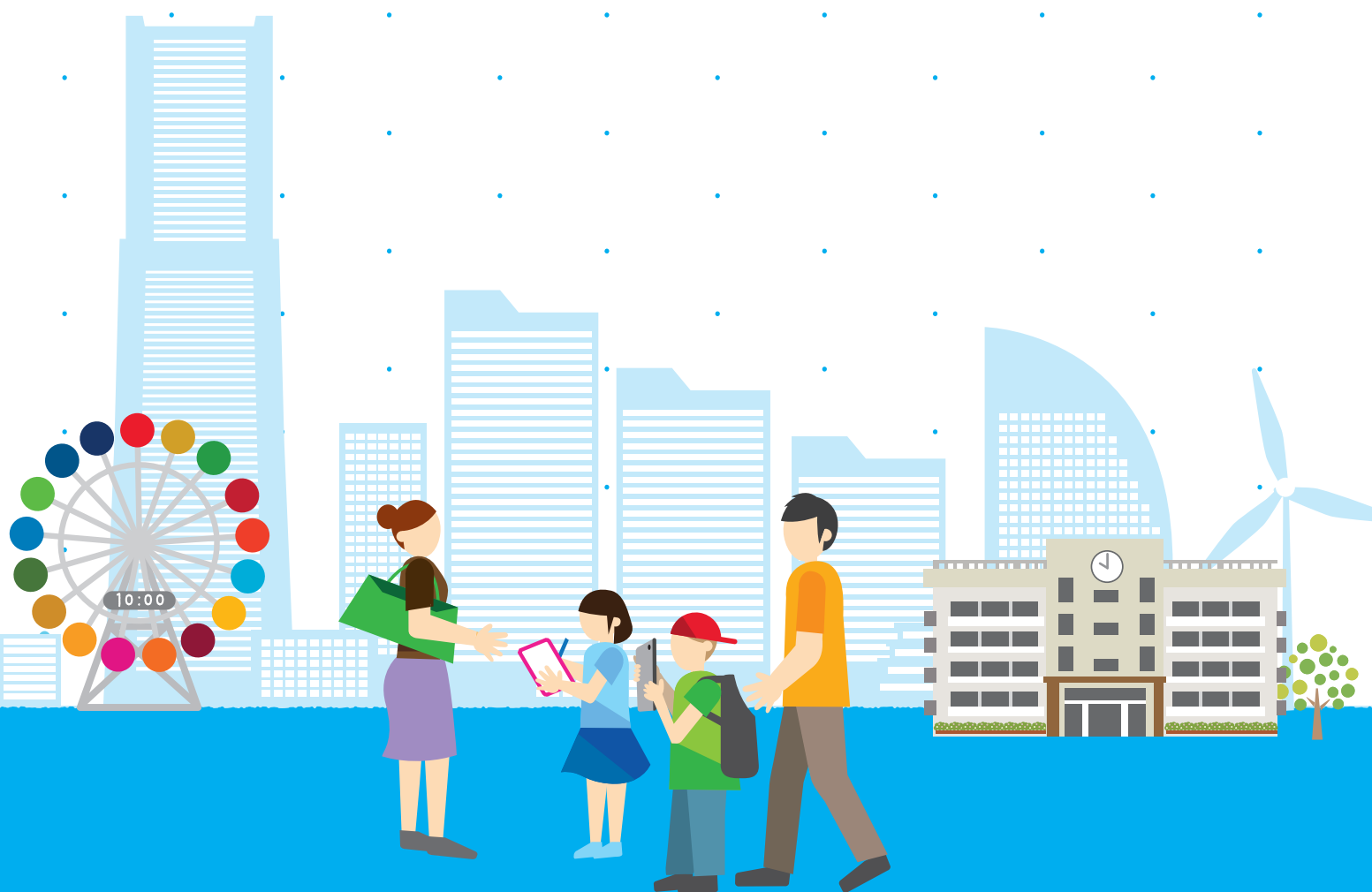
CHILD AND YOUTH BUREAU

こどもせいしょうねん



第3期
横浜市教育振興
基本計画
2018-2022

概要版



2018(平成30)年に策定した「横浜教育ビジョン2030」の具現化に向けたアクションプランとして、今後5年間で進める施策や取組をまとめた「第3期横浜市教育振興基本計画」(教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」)を策定しました。計画期間:2018(平成30)年度～2022(平成34)年度

◆◆◆ 構成 ◆◆◆

「横浜教育ビジョン2030」が示す4つの教育の方向性と14の柱に基づき、「26の施策」を示します。施策ごとに、「指標」、「想定事業量」、「主な取組」を掲げ、PDCAサイクルに基づき、進捗管理を行います。



◆◆ 基本姿勢 ◆◆

「横浜教育ビジョン2030」の具現化に向け、本計画を策定・推進するに当たっての基本姿勢として、次の2点を示します。

持続可能な学校への変革

持続可能な未来の創造・持続可能な学校への変革を目指し、

- SDGs*との関係性を意識した教育活動の展開
- 「教職員の働き方改革」の着実な実施
- 地域、企業、大学及び関係機関等との連携・協働の推進
- 自然環境に配慮した学校施設の整備を進めます。

客観的な根拠に基づく教育政策の推進

明確な指標設定のもと、大学や企業等と連携し、学力・学習状況調査等のデータの分析や施策・取組の効果検証を踏まえて、授業改善や教育施策を推進します。

*2015(平成27)年「国連持続可能な開発サミット」で採択された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)

■ 特に重視するテーマ ■

1

新学習指導要領の着実な実施と主体的な学びの実現

2020(平成32)年から全面実施される新学習指導要領への移行に向けた万全な準備を行い、着実に実施することにより、主体的な学びを実現することができるよう、各取組を推進します。

2

新時代の到来を見据えた次世代の教育の推進

グローバル化の一層の進展や情報社会、超スマート社会、AIの進化等、新時代の到来を見据え、子どもが地域や社会とのつながりを通して、新たな価値を創造する力を育みます。

3

子どもの健康の増進

生涯にわたって、健康かつ豊かな生活を送ることができるよう、自ら健康を保持増進しようとする態度の育成や、科学的根拠に基づく体力向上に取り組めます。

4

多様なニーズに対応した特別支援教育の推進

共生社会の実現に向け、全ての学校において、インクルーシブ教育システムの構築を更に推進し、多様な教育の場を充実させていくとともに、全ての子どもに、あらゆる教育の場で、一貫した適切な指導や必要な支援を行います。

5

複雑化する課題の解決に向けた学校組織の体制強化、福祉・医療との連携強化

いじめ等の課題の早期発見・解決や日本語指導が必要な児童生徒及び不登校児童生徒への支援の充実に向け、学校組織の体制強化を進めるとともに、貧困・虐待等の課題に対応するため、福祉・医療との連携強化を図ります。

6

計画的な学校施設の建替えの推進

「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」(2017(平成29)年策定)に基づき、老朽化した学校施設の建替えに順次着手します。

柱1

主体的な学び

主体的な学びを引き出し、様々な教育的ニーズに応じて、個性や能力を伸ばします

施策1 主体的・対話的で深い学びによる学力の向上

主な取組

- ① **新学習指導要領の着実な実施と「主体的・対話的で深い学び」の実現**
 - ・ 小学校高学年における一部教科分担制の導入
 - ・ 総合学校支援システムの構築
- ② **「横浜市学力・学習状況調査」の活用による学力の向上**
 - ・ 新学習指導要領を踏まえた調査内容の改訂
- ③ **学習の習熟度に応じた指導・支援の充実**
 - ・ 学力の定着に困難を抱える子どもへのきめ細かな学習支援
 - ・ 放課後の学習支援の実施



指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
課題の解決に向け、話し合い、発表する等の学習活動に取り組んでいると答える児童生徒の割合	小6：74.3% 中3：64.0%	小6：80% 中3：70%
「全国学力・学習状況調査」の平均正答率	全国を上回る	毎年、全国を上回る
「全国学力・学習状況調査」の下位層※の割合	全国より少ない	毎年、全国より少ない

※正答数分布の状況から四分位により、正答数の高い順に学力層を4つに分けた場合の一番学力が低い層。

施策2 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進

主な取組

- ① **不登校児童生徒への支援の充実**
 - ・ 民間教育施設等との連携
 - ・ 不登校児童生徒や保護者への情報提供
- ② **日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実**
 - ・ 日本語指導が必要な児童生徒の増加に合わせた事業の拡充
- ③ **教育相談の充実**
 - ・ 機関連携等による課題解決のための仕組みづくり

指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
不登校児童生徒のうち横浜教育支援センター※の支援を受けている児童生徒の割合	12.5%	17.4%

※不登校になった小中学生を対象に、ハートフルフレンド(大学生等)による家庭訪問や、ハートフルスペース(適応指導教室)及びハートフルルーム(相談指導学級)における様々な活動を通じた支援。

施策3 特別支援教育の推進

主な取組

- ① **全ての子どもが安心して学べる多様な学びの場の構築**
 - ・ 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実
- ② **一般学級在籍の特別な支援が必要な児童生徒への支援の充実**
 - ・ 巡回型指導の実施による通級指導教室の充実
- ③ **障害特性に応じた個別支援学級における教育の充実**
 - ・ 特別支援学校教諭免許状の取得支援
- ④ **特別支援学校の充実**
 - ・ 知的障害・肢体不自由特別支援学校の充実
- ⑤ **特別支援教育相談システムの充実**
 - ・ 特別支援教育総合センターにおける相談機能の充実

指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
卒業後を見通した学習が行われていると答える特別支援学校の保護者の割合	88.0%	100%
個別支援学級※の担当教員の特別支援学校教諭免許状保有率	小：25.3% 中：31.1%	小：32% 中：38%

※障害種ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人ひとりに応じた教育を行う学級。国の「特別支援学級」に相当する学級。

施策4 魅力ある高校教育の推進

主な取組

- ① 市立高校の魅力づくり
 - ・ SGH、SSHの更なる深化・発展
- ② 進路希望実現への支援
 - ・ 課題探究型学習の推進
- ③ 市立高校におけるグローバル人材の育成
 - ・ 海外大学進学支援プログラムの実施

指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
全日制高等学校卒業段階で英検2級相当以上の取得割合	29.8%	50%

柱 2

創造に向かう学び

よりよい社会や新たな価値の創造に向け、学びを社会と関連付け、他者と協働する機会を創出します

施策1 グローバル社会で活躍できる人材の育成

主な取組

- ① グローバル社会で活躍するためのコミュニケーション能力の育成
 - ・ 小学校における英語教科化に向けた取組
- ② 国際理解教育等の推進
 - ・ 国際交流の促進

指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
中学校卒業段階で英検3級相当以上の取得割合	54.0%	58%

施策2 情報社会を生きる能力の育成

主な取組

- ① 児童生徒の情報活用能力の向上
 - ・ 小学校のプログラミング教育の推進
- ② ICT環境の整備
 - ・ タブレット端末やソフトウェア等のICT環境の充実

指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
児童生徒のICT活用を指導する能力を有する教員の割合	59.9%	67%

施策3 持続可能な社会の実現に向けて行動する力の育成

主な取組

- ① 社会と連携した自分づくり教育(キャリア教育)の推進
 - ・ はまっ子未来カンパニープロジェクトの拡充
- ② SDGsとの関係性を意識した教育活動の展開
 - ・ SDGsと結びつくESDの推進



2年生「うみのたからもの」の活動の様子

指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
地域や社会をよりよくすることを考えることがあると答える児童生徒の割合	小6：46.8% 中3：32.6%	小6：55% 中3：45%

柱 3

支え合う風土

相手と心から向き合うこと(想)を大切に、多様な価値感を認め、支え合う風土を醸成します

施策1 豊かな心の育成

主な取組

- ① 考え、議論する道徳教育の推進
 - ・「道徳授業力向上推進校・拠点校」における研究の推進
- ② 人権教育の推進
 - ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の効果的な活用
- ③ 「本物」に触れる機会の創出
 - ・他局と連携した多様な教育機会の創出



アーティストとともに自由な動きを楽しむ様子

指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると答える児童生徒の割合	小6：69.0% 中3：60.0%	小6：82% 中3：76%
自分には良いところがあると答える児童生徒の割合	小6：76.6% 中3：67.1%	小6：84% 中3：79%

柱 4

学びと育ちの連続性

幼児期から社会的自立までの成長過程における学びや育ちの連続性を大切にします

施策1 つながり重視した教育の推進

主な取組

- ① 学校やブロックらしさを生かした小中一貫教育の推進
 - ・併設型小・中学校の設置拡充
- ② 育ちや学びをつなぐ幼保小連携・接続の充実
 - ・スタートカリキュラムの充実
- ③ 義務教育学校・中高一貫校の充実
 - ・義務教育学校の先進的な実践・研究の成果の発信

指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
小中一貫教育推進ブロック内で教育課程に関する共通の取組を行ったと答える学校の割合	82.9%	100%

施策2 健康な体づくり

主な取組

- ① 運動やスポーツと多様に関わる機会の創出
 - ・オリンピック・パラリンピック教育の推進
- ② 「体力・運動能力調査」の活用による運動習慣の確立と体力向上
 - ・体力向上に向けた科学的・分析的な取組の推進
- ③ 食育の推進
 - ・中学校昼食(ハマ弁)の充実
- ④ 健康安全教育の推進
 - ・歯科保健教育の推進
- ⑤ 持続可能な部活動の実現
 - ・部活動指導員の配置

指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
一週間の総運動時間(体育、保健体育の授業を除く)が7時間未満の児童生徒の割合	小：58.1% 中：28.4%	小：56% 中：25%
ハマ弁の喫食率*	1.3% (2018年3月)	20% (2020年度)

*中学校の生徒のうち、ハマ弁を注文した生徒の割合。

柱5

安心して学べる学校

教職員が子どもの理解を深め、いじめなどの課題をチームで解決し、安心して学べる学校をつくります

施策1 安心して学べる学校づくり

主な取組

- ① 安心して参加できる集団づくり
 - ・ 新たな不登校を生まないための「魅力ある学校づくり」
- ② いじめ等への組織的対応の強化
 - ・ 児童生徒支援体制の充実
 - ・ SSWの体制強化・人材育成



指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
1,000人当たりの不登校児童生徒数(小・中学校)	17.5人	16.1人
スクールソーシャルワーカー*(SSW)が行った支援により児童生徒の状況が改善した割合	75.8%	80%

※いじめや不登校等の課題の解決に向けて、福祉的な視点で支援を行うとともに、関係機関との連携調整を図る専門職。

柱6

社会とつながる学校

地域や社会と目標を共有し、連携・協働することを通して、子どもが社会とつながる学校をつくります

施策1 地域との連携・協働の推進

主な取組

- ① 学校運営協議会の設置推進
 - ・ 学校運営協議会新規設置校への支援
- ② 地域学校協働活動の推進
 - ・ 地域学校協働本部の整備
- ③ 学校運営協議会と地域学校協働本部の連携強化
 - ・ 学校運営協議会と地域学校協働本部の連携についての優れた例の発信



戸塚区役所屋上水田で田植えをする様子

指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果があったと答える学校の割合	—	小：100% 中：90%

施策2 自主・自律的な学校運営の推進

主な取組

- ① 学校マネジメント機能の強化
 - ・ 「横浜市学校評価ガイド」の改訂
- ② 学校教育事務所による学校支援
 - ・ 学校課題解決支援

柱7

いきいきと働く教職員

子どもが豊かに学び育ち、教職員がいきいきと働くことができる学校をつくります

施策1 教職員の働き方改革の推進

主な取組

- ① 学校の業務改善支援
 - ・ 教職員版フレックスタイム制度の導入
- ② 学校業務の適正化、精査・精選
 - ・ 勤務時間外の留守番電話の設定
- ③ チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実
 - ・ 職員室業務アシスタントの配置の拡充
- ④ 教職員の人材育成・意識改革
 - ・ 教職員庶務事務システム、ICカードによる勤務実態の把握



職員室業務アシスタントによる事務補助

指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
時間外勤務月80時間超の教職員の割合	—	0%
19時までには退勤する教職員の割合	—	70%以上
健康リスク・負担感指数*	109	100未満
年休取得日数(有給休暇取得日数)	—	全員10日以上

*「仕事の量的負担」と「仕事のコントロール」をクロス集計した指数。全国平均100として数値が高いほどストレスの度合いが高い。

柱8

学び続ける教職員

教職員は自ら学び続け、資質・能力の向上を図り、使命感や情熱を持って職責を果たします

施策1 教職員の育成、優秀な教職員の確保

主な取組

- ① 時代の変化に対応した教職員の人材育成の強化
 - ・ 学校運営力の向上に向けた研修の充実
- ② 学び続ける教職員のための環境づくり
 - ・ 海外研修派遣、企業等研修派遣
 - ・ 新たな教育センターの施設確保に向けた事業推進
- ③ 優れた教職員の確保
 - ・ 教員養成段階の取組



授業の風景

指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
学校の授業は分かりやすいと答える児童生徒の割合	小：76.0% 中：64.0%	小：80% 中：70%

柱9

安全・安心な環境

学校施設の計画的な建替えや保全等を進め、子どもの安全・安心を確保します

施策1 安全・安心な教育環境の確保

主な取組

- ① 児童生徒の安全確保
 - ・ 非構造部材(外壁・サッシ等)落下防止対策
 - ・ 学校のブロック塀の安全対策
- ② 快適な教育環境の整備
 - ・ 特別教室(図書室、理科室、美術室(図工室)、調理室(家庭科室))への空調設備の設置
- ③ 学校施設の計画的な保全
 - ・ 計画的な保全と長寿命化

施策2 学校施設の計画的な建替えの推進

主な取組

- ① 学校施設の計画的な建替え
 - ・ 建替えに向けた検討・事業着手
- ② 自然環境に配慮した学校施設の整備
 - ・ 省エネルギー施設の整備
 - ・ 木材利用の促進

指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
建替工事着手校数	—	9校

柱10

地域とともに歩む学校

地域とともに子どもをよりよく育む教育環境を整えます

施策1 学校規模の適正化

主な取組

- ① 小規模校や過大規模校の対策
 - ・ 小規模校の適正規模化等
- ② 通学区域の調整
 - ・ 通学区域の変更・弾力化

施策2 地域の状況を踏まえた学校づくり

主な取組

- ① 地域学校協働活動の推進
 - ・ 地域学校協働本部の整備
- ② 学校施設の複合化等の検討
 - ・ 学校施設の複合化等の検討

柱11

市民の豊かな学び

生涯にわたって主体的に学び、心豊かな生活につながるよう、市民の学びの環境を整えます

施策1 生涯学習の推進

主な取組

- ① 生涯学習の推進
 - ・ 横浜市生涯学習基本構想の改訂
- ② 読書活動の推進
 - ・ 「第二次横浜市民読書活動推進計画」の策定

施策3 横浜の歴史に関する学習の場の充実

主な取組

- ① 歴史学習の機会の充実
 - ・ 学校等で活用できるプログラムの充実
- ② 文化財の保全・活用
 - ・ 「歴史文化基本構想」の策定

施策2 図書館サービスの充実

主な取組

- ① 子どもの読書習慣の定着と市民の学びの支援
 - ・ 誰もが利用しやすい図書館づくり

指 標	直近の現状値(2017年度)	目標値(2022年度)
市立図書館の新規登録者数	60,287人	60,000人(5か年平均)

柱12

家庭教育の支援

家庭は子どもの心身の調和のとれた発達、自立心の育成、生活習慣の確立を図り、行政は家庭教育を支援します

施策1 家庭教育支援の推進

- 主な取組
- ① 家庭教育に関する適切な情報の提供
 - ・ 家庭教育総合情報サイトの開設
 - ② 保護者の学びや交流の促進
 - ・ 保護者の学び・交流の場づくり事業
 - ③ 関係機関や地域と連携した家庭教育支援
 - ・ 幼児教育施設との連携促進



柱13

多様な主体との連携・協働

学校、家庭、地域をはじめ、国内外の様々な関係機関や企業等が連携・協働し、子どもを育みます

施策1 多様な主体との連携・協働の推進

- 主な取組
- ① 地域等との連携・協働の推進
 - ・ 通学路の安全確保に向けた関係機関との連携
 - ・ 学校・家庭・地域が連携した防災教育・防災訓練
 - ② 企業との連携・協働の推進
 - ・ 「共創フロント」と連携した取組
 - ③ 大学との連携・協働の推進
 - ・ 横浜市立大学データサイエンス学部との連携による調査研究



「みなとみらい駅お仕事体験」の様子

柱14

切れ目のない支援

教育と福祉、医療等との連携により、子どもを切れ目なく支援し、自立と社会参画に向けた学びや発達を保障します

施策1 福祉・医療との連携による支援の充実

- 主な取組
- ① 福祉との連携強化
 - ・ 要保護児童対策地域協議会の枠組みを活用した連携の促進
 - ・ 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
 - ② 医療との連携強化
 - ・ 医療的ケアを必要とする子どもへの支援

施策2 子どもの貧困対策の推進

- 主な取組
- ① 教育機会の保障
 - ・ 就学援助の入学準備金前倒し支給
 - ② 地域・関係機関との連携強化
 - ・ 放課後の学習支援の実施
 - ・ SSWと関係機関の連携強化





第3期横浜市教育振興基本計画の詳細はこちらへ

第3期横浜市教育振興基本計画

検索



横浜市教育委員会事務局 教育政策推進課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-3243 FAX 045-663-3118

2018(平成30)年12月発行